

宜 議 第 6 1 号
令和4年9月27日

議長
上地 安之 殿

福祉教育常任委員会
委員長 山城 康弘

委員会審査結果について（報告）

第441回定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令和3年 12月10日	令和3年 12月10日	陳情第59号、議案第76号、陳情第63号、 議案第73号、議案第75号
令和3年 12月13日	令和3年 12月13日	議案第84号、議案第85号、議案第83号、 陳情第59号
令和3年 12月14日	令和3年 12月14日	陳情第77号、議案第73号、議案第75号、 議案第76号、議案第83号、議案第84号、 議案第85号、陳情第1号、陳情第10号、 陳情第11号、陳情第12号、陳情第14号、 陳情第16号、陳情第21号、陳情第27号、 陳情第41号、陳情第42号、陳情第43号、 陳情第45号、陳情第46号、陳情第48号、 陳情第49号、陳情第51号、陳情第58号、 陳情第59号、陳情第62号、陳情第63号、 陳情第65号

令和3年 12月20日	令和3年 12月20日	議案第85号
会議日数 4日間		

事件一覧及びその結果

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第73号	令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	令和3年12月9日	令和3年12月14日	原案可決 (全会一致)
議案第75号	令和3年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第2号)	令和3年12月9日	令和3年12月14日	原案可決 (全会一致)
議案第76号	令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	令和3年12月9日	令和3年12月14日	原案可決 (全会一致)
議案第83号	宜野湾市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	令和3年12月9日	令和3年12月14日	原案可決 (全会一致)
議案第84号	宜野湾市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	令和3年12月9日	令和3年12月14日	原案可決 (全会一致)
議案第85号	宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	令和3年12月9日	令和3年12月20日	原案可決 (賛成多数)
陳情第1号	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情	平成30年10月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情第10号	看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	平成31年3月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情第11号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情	平成31年3月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情第12号	介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	平成31年3月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情第14号	沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情	令和元年6月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情第16号	沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情	令和元年9月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情第21号	貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情	令和元年9月10日	—	閉会中の 継続審査

陳情 第27号	若年がん患者の在宅療養支援を求 める要請	令和元年 12月6日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第41号	令和3年度福祉施策及び予算の充 実について	令和2年 12月8日	—	審議未了
陳情 第42号	日常生活用具給付等事業の排泄管 理支援用具の給付対象者を拡充す るよう求める陳情	令和2年 12月8日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第43号	国の責任による「20人学級」を展 望した少人数学級の前進を求める 陳情	令和2年 12月8日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第45号	安全・安心の医療・介護の実現と国 民のいのちと健康を守るための陳 情	令和3年 6月14日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第46号	国民健康保険税(料)の特例減免等 の継続を求める陳情	令和3年 6月14日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第48号	地域型保育事業所の三歳児以降受 け入れについての陳情	令和3年 6月14日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第49号	国保運営にあたって、コロナ禍な どの困窮から県民の生活を守るた めに地方自治の本旨に基づき、制 度の改善を求める陳情	令和3年 6月14日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第51号	コロナ禍の中だからこそ、こどもた ちの健やかな成長のために「現物給 付」への国のペナルティ全廃と18 歳までこども医療費無料制度を実 現し、こども医療費無料制度の改善 を求める陳情	令和3年 6月14日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第58号	令和4年度福祉施策及び予算の充 実について	令和3年 12月9日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第59号	宜野湾市西普天間住宅地区発見の 歴史の道の保存と活用について	令和3年 12月9日	令和3年 12月14日	採 択
陳情 第62号	真志喜中学校の不足している部室 について	令和3年 12月9日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第63号	宜野湾市内の小中学生の英語力向 上への取組について	令和3年 12月9日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第65号	宜野湾市内の公園とコンベンショ ンセンター付近のホームレス保護	令和3年 12月9日	—	閉会中の 継続審査

	について			
陳 情 第 7 7 号	5歳から12歳の新型コロナワクチン接種告知の方法と接種券に関する陳情	令 和 3 年 1 2 月 9 日	—	閉会中の 継続審査

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和3年12月10日（金）1日目

午前10時00分 開会

午後 3時52分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（6名）

委員長	山城 康弘	副委員長	屋良 千枝美
委員	伊佐 文貴	委員	栄田 直樹
委員	呉屋 等	委員	伊波 一男

○欠席委員（1名）

委員	宮城 力
----	------

○説明員（19名）

健康推進部次長	松本 勝利	国民健康保険課長	米 須 之 訓
国民健康保険課庶務係長	大 道 優	国民健康保険課給付係長	名 幸 仁
国民健康保険課保険税係長	西 浜 稔	国民健康保険課後期高齢者医療係長	松 川 奈 津 子
介護長寿課介護長寿担当主幹	志 良 堂 孝	介護長寿課認定給付係長	饒 平 名 文 治
介護長寿課事業管理係長	玉 代 勢 桂	介護長寿課長寿支援係長	国 頭 陽 子
健康推進部健康増進課長	玉 城 悟	教 育 部 次 長	真 喜 志 若 子
文 化 課 長	津 波 古 良 幸	文 化 課 文化財整備係長	仲 村 健
指 導 部 次 長	川 上 一 徳	指 導 課 長	與 那 嶺 哲
市街地整備課市街地整備担当技幹	普 天 間 朝 信	都 市 計 画 課 工 事 係 長	上 原 力

○議会事務局職員出席者

主任主事	棚原裕貴
------	------

○審査順序

陳情第59号 宜野湾市西普天間住宅地区発見の歴史の道の保存と活用について

議案第76号 令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

陳情第63号 宜野湾市内の小中学生の英語力向上への取組について

議案第73号 令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第75号 令和3年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第2号）

第441回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和3年12月10日（金）第1日目

○山城康弘 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

陳情第59号 宜野湾市西普天間住宅地区発見の歴史の道の保存と活用について

○山城康弘 委員長 陳情第59号 宜野湾市西普天間住宅地区発見の歴史の道の保存と活用についてを議題といたします。

質疑に入る前に、事務局より陳情書の読み上げを行います。棚原主任主事。

○事務局 陳情第59号 宜野湾市西普天間住宅地区発見の歴史の道の保存と活用について。陳情者は、沖縄考古学会の会長、上原さんとなっております。本文を読んでいきます。

平成27年3月末にキャンプ瑞慶覧から返還された宜野湾市西普天間住宅地区における跡地利用計画等の開発工事に伴う発掘調査のうち、道路予定地に係る「喜友名・新城の宿道」の緊急発掘調査で、令和2年度に状態が極めて良好で、また現位置を保った印部土手石が発見されたと報じられています。

印部土手石は、1737年から1750年に琉球王府による検地の際に設置された土地測量のための図根点であり、琉球独自の測量技術を示すものです。

当時約1万基設置されたとありますが、現存するものは、そのうちごく一部で、かつ原位置で現存する例は希少であり、学術的にも極めて重要です。

加えて歴史の道の周辺は、かつて水源が広がり、湧水群も現存するなど、琉球王府時代に整備された中頭方西海道と結びついた重要な遺構であり、悠久の歴史を解明するかけがえのない歴史の道に関わる文化遺産です。

歴史の道は、歴史的、文化的に重要な由緒を有する古道・交通関係遺跡であり、文化庁は平成8年より歴史の道百選を認定しています。そのうちの 하나가国頭・中頭方西海道（沖縄県那覇市・浦添市・恩納村）です。また、浦添市に所在する中頭方西海道及び普天満参詣道（平成24年国指定史跡・恩納村）に所在する国頭方西海道（平成16年国指定史跡）は、周辺の文化財と一体化した保存と活用が進められています。

つきましては、宜野湾市西普天間住宅地区で発見された歴史の道について、発掘調査の成果を市民に広く公開し、周辺の文化財と一体化した保存と活用について十分な検討が行われますよう下記のように強く要請いたします。

記

1、今回の調査で確認された歴史の道は、琉球王府時代に整備された中頭方西海道の「喜友名・新城の宿道」と結びついた重要な遺構であり、これに付随して発見された印部土手石は琉球の政治、経済、土木等の

歴史を解明するかけがえのない文化遺産として史跡指定を視野に入れた遺構の保存と活用について十分に検討、協議を行うこと。

2、基地関連区域は、未調査の遺跡も多く、今後万全な調査体制を構築すると同時に、発掘調査の成果を市民、県民に広く公開し、遺跡の保存活用について検討を進め、文化的価値と歴史的景観に配慮したまちづくりに向けて、関係諸機関との連携を図っていくこと。

ちなみにちょっと裏面については、かがみ文となっていますので、読み上げは省略したいと思います。以上です。

○山城康弘 委員長 それでは、記の部分で当局のほうから何かコメントございますか。特にないですか。すぐ質疑に入ってもよろしいですか。

(何事かいう者あり)

○山城康弘 委員長 何か今の記の部分、要請されている部分に関して、もし当局から現在の意見があるならば、まずそれを言ってもらってから質疑を行いたいと思いますけれども、教育部次長。

○教育部次長 今回、沖縄考古学会から、こういう陳情がございます。この陳情については、教育長宛てにもございまして、回答させていただいているところがございますけれども、この陳情の内容についてでございますけれども、歴史の道、それに付随する印部土手石の保存を求めているものでございますけれども、これまで教育委員会としては、できる限り保存できる範囲のものは保存しております。ただ、周りにある湧水群については、公園内の保存は可能になっておりますけれども、現地に保存するということが、開発計画の中では厳しい状況にありますので、それについては現地保存ではなく、切り取った上で、博物館で保管、展示していこうという考えでございまして、今後の建設部との調整の中で切り取ってはおりますけれども、また現地に復元するという可能性も、今後の流れによっては復元も可能というところもありますので、その辺は今後の推移を見守るという状況はありますので、考古学会のほうからは、今後の活用方法ということもありましたので、それは予算も含めて検討するところではございます。

○山城康弘 委員長 ありがとうございます。

本件に対する質疑に入ります。呉屋委員。

○呉屋等 委員 ちょっと資料がないと、この文化財の場所と都市計画、西普天間の開発が、どのように関わってくるかというのが分からないのですよ。11月3日に現場のほうで説明いただいたから理解できるのです。ですから、今日こういう資料を配ってくれるのかなと思ったけれども、11月3日の現場説明会で皆さんに配った資料がなければ、これはコピーしてもらいたいのと、あと新聞の資料、これは委員長に事前に報告しないといけないのですけれども、本当は。何も資料がないと、恐らく皆さん、イメージもつかないと思うので、資料をお持ちでしたら、ぜひ提供してもらいたいのですけれども、いかがですか。

○山城康弘 委員長 教育部次長。

○教育部次長 11月に現場のほうご案内させていただいておりますので、そのときの資料と新聞報道であった資料等を含めて提出させていただきます。

(何事かいう者あり)

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時10分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時20分)

○山城康弘 委員長 質疑はございませんか。呉屋委員。

○呉屋等 委員 ありがとうございます。この文化財的な価値は、後ほどお聞きするとして、印部土手石と中頭方西海道との、西普天間の開発工事について、例えば道路に係るとか、景観がどうか、そういうところを先に都市計画課のほうから説明していただいたほうがいいと思いますので、今言った2点と西普天間の開発との関連をちょっと御説明していただきたいです。

○山城康弘 委員長 文化課長。

○文化課長 今議員からお配りいただいた資料の10から11ページ目のこちらが西普天間住宅地区の計画図になっております。青いラインが幹線道路です。それと、茶色の部分でU字にちょっと曲がっている部分があるのですが、これが補助幹線道路になります。主にこの道路ですね、今、歴史の道は赤い破線を通っている、これが歴史の道の主なルートになっております。陳情にございます印部土手石が、この補助幹線道路のそばにあると思うのですが、位置的には、この位置になってございます。この位置の緑の部分が公園になっておりまして、この公園部分になる歴史の道、この部分が公園内に取り込まれる形になります。

問題は、青い幹線道路や茶色の補助幹線道路、またこの中のほうにはクリーム色の部分がございますけれども、これは住宅地になってございますので、ここに係る部分については、開発行為に基づいて文化財を残すことはできないという状況になってございます。幹線道路の部分と黄色い部分、歴史の道、あと印部土手石と幹線道路にかなり近接しているものですから、造成工事の際に現地に残すことは困難ということで開発、建設部のほうとの調整の中で現地では厳しいということとなっております。以上です。

○山城康弘 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今、文化課からの説明がありましたが、まず印部土手石のお話からなのですが、高低差があり、どうしても石を切らないといけないというところが出てきますので、私たちも印部土手石、どうにか残せないか、そのまま現況のまま残すことができるのではないかなということも検討はしました。

ただし、やはり工法的、あるいは技術的に、また工期的な面から、残すのは、かなり難しいという結論に達しました。できません。すみませんということで、文化課のほうには説明しております。

まず、工法的に擁壁を考えたのですが、L型擁壁になった場合は、この印部土手石の下も取らないといけない。要するに崩さないといけない、そういう形になるわけです。いろいろな擁壁を考えたのですが、やはり資金上も厳しいということになりました。

また、もう一つ、工期的にも、この幹線道路に関しては、琉球大学医学部の開校、開学に合わせて、令和6年度までには完了させたいというふうに計画しております。その工期的にも、やはりかなりこの辺を今から残すためにというのは、かなり難しいということで回答しました。その代わり一旦は、この印部土手石のところは切取りで、どこかに保管しておいて、この付近に、またどうにか設置できないかというふうなものを今から文化課と一緒に検討していきたいというふうに思っております。

あと、歴史の道に関しても、私たちはできるだけ残したいなというふうなことは考えているのですが、この図面の左下のほう、この辺に歴史の道がありますけれども、この歴史の道も私たち今、仮換地指定

を行っているのですけれども、歴史の道をどうにか少しでも多く残すことはできないかということで、この仮換地に対しても、今、修繕、変更ができるかどうか、検討しているところです。

ただ、この仮換地を指定したものに対しての修正というのは、かなり難しいものがありまして、この地権者の合意形成がとても大事なことです。それで、私たちも、このハードルは高いのかなというふうに思っているところですが、これも近々年明けにでも関係地権者とはちょっとお話ししてみたいなというふうに思っています。以上です。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 時間は、まだ大丈夫ですか。

○山城康弘 委員長 あと10分ぐらいだそうです。呉屋委員。

○呉屋等 委員 確認させてください。まず、西普天間のほうで見つかったのが令和2年に見つかって、事前に返還前とか、あるいは所有中に調査ができれば、もう少し早い段階で分かっていたら、その工期との兼ね合いが間に合ったのかなというところは、実際のところあるのでしょうか。

新聞報道によると、立入りの事前調査できなかったところがあるのですけれども、その点について、どうしても令和6年までには完成させなければいけないということの確認と、あとはこの発掘調査というか、文化財の調査、返還前にできなかったことが、この発見の遅れというのか、発見が、ちょっとこの時期になったということになったのか、この2点だけお伺いしたいと思います。

○山城康弘 委員長 文化課長。

○文化課長 ただいまの御質疑の件なのですけれども、呉屋委員がお話しされたとおり、西普日間住宅地区については、平成27年3月に返還がされました。同年7月に跡地利用計画が庁内で決定されましたが、その際、当該地は民有地であったため、返還前の詳細な文化財の立ち入り調査が実施できていない状況がございました。その中で跡地利用計画が策定されたものですから、同時並行的に開発と文化財の調査が進められていく中で、印部土手石の文化財調査ができなかったということが、ちょっと大きな要因かなと思っております。

また、先ほど市街地整備課長のほうからもございましたけれども、跡地利用する上で、令和6年6月の開学までには幹線道路を整備しないといけない。その中で令和3年度内には造成工事のほうも終えないといけないというところで、これまで何とか残す方法はないかということで調整はしてきたのですけれども、なかなか現地に残すことは困難ということになったものですから、文化課としては、やはりこういった貴重なものは、何とか市民に公開したいということで、令和3年度の予算で記録保存は防衛のほうでやったのですけれども、その後、一般公開するための予算を文化課のほうで令和3年度に計上させていただきまして、今年度切取り、移すような業務委託を本年度に行う予定となっております。以上です。

○山城康弘 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ただいま文化課長から令和3年度に工事が入るという話があったのですが、全体的な幹線道路の完了は令和6年度なのですけれども、今回令和3年度では、この道路の完成ではないのですけれども、ある程度の造成まで入れていく予定です。そのお話ですかね、今のは。そういうことで、文化課とも調整しております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** 市街地整備課のほうにもう一度確認なのですが、この幹線道路というのは、印部土手石という土手なので、上にあるのですよ。幹線道路は下にあって、この勾配をどうつけるかが、いろいろ検討されたところだと思うのです。だから、どうしても勾配を緩やかにするためには、この印部土手石のところを削らないといけないと。ちょっと立体的に見ないとなかなか分かりにくいですよ。この勾配があるところに関して、もう少し勾配をきつくすれば印部土手石を削らなくてもできるのではないかというお話もちょっと頂戴したのです。その角度をもう少し落として印部土手石を削らないように前に擁壁を建てるという工法も、あるところから御提案をいただいたのですが、その辺について、もちろんこれは安全第一だと。それについて御見解を御答弁いただきたいなど。

○**山城康弘 委員長** 市街地整備担当技幹。

○**市街地整備担当技幹** 先ほど課長から詳細な説明があったと思うのですが、今現在、幹線道路と印部土手石の位置が大体5メートルぐらい離れておりまして、距離として。計画道路との印部土手石との高低差が同じように5メートル出る予定となっております。

先ほどお話のあった箇所から高低差を処理するために擁壁工事で、どうにか印部土手石を保護するために擁壁工事ができないかというのを検討しましたが、検討の結果、技術的、また予算的にもちょっと対応が難しいということとなっております、ではどういった措置をするのかということで、今、呉屋委員からお話のあったとおり、のり面で、切土をして、ある一定勾配でのり面工事をするという対応で今検討しております。

それで、こののり面の勾配の問題になってくるのですが、土質によって、これは固ければ縦に切ることはできるのですが、土質が弱ければ、ある一定程度の緩やかな勾配がという形になるのですが、現場のほうは、土質的には、市のほうでは中硬岩の岩質と見ておりまして、これ西普天間は、ある程度全体が主な中硬岩岩質となっております。

この場所を問わず、琉大の今、造成のり面工事を見ると、ここも中硬岩でいくと、0.5から1.2、横軸が1メートルに対して50センチ切り上げていくか、1.2というのが1メートルに対して1.2ののり面、この比を指しているのですが、市としては、やはり中硬岩ではあるのですが、中硬岩というと石灰岩ですね、琉球石灰岩の岩質なのです。

この現場が、ちょっと風化が著しい箇所がございます、そういった石灰岩でも安定していないという見解を持っていますので、地区全体が1対1.2、ある程度安定勾配を取らないと、ちょっとのり面の崩落とか、危険性がございますので、これは道路ができた後ではなくて、工事期間中も、やはり安全に施行しないといけません。

市としては、今年度から、この付近の道路の造成工事に入りますので、造成工事をした後に各ライフラインの整備、下水道、水道の工事に来年度から入っていきますので、工事期間中の安全性の担保を取るために市のほうである程度の安定勾配を取る必要がある。市の考えている勾配でのり面を処理すると、今ある現位置の印部土手石は、やはり撤去せざるを得ないということになっております。これが構造の技術的な見解と、あと工事の予定となっております。

あともう一点、これはまた違う視点からなのですが、これも繰り返しになりますが、今現在、印部土手石がある位置というのが、区画整理事業で生み出した保留地として換地されておまして、保留地とい

うのは、将来的には売買して民間の方に土地の所有権が移りますので、ある程度市としては、やはりここにそのまま文化財を残してでの販売というのは、ちょっと難しいという考え方です。

これは仮換地の変更で、今後公園に変更することはできるかというのを今検討はしているのですが、今現在は検討、地権者、この前の新聞記事にもあるのですが、地権者説明会をして、ある程度合意が得られそうであれば、将来的には公園用地として、これはまだ担保が取れていない状況ですので、今のちょっと繰り返しになりますが、先ほど申し上げた工事の影響と、今現在保留地の状況から総合的に判断して、やはり1度切り取って移設が必要であると。昨年度から調整して、今年度予算にも切取りの予算と造成工事の予算を見ております。

今回要請があったのは、改めてできる限りの保全ということでお伺いしていますので、印部土手石を残すのは難しいにしても、歴史の道はある程度調整しながら、そういった仮換地変更が可能であれば公園内でできる限り保全していくということで調整しておりますので、調整結果が、今、呉屋委員から提案があった、新聞記事にも同じような形で、11月25日の紙面ですかね、それには詳細に記されているという状況となっております。以上です。

○**呉屋等 委員** 市街地整備課への質疑は、これで終わります。文化課は、また後で。

○**山城康弘 委員長** 休憩いたします。(午前10時38分)

○**山城康弘 委員長** 再開いたします。(午前10時39分)

○**山城康弘 委員長** 質疑はございませんか。呉屋委員。

○**呉屋等 委員** 後先逆になったのですが、今回なぜ陳情が来ているかというのは、印部土手石の中身、中頭方西海道の文化財として、どれだけ重要なものかというところを、やはり説明をしていただくのがよろしいのかなと思うのです。

浦添市のほうの首里から来ている、この中頭方西海道、普天満参詣道は国指定史跡になっているのですよ。それが宜野湾市でも見つかったというところ、印部土手石が何のためにこれがある、これがどういうふうに使われていたかというところが、とても大事な点で、これについて、ちょっと説明をしていただければいいでしょうか。

○**山城康弘 委員長** 文化課長。

○**文化課長** まず、印部土手石と歴史の道、写真もございますけれども、新聞にもございますけど、ちょっと御覧いただきたいと思います。こういう形になっております。これが印部土手石です。場所については、先ほど地図にあった場所です。歴史の道については一部が残っていて、こういった状態が非常にいいので、保存できるのではないかというような、一部残るところも残らないところもございますし、遺構として米軍の造成工事で残っていないところもございます。

先ほど呉屋委員からもございましたけれども、首里のほうから北部のほうに抜けて、こういった方西海道がありまして、西普天間住宅地区については、この辺りから見つかっております。印部土手石が何ぞやというところと、歴史の道の中身については以上です。

○**山城康弘 委員長** 文化財整備係長。

○**文化財整備係長** まず、歴史の道、先ほどか課長からありましたが、まず首里から発して浦添市の牧港、宜野湾市では、そのまま大謝名辺りから58号を通りながら、それから伊佐を南へ抜けて行きます。それが内陸部を通るような形なのです。それが西普天間のほうでぶつかったということです。

こちらのほうは、大謝名から伊佐にかけては歩道とか、車道とか、その辺りちょっと状態が、昔の道として残っているかどうかは分からない中で、今回見つけたのは、こちらの西普天間で、当時の地形を良好に残しながら、あと米軍の造成も入っておりますが、先ほど写真があったように、その当時の地形プラス道の遺構、当然歴史の道とプラスほかの湧水群、ここを通過して文化財という形で、この歴史の道と合わせた文化財とすると、線ではなく、面的に、文化的なものになる。

それで、印部土手石に関しては、学会のほうでも言われているのですが、1737年から50年、こちらのほうは当時フランスから中国を介して技術を得て、琉球独自のもので開花しています。これが測量としての成果が、こちらのほうは最終的な成果としては、ちょっとですけれども、こちらのほうは資料がありませんけれども、これは間切り図というのがあります。その精度としては、今現在の地図のものと比較しても遜色ないようなものであります。

基本的には三角測量の技術、それを基にして測量して、現在の測量技術、要は図根点、基準点ですね、今の国土地理院の一級や四級、いろいろあるのですが、そういったものの基本的な基準点のものが、この印部土手石というふうになっています。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** なかなか話を聞いただけではイメージしづらいと思うのですが、11月3日に文化課のほうから周辺議員へということで、見学の案内が来まして、現地で見学と説明をいただいたので、私としてはイメージできるのですが、実はこの印部土手石の説明が、間切り図というのが国指定重要文化財なのです。国指定重要文化財になったのが、この間切り図というのが、先ほど説明があったのが国指定文化財になっているのです。それを作成するのが、この印部土手石のほうのもの役に立ったと。これが1725年というのは、伊能忠敬が日本列島の地図を作っております。蝦夷に行ったのは1800年です。それより先に琉球国では、こういう間切り図を作成していた。その基になった1つが、この印部土手石ということで、大変貴重な文化財になると思うのです。

ただ、切り取りをして、また元に戻すというお話なのですが、大事なのは、この場所にあったのを一旦切り取りした後でも、これは文化財に指定できるのかどうかというところがあるのです。これをちょっと確認させてもらっていいですか。例えば現状を触らずに、国なり、県の重要文化財指定をもらえる、あるいはこれを一旦切り取って、同じ場所に戻しても文化財指定ができる、あるいはできない、これをちょっと御説明していただいていいですか。

○**山城康弘 委員長** 文化課長。

○**文化課長** 印部土手石については、この遺構については、現地にあること、先ほどありましたけれども、場所は小高い丘の上にございまして、目的が地図を作成する図根点とあって、やはり周りを見渡せる位置にあるということが、学者の先生方からも、もとの位置にあることが非常に重要であるため、これを切り取ると、文化財的価値は、ほぼなくなるというところで、意見を伺っております。

ただ、先ほども御説明ありましたが、開発行為、土地利用、開発する中で、どうしても現地に残すことができないということで、法的には記録保存までは動いております。ですが、やはりこういった貴重なものは、文化課としては、文化財価値はなくなるのですけれども、こういったものが、ここにあったということを公開したいという思いから、壊されてしまうよりか、切り取って、博物館のほうに保存したい。今後諸条件が整った場合には、またその位置に戻すことができないか、そういったところを検討している状況でございます。委員御指摘のとおり、切り取ってしまうと文化的価値はなくなってしまいます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 私は、きついなと思うのですけれども、文化課の皆さんは、身を切られるような思いでいるのかなと思いますが、この陳情に関しては、教育委員会、教育長にも届いていると聞いていますが、これは陳情者に返事は出されたのか、どういう返事をしたのか、これについて答弁おねがいします。

○山城康弘 委員長 教育部次長。

○教育部次長 同じように教育長のほうにも陳情がなされておまして、11月5日に回答をさせていただいております。この中で冒頭も御説明させていただきましたけれども、西普天間地区の中で湧水群やその周りの関係する文化財を公園内に保存できることは今後可能性もありますよという話をしております。

この中で今回考古学会の方からありますのは、印部土手石のことを本当に今言ったように現地あるからこそ重要であるということで、陳情を求めていますけれども、これについては、協議の結果、難しい状況にあり、これまで歴史の道も含めて橋梁案や、保存できないかという協議はさせていただきましたけれども、厳しい状況であると回答させていただいております。

将来的に、先ほど文化課長のほうからありましたように公開、活用していく上では、現地のほうに復元していくような取組ができないかということで調整しておりますということで、回答をさせていただいております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 今回の回答文を資料として提出してもらいたいのと、もう一つ、市民向けにやった説明会のパンフレット、とてもいい資料だと思うので、こちらのほうも委員のほうに提出をお願いしたいと思います。

○山城康弘 委員長 教育部次長。

○教育部次長 資料については提出させていただきます。

○呉屋等 委員 私のほうからは以上です。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 よろしくお願ひします。今日説明を受けて、とても重要な文化財だと思ったのですが、この資料の地図の、まだ開発されていない部分、こういう文化財というのは、今後も出てくる可能性としてはどれぐらいなのか。また、こういったものが出てくる可能性もあるという感じですか。その辺ちょっと分かる範囲でよろしくお願ひします。

○山城康弘 委員長 文化財整備係長。

○文化財整備係長 現在、こちらの跡地利用計画、琉大から東側はほとんど調査が行われております。今現在行われているのが、このカーブがあるところ、喜友名地区なのですが、現在この辺りの住宅地と幹線道路、あと区画道路、このほうが、まだ各調査というのが行われていて、それに対して公園側の形では保存される

のですが、住宅地の場合は、まだ分からないので、現在の想定としては住宅地とか、そういったものがある程度想定はされています。あくまでそれは試掘調査というところで、20掛ける1の試掘調査というのでやっているの、その間のところは、まだ分からない状況なので新たな発見というのは可能性としてあり得ます。ただ、掘ってみないと分からないという状況なので、私たちもどういったものがあるか、もしくはないかもしれませんというのがありますが、その辺りは可能性としてないとは言えない状況です。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。ということは、今現在では、やらないと、出てくるか、出てこないか分からない状態、これはまた課題が、またもし重要文化財が出たときに、また何かこれがまた保存ができない状態が、まだ出てくる。これは仕方がないことはあると思うのですが、できるだけその辺は都市計画課と一緒に、また協力して、もし早めに見つける、調査ができるのであれば、そういうふうに取り組んでいってほしいなど。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。呉屋委員。

○呉屋等 委員 この印部土手石の切取りというのは、もう発注しているのか、それとももう終わったのか。

○山城康弘 委員長 文化課長。

○文化課長 我々としましても、令和3年度予算で本年度ぎりぎりまで待っていたのですが、工期の都合上、12月1日入札で、業者については決まっております。契約は、これからです。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 それは肅々と進めていかれるものだと思うのですが、11月のほうで2回、市民の方に見学説明会があって、1回雨で延期になってできなかったですね。それで、切取りする前に、できればもう一度現地で、やはり現地を見ないと、多分イメージは湧かないと思うし、こんなところだったのだというのが分かると、残そうかなというものではなくて、あるうちにもう一回、子供たちに見せてあげたいなどというのがある、これは質疑というか、提案なので、ぜひ切取りする前に、もう一回市民向けの現地見学説明会をお願いしたいと思います。

○山城康弘 委員長 文化課長。

○文化課長 実は業者が決まって、これから調整の中で3D測量であったり、レプリカの作成とか、業務の中に盛り込んでございまして、結論から申し上げますと、年内から遅くとも年明け早々にはレプリカ作成をしたり、期間的にはかなりタイトではありますが、実は新聞報道がございまして、その中に幾つかの団体から見たいというような御要望もございまして、なので、ちょっと12月議会もございまして、可能な範囲で調整をして視察を検討したいと思います。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今この場所から一部切取りした後も、切取りしていないところもあると思うのだけれども、国の指定史跡には今後申請したりするの。それとも国が史跡として認めてくれるの。それとも切取りしたら認めないの、ということ。

○山城康弘 委員長 文化課長。

○**文化課長** 文化課としましては、歴史の道、750メートルぐらいあるのですけれども、その中で全部を残すことはできないのですが、歴史の道を含めて、湧水、こちらについては、ほぼ公園内に取り込まれますので、そういったものも、もろもろ含めて今検討しているところです。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** 国指定ということで、宜野湾市のほうにも、こういう場所ができるものとして、今の説明を受けてできるということで、理解していいですか。

○**山城康弘 委員長** 文化課長。

○**文化課長** 実は前回供用案含めて検討した際、橋梁で大部分残すことができた場合は、国指定に持つていくことが可能かどうかというものを、県を通して国のほうに打診しました。その際には、かなりいい感触を得たのですけれども、結果供用には取り組めないということになりまして、今の段階ではかなりハードルは上がってしまったのではないかと、感触としては、かなりハードルが上がったのかなという。ただ、文化課としては、先ほど申し上げましたように、そこを目指したいという考えでございます。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** もう一つ、先ほど印部土手石、これが見つかって、これの切取りの話ということで理解するのだけれども、この切取りしたものは、今言うように国指定のものには入らないということで、先ほどの説明があったのかなと思うのですけれども、この部分だけが記録保存できるの。それとももっと記録保存はあるの。これを見たら全長750メートルのうち350メートルをシートで覆って保存と新聞の報道で書かれているので説明してもらえますか。新聞でもいいし、皆さんの今持っているものでもいいし。

○**山城康弘 委員長** 文化財整備係長。

○**文化財整備係長** こちらのほう、全長としては、新城のところから宜野湾市のところ、これが750メートル、そのうち残るのが、また350メートルというのが新城側の緑の部分、公園になっている部分ですね。それと山側のところ、緑の濃い部分です。それから、チュンナーガーからの部分、こちら合わせて大体350メートル、そのほかの、特に喜友名側が住宅地とか、その辺りが、これから各調査、記録、保存ということになって、今現在消滅する可能性があるところになります。それで、公園地内に残る部分を、これから残して活用していくかという形を今考えております。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** ありがとうございます。グリーン帯の中にあるものは残しているということで理解します。特に印部土手石というところが、黄色い部分でかぶっているのは、これを切り取って、また元の位置に戻すということですか、もう一度確認していいですか。切り取りして、元の位置に置いて、これを元の位置に置いた時点で、切り取った時点で国指定の文化財から外れるということ、これはどうにかできないの。

○**山城康弘 委員長** 文化課長。

○**文化課長** 御指摘のとおり・・・。

○**伊波一男 委員** 大きな何かで囲んで、外からでも見えるように、やはりよくあるではないですか。本当に貴重だと思うのであれば、市としてはいい方法はないのかなと思って、今これを見たら、開発ありきという言葉が出てくる。ほかの市民からしたら、ちょっと残念なことだなと思いますよ。

○**山城康弘 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** 今回この普天間地区の歴史の道、あと印部土手石の対応について、歴史の道については、先ほど新聞報道があったように750メートルがそのときの状態で発見されたということで、残していきたい。これは、また工夫して持っていきたいというふうに検討してまいりました。また、その中では開発も含めて、橋梁をかけて分散されないような検討もしましたが、それは技術的なものとか、資金的なもので難しいということで、今回350メートルが残るということで、分散されることになります。それが1つです。

もう一つは、印部土手石については、先ほど言ったように技術的なもの、安全が確保されないといけないということもあるので、一旦切り取りますが、その切り取ることによって、国指定することは難しい。

ただ、そういう状況がございませけれども、私たちとしては、その地域、歴史の道も分断されますけれども、周りにいろいろな城であったり、湧水であったりと、いろいろ貴重なものが存在しておりますので、その一帯を含めて国指定に持っていきたいというところを考えております。ですから、単体で国指定に持っていくことは難しい状況ではありますけれども、違う方法で、全体的な方向でできたらなというふうに考えております。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** ありがとうございます。大体意味が分かってきました。全体的に、ここが歴史の道と、またさらには文化財も含めてやっていくと。一旦取ってレプリカみたいなものを作って、また置き直すというニュアンスのお話があったと思いますが、取ったものは箱に入れて置いておくという形ですか。もう一度説明をおねがいします。どこかに置くのか、それともこの石は当時の石なのでしょう。そういう石をまたどのように保存するのですか。

○**山城康弘 委員長** 文化課長。

○**文化課長** 一旦取り上げる前に、詳細な3D画像とか、詳細な測量をして、その後これを取り上げて、博物館の敷地の中に一旦設置します。石については、やはり外に展示しますと、劣化も進んでしまいますので、こちらについてはレプリカを作成してレプリカを展示して、本物については、博物館の中で保存設置をしたいところでございます。

それで、先ほどもございましたけれども、ここは現在保留地になっております。実は、こういったものについては、西普天間住宅地区の構造については、実はなかなか厳しいという状況がございましたので、文化財保護審議会のほうに状況を説明したところ、市のほうに要請をしたいということでありましたので、その意向を受けて、教育長から宜野湾市長のほうに何とか残してほしいという要請をしたのですけれども、同じような回答で、現地保存は厳しいという回答もいただいております。

ただ、その中で、この部分については、若干まだ時間的余裕があるので、仮換地まで進んでいるのだけれども、今資料のところは保留地になっていますけれども、そこは今後地権者の合意が前提にはなるけれども、そこはちょっと仮換地の変更について取り組み、それがうまくいけば、今そこは保留地になっていますので、今、建設部のほうで頑張ってもらっていますので、そういった条件が整えば将来的に元の場所に戻すことができないかということを検討している状況です。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** ぜひ歴史的に見て、大変重要だなと。逆にこれをより深く読んでいくと、県全体の重要なポイントになるのだろうなというのが見えてくるので、宜野湾市の文化課を中心に、教育委員会も、これ

は今後また逆にそこが歴史の道になれば、ここを教育の場としての活用もするわけでしょう。歴史の道は造ったけれども、また小学校4年生とか、5年生、6年生にする場所にも活用できるわけだから、そのときに沖縄県の歴史をさらに深く、また興味を持つ子供たちも出てくるわけでしょうから、もう一度確認しますが、今後レプリカみたいなものの目的は、本物は雨にぬれると消えていくから、また排気ガスの雨を受けると石も削れてくるので、多分埋まっていたから、いい状態で保存できたかもしれませんが、レプリカを入れ直して、元の位置に持って行って、全体を国指定まで頑張りたいと、これを含めて、これも関連の施設というふうに、こうやっていきたいということで、先ほどの説明があったのかなと思うので、そういうふうに理解していいですか。開発はどうしてもしないといけないと言っているし、そういう協議を皆さんは調整しようとしてると理解していいですか。

○山城康弘 委員長 文化課長。

○文化課長 文化課のほうとしては、今、伊波委員がおっしゃるようなところを目指して調整を進めております。建設部のほうについては、今現在仮換地まで終わっていますけれども、その見直しに取り組んでいるので、将来的に条件が整えば、御指摘のような形に持っていきたいと教育委員会としては考えております。

○伊波一男 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」という者あり)

《委員長交代あり》

○屋良千枝美 副委員長 山城委員。

○山城康弘 委員 話を聞けば聞くほど、これは課長、何でこれはこんなに早く決断しているのか。先ほど琉大の令和6年度の供用開始に伴って道路整備を早めにしないとイケないと。僕からしたら、私の個人的な意見なのですが、こんな重要な文化財を、ましてや切り取って、それも文化財としても価値がなくなるよという状況を、こんなに早く決断することが信じられないのですよ。今話を聞いていながら、道路なんかやるのも、ほかの計画、例えば琉大とも協議するとか、もっともっとやってほしいなと思います。それで、12月1日にもう入札は終わったのですか。

(何事かという者あり)

○山城康弘 委員 終わって、契約はまだなのですか。

(何事かという者あり)

○山城康弘 委員 この判断は誰がやったのですか、最終的に、判断。要するにこの文化財を切り取るという、印部土手石の今話なのですが、判断は誰が最終的にやったのですか。

○屋良千枝美 副委員長 教育部次長。

○教育部次長 この状況というのは、教育委員会としては保存を求めています。でも、市長、副市長、同じく庁内で協議した結果このようになっておりますので、今後の開発計画においては、建設部においてもタイトなスケジュールでやっているということで、琉大の開学に遅れを取れないという判断がこのような結果になりました。

○屋良千枝美 副委員長 山城委員。

○山城康弘 委員 では、市長が最終的に判断したという理解でよろしいですね。市長が最終決定したという理解でよろしいですね、僕らは。

(何事かいう者あり)

○山城康弘 委員 次長、これは絶対後悔すると思うよ、後で。確におっしゃったように琉大の供用開始の時期は延ばせられないというのもよく分かりますけれども、何かしら手がなかったのか、本当に皆さん最善を尽くして決断したのかというのが、話をしてもあまり見えてこないのですよ。

それで、スケジュール的にもせっぱ詰まったというのは、よく分かるのですけれども、これは切ってしまったら、もうアウトなのですよ、本当に。この歴史的なものの、先ほど文化課長の説明で、伊波委員からの質疑で、切り取って、将来的に戻す可能性もあると言うけれども、これは切り捨てて、もう終わりなのですよ、伊波一男委員も今おっしゃったように。これはもう全く変更できないのですか。

○屋良千枝美 副委員長 教育部次長。

○教育部次長 先ほど建設部のほうから技術的な御説明がありました。その技術的なものは、私たちは、ちょっと専門ではないので、説明を受けるのみになってしまうのですけれども、工事の期間を短縮したり、いろいろあったと思いますけれども、そこを開発する側からすると、残せるような手法を使った場合に、その安全を検証する必要があると思うのです。そうすると、安全を検証するためには半年とか、数か月の期間を要するというところがありまして、やはり工期のところ、資金的なところに行き着くのかなという、そういう説明を受けておりますので、最終的にはこういう市長の判断に至っておりますので、私たちは苦しい状況ではありますが、ならばできる範疇のことを…。

○屋良千枝美 副委員長 山城委員。

○山城康弘 委員 こんなものはお金で買えるのですよ。この文化財の価値というのは、お金には換えられないような価値があるのです。ですから、ちょっと強い口調で大変申し訳ないのですけれども、僕は今からでも変更できるのだったらやるべきだと思っています。今お話を聞いていたら、余計気持ちが強くなりました。

それで、新聞報道では、皆さんの意向としては、地主の意向を確認した上で、当初ですよ、当初、その公園ゾーンに入れてやっていくというふうなコメントもあったのですけれども、地主さんはどんな感じなのです。皆さん、説明会をしたと思うのですけれども、地主の方たちは、これは合意されているのですか、この印部土手石のものに関しては、すみません。さっき聞いていたらあれですけれども、再度教えてください。

○屋良千枝美 副委員長 教育部次長。

○教育部次長 この地域は保留地になっているということです。先ほどあったように将来的には売買されるということで、今後年明けに地主の方、地権者の方に建設部のほうから説明会を行うというお話を伺っています。

○屋良千枝美 副委員長 山城委員。

○山城康弘 委員 例えば地主が、絶対これは駄目だと言った場合、どうするの。いや、こんなもの残すべきだよとか、そんな話が。要するに順番が逆ではないですか。要するにもう入札して進めているではないですか、話を。皆さんのスケジュールで。という形にちょっと1つ疑問がある。

これはいいのですけれども、取りあえず課長、あれなのですか。後戻りするような策はないのですか。あと戻りという表現は、ちょっとおかしいのですけれども、要は一旦工事発注、入札したと思うのですけれども、一旦止めて、もう一度立ち止まって考えるべきではないかなと僕、市長にも言いたいのですけれども、その可能性は、担当部署だから、ちょっとはつきり言えないと思うのですけれども、どうなのですか。これはやらないほうがいいと思いますよ、本当に。

○屋良千枝美 副委員長 文化課長。

○文化課長 今、委員長から御指摘ございましたけれども、教育委員会としては、これはまさにそのとおりで、本来であれば我々も残したいと。その中で協議をしましてまいりましたけれども、教育長から市長に今年の6月に要請もかけていただきました。その結果、工期等の関係で現地保存できないと正式に回答がございまして、その結果でございますので、切取りの予算もついておりまして、これもぎりぎりまで待ったのですけれども、このような状況に至っています。

○山城康弘 委員 担当部署とやっても、これ以上の話は進まないと思いますので、以上で終わります。

○屋良千枝美 副委員長 委員長交代します。

《委員長交代あり》

○山城康弘 委員長 よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の陳情第59号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時17分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時33分)

【議題】

議案第76号 令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○山城康弘 委員長 次に、議案第76号 令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件については、提案趣旨説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。伊波委員。

○伊波一男 委員 よろしくお願ひします。議案第76号 令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)なのですが、この中で7ページの01保険料還付金事業というのがあります。その保険料還付金22万8,000円の予算が、ここに入るのですが、これについて、どういったときに還付金が発生するのか、何件分なのか、その点をまずお聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 お答えします。保険料還付金事業のほうですけれども、これは過年度において一旦徴収した保険料について還付が発生した際に、この予算から歳出をしているものでございますが、例えばどういった事情で還付をするのかということですが、現年度に入って過年度分の修正申告が行われたことによって保険料が減額になり還付が発生する場合ですとか、あと住民異動が遡って転出ですとか、資格損失の事由が発生した場合、保険料の減額が発生するなどのときに保険料還付での対応になってきます。既に過年度において還付金が発生していて、当該年度に還付請求書をお出ししているのですけれども、請求が年度をまたいで、翌年度に請求があった場合などが該当します。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 では、この還付金に関して、還付金は本人の申請ですか。それとも皆様から本人に対し、還付金がありますという通知をするのですか。その点お聞きます。

○山城康弘 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 お答えします。一旦還付が発生した場合には、こちらから通知をお出しします。その際に請求に必要な書類を一緒にお送りしていきまして、それで御本人、あるいはお亡くなりになった場合の還付であれば相続人の方から請求書が提出された段階で還付をしています。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。通知をするということですが、これは還付金の件ですが、逆に言えば追加みたいなものもあるのですか、ちょっとよく分からないですから、還付はあるけれども、支払額が足りないですよという追加というのがある場合がありますか。

○山城康弘 委員長 後期高齢者医療係長。

○後期高齢者医療係長 お答えします。おっしゃるとおりで、修正申告により保険料が減額となる場合もございますが、反対に増額となる場合もあります。その場合には過年度分として、本年度に入って納付通知書をお送りして追加徴収というような形になっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 この01の還付金事業、これの件数的なものを教えてください。1件分でもよろしいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 件数については、少額なものまで含めると、かなりの件数になるので、今回補正が必要な理由としては、1件当たり30万円を超える還付金が発生したため、大体少額なのですけれども、1回で今回3名で30万円という還付金が発生したために予算額が見込みよりも足りなくなったということが、今回の補正の要因でございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。今回は、補正を組んだ理由は、還付金が1件当たり30万円を超えてしまい、その足りない分を22万8,000円の増額補正をかけているということで、この分に関しては1件分だということまで理解していいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○**国民健康保険課長** ちょっと補足説明させていただきます。例年ですと、平成30年の還付金の実績を見ると、143万円補正減、令和元年度が145万7,000円余り、令和2年度が125万6,000円余りなのですが、令和3年度で見ると、通常30万円を超える還付金というのは、あまり発生しないのですが、今回の1件高額なものが発生したため、総予算として、かなり執行率が高くなったために、今後の見込みを考えた場合、ちょっと足りなくなるであろうということで、この3月までの見込みと現在の当初予算の差額を今回補正として計上してございます。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** 今回の補正に関しては、還付金等もう少し減るかもしれないということで、上乘せした補正をしていますということで、基本的な還付金の予算をつくる時には、3年間の平均を取るのかなと思っているのですが、どのように予算を組み立てていくのか、お聞きします。

○**山城康弘 委員長** 国民健康保険課長。

○**国民健康保険課長** 伊波委員からあったとおり、予算計上については、過去3年の実績を踏まえて予算化してございます。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** 今回は163万5,000円の補正をして163万円の償還金及び還付金加算額というのがありますが、例年大体140万円前後が還付金として後期高齢者の加入者の方にお返しをするということで、理解をしたいと思います。

あと続けます。3ページをお願いします。債務負担行為なのですが、これについて御説明をお願いします。

○**山城康弘 委員長** 国民健康保険課長。

○**国民健康保険課長** ただいまの御質疑ですが、この3ページの債務負担行為、長寿人間ドック実施委託料なのですが、こちらは例年どおり4月以降の分については年度内で契約をした上で進めるということで債務負担行為を計上してございます。限度額としては219万8,000円を計上してございますが、こちらの内訳については、その人間ドックに対する助成額が1件当たり2,000円ですので、これに対して999件を見込んで、それに消費税を掛けた額が、この減額となっております。

この999件の見込みについては、令和4年度の後期の被保険者数を9,015人と見込んだ上で、この受診率を11.08%で計算したところ、999人という見込みを立ててございます。この受診率11.08%が何かというと、令和元年度の受診率と同額で計上してございます。ちなみに令和2年度については、やはりコロナ禍の影響で受診率が減ったところもありまして、8.15%しかなかったということで、今回は令和2年度ではなく、令和元年度の受診率を参考に計上しているところでございます。以上です。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** この長寿人間ドック、999件、ちょっと多いか少ないかが分からないのですが、例年どおりぐらいの予算を積んでいますとあるのですが、これはこの人間ドックを受ける利用者の負担金というのはどのぐらいあるのですか。概算でいいです。この幅からこの幅が個人の負担ですよと、1割でいいですか、その点もお願いします。

○**山城康弘 委員長** 後期高齢者医療係長。

○**後期高齢者医療係長** お答えします。人間ドックで後期高齢の方が受診をした場合の自己負担額ですけれども、おおむね8,300円ほどの自己負担になっております。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** ということは、後期高齢の方というのは1割ですか、2割ですか。それとも逆に、これは該当しないのですか。

○**山城康弘 委員長** 後期高齢者医療係長。

○**後期高齢者医療係長** 1割もしくは2割というのは、医療費、受診した際の御本人負担分のことかと思うのですが、この長寿健診に関しては、それとは別のものになりますので、自己負担額は8,300円で、それ以外の部分については市から助成されるという形になってございます。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** 分かりました。医療費に関しては、これは別ですよということで、今理解をしました。

特に長寿人間ドック受診の委託料に関しては、何か目標はあるのですか。数字的には、これが1,000名程度でいいというふうに思っているのか、もっと健康づくりしたほうがいいのか、早期発見につなげるための取組がいいのかというのがありますね、今、特定健診も一緒にされているとは思いますが、並行してやっているのか、やはり選ぶのは当事者ですよということでは理解をしますが、何かそういうのがありますか。

○**山城康弘 委員長** 後期高齢者医療係長。

○**後期高齢者医療係長** この長寿健診は、人間ドックの中には長寿健診が含まれていますが、長寿健診の検査費用については、広域連合の予算で実施されているものでして、この長寿健診の推進に関しては広域連合のほうで計画を作成しております。健診推進計画ということで、毎年度策定をしているものですが、その中で、それぞれで目標値の設定をしております。令和3年度、今年度の受診率の目標、これは県全体のものになってきますが、35%を目標としているところです。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** 県は35%を目標に受診率ということで理解していいですか。補足があればお願いします。

○**山城康弘 委員長** 後期高齢者医療係長。

○**後期高齢者医療係長** 補足をさせていただきます。今の35%という目標は、人間ドックとして受診する方の目標率ではなくて、長寿健診、そして受診する、受診率の目標値でございます。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** 最後になりますが、特に75歳以上の方々が加入する後期高齢の健康づくりというのは、さらに健康意識が高いですよ、この人たちは逆に。と思います。高くない方も中にはいらっしゃいますけれども、これは人それぞれになるかもしれませんが、やはりしっかりと健康づくりは、今はどういうふうに健康づくりを周知されているのか、お聞きしておきたいと思います。

基本的には、予算化は広域連合なのですが、予算上の面は。担当の課として、係として、どのようになっているのか。この75歳以上、こちらには健康増進課長もいらっしゃるのですが、補足があれば、75歳以上の方々に対する取組は、こういったものがあります。こういった呼びかけをしていますというのであれば、お聞かせください。

○**山城康弘 委員長** 健康増進課長。

○**健康増進課長** お答えいたします。後期高齢者医療の保険者については、沖縄県の広域連合が実施保険者となっていることから、基本的には、税の徴収とか、賦課だけではなくて、保健事業についても基本的には主体である県の広域連合が行うことになっております。

沖縄県の広域連合が今行っている保健事業の中で、国の特別調整交付金を活用して沖縄県後期高齢者医療広域連合が、各地にいる保健師さんや看護師さんと個別の契約を行って、宜野湾市の長寿健診の結果から指導等が必要な方々、あるいはちょっと頻回受診されている方とかを抽出しまして、それを個別に宜野湾市の保健師さんに委託をしまして、そこで実際訪問をして、回って行っている事業がございます。

ただ、やはりこれはだけでは、なかなか全ての沖縄県の、この広域連合1か所の団体が、全ての隅々まで保健事業を行うことが厳しいという状況はありますので、その流れと全国的な流れで、医療費適正等も含めたこともありまして、国のほうでは、これは今実施については、介護長寿課のほう为主体となっているのですが、広域連合と委託契約を市町村が結んで高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業というのが国のほうで進められていますので、今年から宜野湾市もその事業に参加をして実施しているところでございます。

取組については、今年からの事業ですので、今はハイリスクアプローチのほうを、特に受診、重症化がちょっと進みそうな方々に対しての、ちょっとモデル地区を選定いたしまして、そちらに保健指導を、介護長寿課に配置されている管理栄養士さんがいますので、そちらと保健指導につきましては、保健相談センターにいる保健師さんが一緒になって、今地域を回ったりして取り組み始めているというのが現状です。長くなりましたが、以上です。

○**伊波一男 委員** 以上です。

○**山城康弘 委員長** ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という者あり)

○**山城康弘 委員長** 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**山城康弘 委員長** 審査中の議案第76号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**山城康弘 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**山城康弘 委員長** 休憩いたします。(午前11時50分)

○**山城康弘 委員長** 再開いたします。(午前11時52分)

○**山城康弘 委員長** 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時52分)

◆午後の会議◆

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

陳情第63号 宜野湾市内の小中学生の英語力向上への取組について

○山城康弘 委員長 陳情第63号 宜野湾市内の小中学生の英語力向上への取組についてを議題といたします。

質疑に入る前に事務局より陳情書の読み上げを行います。お願いします。

○事務局 陳情第63号、件名、宜野湾市内の小中学生の英語力向上への取組について。陳情者が真志喜中学校の教諭と生徒の皆様になっています。陳情者が複数いるので、お目通しをお願いします。

陳情の趣旨を読んでいます。令和3年11月5日現在、各中学校1名ずつ配属されているALTの先生を4名に増やし、普天間基地内の子供たちと交流する授業を設けることを要望する。

陳情の理由。

- ①、9年間の義務教育を通して、ALTの先生が1名だけだと十分な交流ができていないと感じたから、
- ②、普天間基地がある宜野湾市だからこそできる授業だから、
- ③、これらを通すことでネイティブな発音や自然な会話を身につけることができるから、以上です。

○山城康弘 委員長 質疑に入る前に執行部から何かございますか。指導部次長。

○指導部次長 皆さん、こんにちは。それでは、まず陳情第63号につきまして、まず学校現場のちょっと状況を御説明したいと思います。

現在宜野湾市では、各小学校へ2名、ALTとJTE、ALTというのは外国人の英語指導助手でございます。JTEというのは、日本人英語指導員でございます。各小学校では、ALTとJTEを1名ずつ配置し、計18名で、また中学校へはALTを1名ずつの4名、小中合わせて22名を採用し、配置してございます。

まず、陳情の趣旨にある、各学校へALTを1名から4名への増員でございますが、中学生だけでいいますと、計16名となり、12名の増員という形になります。小学校も4名となりますと、18名の増員という形になりますので、合計30名の増員という形になり、合計しますと、全員で52名という形になります。

陳情には、十分な交流ができないため増員を要望というふうにございますが、基本的に授業は義務教育のカリキュラムでございますので、ALTは授業の中での指導助手を担っているところでございます。

この小中学校のALT、JTEでございますが、予算は国からの一括交付金を活用してございます。現在次年度の予算計上について財政部局と調整を行っておりますが、正直なところ、増員はちょっと厳しいのかなというふうに考えてございます。

次に、普天間基地内の子供たちと交流する授業ということでございますが、今現在普天間基地内には学校等の教育施設がないため、軍関係の子供たちは、他の基地内学校へ通っており、普天間基地内の子供たちという形での交流事業を実施するのは、ちょっと厳しいのかなというふうに考えてございます。

しかしながら、昨年度に中学生の短期海外留学派遣を予定していた10名の生徒がおります。新型コロナで、その実施ができなかったため、北谷町のキャンプ・レスターにありますが、レスターミドルスクールの子供たちと交流学習を行っております。今年度も事業実施ができなかったため、同様な交流学習を3月に予定しております。

陳情にある授業の一環としての位置づけとなると、お互いの授業カリキュラムの調整や施設内への出入りの手続であったりとか、もしくは市側の受入れの体制であったり、通常授業としての扱いに苦慮するのではないかと、ちょっと考えております。

各小中学校におきましては、ALTが常に常駐しておりますので、授業以外でも積極的に子供たちとコミュニケーションを取るよという形で指導を行っておりますので、ふだんの会話を通してネイティブの発音に触れたり、慣れ親しむことができるのではないかなというふうに考えております。

教育委員会としましては、子供たちが英語力向上のため、小学校英語教育課程特例校として小学校1年生から英語教育を実施しており、ネイティブの発音に触れながら、小学校、中学校と英語に慣れ親しんでもらい、今後とも英語教育の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。以上、説明を終わりたいと思います。

(「委員長、ちょっと休憩をお願いいたします」という者あり)

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後2時12分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時16分)

○山城康弘 委員長 本件に対する質疑を許します。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 次長、説明ありがとうございました。2～3点ちょっと聞きたいのですけれども、恐らくですけれども、この9年間の義務教育としてALTの先生が1名だけだと十分な交流ができていないというのは、今の次長の説明と陳情者の生徒さんのあれだったら、別にALTの先生が増えただけで交流ができるというニュアンスではないですよ。今の説明を聞いて、授業の一環なので、ALTの先生が増えたからといって、別に普天間基地に入れるわけでもないし、意味合いがちょっと、本人から聞いていないので、何とも言えないのですけれども、この文言からだ、今の説明だと、ちょっと合わないのかなという気がしたのですけれども、それでよろしいですか。要は、ALTの先生が増えたからといって、別に交流がもっとできるとか、要は話が違いますよねということです。

(何事かという者あり)

○伊佐文貴 委員 理解しました。あと1点、さっき次長がおっしゃったように、せっかく、僕なんかも普天間基地が目前にあるから、本当だったら近隣の小中学生と交流を持ってほしいというのは、僕も前から思っていたのですけれども、実際に今までそういう取組、アクションみたいなものはやったことがあるのですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 これまでに、そういうふうな取組、今、委員がおっしゃったような取組は、知る限りでは、ちょっとないのかなというふうに思います。

○伊佐文貴 委員 分かりました。取りあえず以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑はございませんか。呉屋委員。

○**呉屋等 委員** よろしくお願ひします。まず、この陳情に関して、先ほど校長先生からは、ALTの増員は、今までなかったということをおっしゃっていましたが、件名は英語力ということで、これは特に英検がどうか、TOEICがどうかのことであつて、英会話ということで、これは理解していいですか。

○**山城康弘 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 正直どのような形で、すみません。私たちも中学生と直でお話しして、どうなのということの確認はしてございませんが、実際に例えば英語の成績が上がるということではなくて、何かもっと英語に親しもうというふうな意味合いのかなという形で正直なところ捉えております。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** 参考になるかどうか分からないですけれども、実は6年前まで普天間中学校にいらつした英語の先生が、今、伊江島で教頭先生をされて、米軍人との、学校で交流を何回もやつていらつしたのです。英語力が伸びてきているという話も聞いていますので、要するに予算のことを考えると、どうしても増員は厳しいという話があるので、ボランティアで、実際伊江中学校はやつていらつしたのです、そういうものもぜひ参考にして、あまりお金をかけなくても、子供たちの英会話につながるようなものというのは、教育委員会でも、そういった事例を探していますか。

○**山城康弘 委員長** 指導部次長。

○**指導部次長** 探しているというよりは、正直なところ、今こういう形で、いきなりちょっと来てしまったので、具体的にまだ取組ということについての、まだその辺の対応というのは、正直なところ、まだやつていないというところでございます。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** ぜひ伊江中学校の教頭先生に御連絡していただいて、どういうふうにやつてゐるかを調査してもらいたいのと、あと、英会話は、確かに子供たちはよく分かつていて、9年、12年やつても英語がしゃべれないというのは、僕なんかも思うのですけれども、英語の教育というのは、英会話は何歳ぐらいまでのほうで、ある程度やつていったほうがいいという教育委員会としての所見を伺いたいのですが、小中ありますけれども、とにかく言語というのは、早くやつたほうがいいと思うのです。そこはどういうふうを考えていらつしますか。

○**山城康弘 委員長** 指導課長。

○**指導課長** 本市は特例校ということで、小学校1年生から英語の授業を取り入れております。この言語については、小さい頃から慣れ親しんだほうがいいというのが通説でございますので、その点を考慮して本市では1年生から、他市町村では3年生から実施なのですが、本市では何年も前から特例校ということで、小学校1年生から実施してございます。

先ほどございました、伊江中学校の先生の交流等々ですが、今年度GIGAが導入されましたので、そのGIGAを使うことで、例えば私の前任校ですと、国外、ハワイの学校とテレビ電話で交流をするとか、そういうことを実施したこともございますので、これまでは高価な機械がないと、そういうテレビ会議等々できなかったものが、今はGIGAがありますので、その辺は、これまで以上に安価に、その相手校が見つければ、安価にそういう交流もできていくのかなと。GIGAを進めていく中で、そういうことも今後検討していきたいなというふうを考えてございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 そうですね。GIGAスクールで、そういった活用をすればコストも抑えられてよいと思います。あと交流的なものも、普天間飛行場だとか、あと海軍病院とか、クリスマスパーティーとかやっているのですが、またボランティアの方もいますから、そういうふうをお願いされたことがあったのです。学校で教えたいけれども、ちょっと学校のほうで断られたことがあったものですから、やはり校長先生の意識と子供たちの意識が、やはりどうなのかなというところを、この機会にちょっと教育委員会のほうでも確認してもらいたいなと思います。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。屋良委員。

○屋良千枝美 委員 私も呉屋委員と同じような意見で、宜野湾市には普天間基地や海軍病院がありますので、そういう方々にはボランティアというのが本当に一番いいと思うのですが、またクバサキハイスクールなどがありますから、そういうところでも子供たちとの交流を深めるということをされたら一番いいかなというふうに思っておりますが、この陳情の中で、子供たちがALTの先生を4名増やしてほしいということですが、今1人ということなのですが、この4人という数字は、その4人が、どういう子供たちとの関わりをしてもらえるような要望だったと思うのですが、その4人という人数というのは、子供たちの思いはどういう思いなのでしょう。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 今、屋良委員がおっしゃった、まさにこの4名という、ちょっと根拠というのが、正直私たちも分からないところで、どのような形で4名なのかというところのものが、ちょっとその辺がなかなか私たちも確認も行っていないので、その辺が正直なところ、分からない状況でございます。それが例えば正直なところ、感覚的なものなのか、それとも具体的に、こうこうだから4名という数字を出しているのかというところなのが、ちょっとなかなかその辺についてのところが、私どもでも、その答えが分からないというのが正直なところでございます。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 分かりました。なぜ4名なのかなと思ったものですから、私も英語教育などは、やはり米軍の子供たちと関わりを持ちながら、この子供たちが学校に来てくれて、そういう交流を持ったことが1度あるのです。そういう中で英語学習ということで、深めることができたのです。

宜野湾市は、英語特区の地域ですので、せっかく海軍病院など、ドクターの予備軍などたくさんいらっしゃいますので、そういう方々との交流で、ボランティアを募ってみて、この各学校で、ネイティブな発音で英語と触れ合うということ、すごく子供たちは軟らかい頭を持っていますので、すごく柔軟に交流が持てるのではないかなと思いますので、ぜひ教育委員会としてもアクションを起こして、そういうボランティアを募ってもらおうという形を、まずは取ってみて、1校でもいいですから、モデル的にやってみたらどんなでしょうか。すごくいい意見だと思います。以上ですが、どうでしょうか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 まず、この陳情が出てきたときの、例えば私たちの陳情に対しての行政側の意見というところのものを、どういうふうに説明すればいいのかというところが非常に苦慮しました。とても失礼な言い方をすると、例えば真面目に答えて、要するに普通の陳情に対しての答えでいいのか、それとも中学生の視点

に対して、それはこういうことだから、こういうふうに答弁していいのかというところのものが分からなくて、正直、すみません。真面目に答えました。

やはり予算がちょっと厳しいですよとか、そういう形の中で、一応取りあえず、それは言わないと、ちょっとまずいのかなというところもあるので、そういう形で答えております。先ほどもちょっとお話をしましたけれども、今、呉屋委員だったり、屋良委員だったり、そういうような交流とか、そういう形のもの、例えばそういう形で子供たちが必要としているということの話で、こういう形で出ていると思いますので、それについては、私たちもどのように対応できるかというところのものを一応検討したいと考えております。

○屋良千枝美 委員 ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 ちょっと確認だけ、まずお願いします。先ほど次長からあったように、宜野湾市は基地内に学校がないために北谷との交流会を行ったというのがあったのですけれども、これは毎年やられているのですか。何年か前にこういうことがあったってことですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 まず、コロナの影響によって、昨年度海外留学中学生の派遣ができなかったというところその生徒であったりとか、保護者の方が、何らかの形で、別の方法で何か交流できることがないかというところの中で、ちょっと要望がある中で、私たちのほうでいろいろ模索した中で、北谷町のレスターミドルスクールという形がございまして、昨年度が初めてというところで、今年度、来年3月が2回目という形で予定しております。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 これは各学校の代表が行くとか、そういった各学校に全部、全て、4中学校だった4校で11校回るとか、こんな感じの交流ですか。それとも代表で交流する形ですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 来年3月については、今年度海外留学で行けなかった10名が対象ではあるのですけれども、次年度以降、例えばそういう交流をやるということであれば、どのような形で、各学校なのか、それとも各学校をまとめて何名というところの中で限度を設けて行うのか、今後その方向性は検討していきたいなど。具体的には、ちょっとまだ、その辺のところはまだまだ確認取れておりませんが。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 では、これからちょっと考えていくということによろしいですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 この案もございまして、もっとほかにあるのであれば、例えば今、指導課長が言った、GIGAのパソコンを通じた交流も含めて、いろいろな形のものがあるかと思っておりますので、どのようなものがあるのかというところのものを検討していきたいと思っております。

○栄田直樹 委員 分かりました。ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑はありませんか。呉屋委員。

○呉屋等 委員 ちなみに本陳情は議会に届いておりますが、教育委員会にこれと同じようなものが届いていたかどうかという点と、あとこの議会に届いたもので、真志喜中学校の校長先生、あるいはこの職員と何

か意見交換をされたかどうか。議会への陳情が目的なのか、それとも英会話できるようになるのが目的なのかというのが、ちょっと見えないのですよ。だから、その辺は意見交換されていますか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 まず、こういう形で陳情が出ていますという情報は、議会事務局のほうから連絡があって、初めて分かったという状況でございます。合計恐らく13件も出ていますということを知って、その中で指導部のほうから担当校長のほうへ連絡したら、校長のほうとしては、了解はしているというふうなことでございました。

中身について、どういう形が出ているかという、私たちも全く分からなかったもので、そういうふうな話の流れで、中身をちょっと見たいということで、そのうちの1本が、今回の英語力向上という形のものがあったというところの中で、その後実際に陳情書等の具体的な話というところのものは、生徒、そして担当教諭、また校長先生のほうから具体的にどういうことというところのものは、話は聞いてございません。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 1つ気になっているのは、学校を飛び越してしまって議会に陳情出しているのかどうかというところが気になったのですよ。学校の校長先生も理解しているとおっしゃったので、校長もこの陳情の中身も全て理解した上で議会に陳情を出しているということによろしいですね。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 そういうふうに私たちも理解しております。

○呉屋等 委員 分かりました。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。伊波委員。

○伊波一男 委員 お願いします。陳情の趣旨を読むのですけれども、自分たちの中学校だけではなくて、各学校という言葉を使っているんで、各学校のことは、よく分かっているだろうなということは思うのですけれども、ALTの先生が足りないということが、まず1つであります。先生まで増やしてほしいということだから、4名ということは各中学校で1名ずつ増やして4名なのかなという、そういう意味かなというふうに、捉える人によっては違うと思うのですけれども、各学校に1名ずつ配置されている先生を4名増やしてほしいと、あと。ということは、あと4中学校だから、1人ずつ増やして、最低でも2人にしてくれないかという意味だと思っているのです。

あと、先ほどあった普天間基地の問題も、陳情の理由に出てくるように普天間基地内の子供たちと交流する、普天間基地内に子供たちはいないから交流できないので、それなりのまた基地があるための基地所在地のお隣とか、大きな学校もあるわけだから、そこでの交流をする。人間交流する場所を設けてほしいとあるのだけれども、これはもう一回聞かせてもらえる。そういう趣旨が来ているのだけれども、取組方はできないの。さっき言った予算ではなくて、本当に1人の人だけで英語って習得できるのということを思って、皆さんはこの事業を運営しているの。

これはなぜかという、僕が議会のときに、このALTを入れるときに、最初に英語特区を入れるときも最初は普天間中学校から入れると言ったわけ。こんなことやるなと言ったわけ。4中学校同時なら意味分かるよということで、4中学校で始まったわけよ。そのとき市長は伊波洋一さんでしたよ。だから、せっかく入れているのに成果が出ていないのではないかなというのもあるので、今言うように真剣に出してきたもの

だろうなと思っているので、やはり現場サイドの皆さんも、先生方として、先生方も英語は話せるのでしょ
う、生きている英語。だから、本当に子供たちも英語に飢えているのでしょ、こういう書き方をすると
いうことは。

だから、ぜひ外国の方との交流もしたいわけでしょう。こういうこともあるので、本市として、この陳情
を採択するかしないかが来るわけですよ。議会には。だから、これをちょっと正確に聞いておかないと、で
きない理由から入るのではなくて、どうやったらできるかということから入る。まずはモデル事業として真
志喜中学校から先に1人増やしてみましようとか、それで成果が出るのか。それとも真志喜中学校から隣の
市町村の基地内の学校の生徒さんと交流するか。こういうのをやっていかないと、僕たち、ただあなた方
の話をきいて、あ、そうですかでは通らないよ、これは。陳情なのだよ、そういうことを言っているのだよ。
陳情なので、この陳情を採択しました。しかしながら、教育委員会はやりませんでは、やらない理由述べて
いましたでは通らないと思っている。ちょっとどうにか前に進める方向の答えがあれば採択しやすいし、ど
うにか前に進めてもらいたいと思う。

今現状は聞きました。今度はどうするかという、前向きな御答弁があれば、子供たちも書いたかいがある
と思いますよ。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 今、令和3年度の6月に行われた学力テストみたいなものがあるのですが、今回の市内中学
校だけでいいますと、中学校2年生と中学校3年生の英語というところの中で、中学校2年生の平均点が、
宜野湾市内が59.8点、沖縄県が58.4点、中頭地区が57.1点、中学校3年生でいいますと、宜野湾市が50.6点、
沖縄県が46.8点、中頭が46.2点というところがございます。実際にそれがALTとか、JTEの、その成果
なのかどうなのかというところは、正直、ちょっとその辺は調査を行っておりませんが、数字だけでいうと、
英語の点数は、ちょっと沖縄県より上回っているかなというところがございます。

実際に増員できないか、どうなのかというところがございますが、当然私たち、増えれば増えるほど、や
はり増えることに対しては、成果を上げないといけないというところも当然出てきますので、やはり予算を
かけて、人を増やして、実際に成果をとるところではあるのですけれども、今、ALTが、中学校だけで
いいますと、当然英語の担任の先生は英語を話すこともできますし、そしてまたALTの方もいらっしゃる
というところの中で、その体制においては、特に増員がなくても大丈夫だろうかなというところございま
すが、実際例えば増員となりますと、繰り返しになりますけれども、やはり予算との兼ね合いというところ
もございますので、現時点でいうと、今の体制でいきたいなと考えているのが正直なところでございます。

(「交流は」という者あり)

○指導部次長 今後交流をどうするのかというところのお話でよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○指導部次長 これもちょっと先ほどお話ししましたがけれども、これにつきましては、どういう形で交流を
するのか、例えばお話がありましたように、例えば北谷町のレスターミドルスクールであったり、あとまた
GIGAのパソコンを使って、例えばほかの地区のところと交流するのかとか、いろいろ具体的には、まだ
どういう形でやるのかというところの具体的な施策は、ちょっと具体的にこれというところのお話は、ちょ

っと厳しいところではありますけれども、これは交流については、検討していきたいなという考えがあります。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 これは陳情の趣旨を何度も目を通してはいるのだけれども、そして陳情の理由、ここもちゃんと書いてきているし、これは大変重要なところであるということ、子供たちは、またこの4名の子たちが、いろいろな意見を交換して書いてきているのだろうなと思って、足りない部分を指摘しているのだろうなと思います。現場サイドと生徒のほうが乖離しているのかなと。

もっと言えば、先ほど平均点が県より大変高いと、ちょっと高いよという成果も出てきている。ALTがもっといれば出たかもしれない。それもあるので、以上、参考までに御意見を今日は聞かせてもらいました。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 進めてまいりましょうね。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の陳情第63号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後2時33分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時44分)

【議題】

議案第73号 令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○山城康弘 委員長 次に、議案第73号 令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件については、提案趣旨説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。伊波委員。

○伊波一男 委員 よろしくお願ひします。御苦勞さまです。まず、今回の2億792万6,000円の追加補正であります、その中で特に大きいのが、繰入金というのが、歳入、1ページにあります。他会計繰入金というのがありまして、これのまたページを見ますと、その他一般会計繰入金についてお聞きをしたいと思ひます。

まず、一般会計繰入金について御説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。6款1項1目の一般会計繰入金3億8,948万8,000円、内容の確認かと思いますので、その内容におきましては、職員給与費等繰入金1,051万2,000円におきましては歳出の一般管理事業、賦課徴収事業の補填に伴う繰入金の補正減の内容となっております。

その他一般会計繰入金4億円の増につきましては、一般会計の補正予算のところでも説明ありましたように国民健康保険税条例改正の議案と関連して国保特別会計の累積赤字を圧縮し、国保財政の健全化、将来的な解消を図ることを目的に一般会計から繰り入れられてございます。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** もう少し分かりやすくお願いしたいのですが、今回このようにその他一般会計繰入金が4億円あります。この4億円を今回第3号で補正されていますが、トータル幾ら投入になっているのかをお聞きしたいと思います。

○**山城康弘 委員長** 国民健康保険課長。

○**国民健康保険課長** ただいまの伊波委員の質疑にお伺いいたします。その他繰入額については、当初予算で2億円を繰り入れてございます。そのほか、また9月補正において1.5億円、合わせて3.5億円を9月補正までに繰り入れているところでして、今回新たにまた4億円追加ということで、合計額としては、その他繰入額は7億5,000万円、今回繰り入れ、計上しているところでございます。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** 再度確認をします。今回7億5,000万円を投入するに至った経緯と投入後の赤字は、今年度末では幾らの形で赤字の国保財政になるのか、どのぐらい圧縮されたのか。今分かる範囲でお聞きしたいと思います。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。累積赤字のほうは、どのような形になっていくのかというところの御質疑かと思います。

本補正予算書の8ページのほうを御確認いただきたいと思えます。8款4項7目歳入欠かん補填収入がございまして、この部分が累積赤字につながる予算的な科目でございまして、補正前の額が11億1,656万5,000円ございまして、今回の補正の額が減額3億7,489万8,000円となっておりまして、今現時点で予算上の確保し切れていない金額が7億4,166万7,000円となっております。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** 8ページのほうで御説明していただき、ありがとうございました。歳入欠かん補填収入、そのほうを補正減して、一般会計から繰り入れをして、それでも7億4,166万7,000円の累積赤字があるということの説明として理解してよろしいですか。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。今、累積赤字の部分に関しまして、こちら予算書、見積書でございますので、今現時点で想定されている金額が、先ほど申し上げたとおり7億4,166万7,000円となっております。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○伊波一男 委員 今回の国民健康保険第3号のほうでは、多分これが大きな金額の動きかなと。あとは債務負担行為とかございますが、今回保険給付費というのがあります。これもまた大きな伸びがあるのですが、これについて御説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの御質疑ですが、予算書の11ページにございますが、2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額として1億5,648万円、同じく2款1項3目一般被保険者療養費、こちらのほうの説明欄01一般被保険者療養事業で710万7,000円補正増しておりますが、その要因といたしましては、当初見込んだよりも、この療養給付費等の執行見込みが途中から上回るということで、今回補正増をさせていただいております。

要因といたしましては、やはり前年度においてはコロナ禍の中で受診控えがあったところですが、その反動なのか、ちょっとはっきり要因としては、まだ詳細なところまでは分析はされておきませんが、恐らく受診控えがあった反動として、今年度においては、療養給付費のほう为例年よりも伸びているというのが原因として考えられるところがございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 14ページの償還金があります。それについて償還金、3目、4目について御説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 庶務係長。

○庶務係長 償還金について御説明いたします。3目償還金につきましては、健診負担金ということで、県、国のほうから特定健診に係る事業について国3分の1、県3分の1を負担する仕組みになっておきまして、これを令和3年2月に令和2年度分として受け入れて、その後6月頃に精算ということで、実際今回については、ちょっともらい過ぎということが、精算の際に確定しましたので、そのもらい過ぎの分の金額499万3,000円を今回12月議会で上げて、予定としては大体2月頃に県のほうに通知して、県、国に返還する予定でございます。

次に、3目保険給付費等交付金償還金につきましては、4目の保険給付費等交付金償還金につきましては、平成30年度の国保広域化により、市町村の医療費については、県のほうが全額負担するという仕組みになっております。当然市町村の負担した医療費を全額県のほうで交付金として負担することになってはいるのですけれども、年度末については、市町村に負担がないように、起こらないようにということで、若干ちょっと多めに県のほうが交付金を上乘せして交付している実情があります。夏頃にもらい過ぎた金額を精算して、今回12月補正で計上して、これも先ほどの返還金と同様に2月、もしくは3月に県のほうに返すこととなっております。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ということは、使用しなかった金額ということで、多く交付を受けたので、多いので、返しますということで理解していいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 伊波委員おっしゃるとおり、令和2年度分の精算に伴って、多くもらい過ぎた分を今回返還するというふうなことでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 これは補正前の金額を見ると、ほぼ費目存置みたいな形の数額なので、それが毎年出てはくるのだと思うのですけれども、スタートは、ほぼこの金額ぐらいでスタートして、補正でばんっと伸びてくるということが、そういう事情があるということで理解していいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 伊波委員おっしゃるとおり、当初段階では、返還額というのは、見込みが立てられませんので、確定した時点で、補正で計上させていただいております。

○伊波一男 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにございませんか。

(「もう少しやっていい」という者あり)

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 すみません。ちょっともう一回質疑させてください。その他一般会計繰入金がありますよね。これは市長と企画部との調整があったと思うのだけれども、結局当初で2億円入れて、その後に1億5,000万円入れて、さらに4億円入れているのだよね。これは本当に市民から見たら、毎回言うのだけれども、これは次の条例、来週やる条例との兼ね合いがあると思うのですけれども、この赤字と言われている7億5,000万円近く、7億4,000万円超えの数額というのは、令和6年度の県のほうが、国保財政を見るとき、被保険者になって、そのときまでにはゼロにしないといけないというルールがあるということで、何度も御説明されてはいるのだけれども、もう一度確認したいのだけれども、そのために多くの数額を、今こちらに投入していただいているのですけれども、今後もこの数額が、また来年度大きな数額が入りますか。それとも一般の皆様に使えるお金として、一般会計のほうで有効にまた別の使い方をされますか。その点お聞きします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。先ほども標準保険税率の件の部分と累積赤字の件で繰り出しの今後の見込みの件で御質疑かと思うのですけれども、県の保険料水準の統一の説明に関しては、令和6年度に目指している状況は、県の第2期の計画の中で、それは変わってございません。

もう一点が、法定外繰入金の部分に関しましては議員が御指摘のとおり、今回の国保税条例の改正とセットとして、企画部のほうからは令和7年度までに、今回は7.5億円を想定してございますが、赤字解消計画、現時点で案ではございますが、次年度も3.5億円、令和5年度3億円、令和6年度3億円、令和7年度3億円として今想定をしているところです。ただし、一般会計からのほうの、やはり収入支出の状況もございしますので、今現時点では、そういった計画は立ててございますが、そういったところを御相談して、計画を今練っているところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今の話は、当初予算で、来年の令和4年度は3.5億円、令和5年度が3億円、令和6年度が3億円、令和7年度が3億円ということで、基本的には沖縄県にゼロ報告ができるのは令和7年度から沖縄県がこの国保を全て、今ダブルになっていますよね、市と県が。それは向こうがメインとしてやるということで理解していいですか。そのときにゼロになるという見込みですか。そして、そのときまでに、また国

保税を何回か上げていくと。県も、また国保税を統一してくると思うので、明確に発表してくると思うのですけれども、その点もう少し、結構大きな金額が毎回投入されるので、市民にも今回の予算で7億5,000万円の一般会計財源を投入しましたよというのを知っておかないといけないので、また知らせる義務もあると思うので、それはまた審査しているのが議会なので、その点分かりやすく御説明もいただけますか。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。赤字の部分に関しましては、単年度収支の赤字と累積赤字という2種類の赤字がございます。公会計の中には単年度収支になりますので、当然単年度収支がイーブンであれば、当然赤字のほうは発生しません。ただし、国保財政においては、この単年度赤字額が継続してございます。よって、今11.4億円の累積赤字が生じているところです。その部分を、まず国保側においては、その単年度収支をゼロに持っていきたいということで、第2期国保財政健全化計画において、その単年度収支の均衡を今図ろうとしているところです。

ただし、この部分、累積赤字の部分に関しましては、その部分、国保被保険者だけで、この保険税率ではね返すと、税率のほうが多額になってしまいます。そういったところも国保の制度的な、やはり低所得者、高齢者のほうが多数ございますので、医療費の高騰等もありますので、そういったところから累積赤字の部分に関しましては、一般会計からの御協力を仰いで解消を図っていきたいということで、赤字解消計画、今現時点では案ではございますが、そういったところで進めていきたいところを企画部とも連携しながら調整しているところでございます。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** 今の説明で理解はしました。単年度赤字は、その年度ごとの国保税でカバーをする。しかし、累積は残っているので、これは一般財源からの繰入れで減らして行ってゼロにする。単年度赤字が出る理由は何ですか。もし単年度赤字が出た場合、出る可能性があるときはどんなどきですか。今、単年度赤字を込みで、基本的には、これは累積赤字と単年度赤字があって、3億5,000万円、財源を投入するのだけれども、単年度赤字の分は約5,000万円を見ているのか、1億5,000万円を見ているのか、分からないものだから、ゼロなのかも分からない。とにかく出るのだよということなのか、赤字が。その点、お聞きします。

○**山城康弘 委員長** 国民健康保険課長。

○**国民健康保険課長** ただいまの伊波委員の御質疑ですが、まず令和4年度においては、先ほど次長のほうから法定外繰入れとしては3.5億円という話がありましたが、そのうち約3億円については、単年度赤字の解消のために繰り入れる法定外繰入れとなっています。残りの5,000万円が累積赤字の解消のための繰入れとなっております。

この単年度赤字で3億円繰り入れる理由としては、やはり一気に税率を上げてしまうと、被保険者の負担が大きくなるので、令和4年度、令和5年度においては、法定外と合わせた形で単年度赤字をゼロにしていこうということで、今考えて進んでいるところでございます。

それ以外に累積赤字については、令和2年度決算時点で11.4億円というところでしたので、今回は4億円ということで、7億5,000万円に減るということで、今後令和7年度にかけて、この一般会計の今後の収支見込みを立てながら、令和7年度にかけて、繰入れの計画を立てた上で進めていこうと考えているところです。

単年度赤字解消のための法定外については、令和6年度で、単年度については、基本的には税の見直しをさせていただく前提にはなりますが、令和6年度には単年度赤字はゼロ、法定外を入れなくても赤字は生じないといったことで考えているところでございます。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** ありがとうございます。本当に今、赤字の累積を抱えた状況で、走りながら国保特別会計が動いているので、担当部局も、また財政も、大変悩みながら予算を組んでいただいて、本当に御苦労しているなどというのは理解をしています。今後また国保税改定も出てくるということで、本当に多くの方々が新聞等を読んで、大変になっているという方々もいらっしゃいますので、しかしながらこの後ろには、背景には、これだけのことがあったということは持つておかないと、本当にまだまだ一般の方が利用できる、国保加入者以外の方々でも利用できる一般会計から相当な金額がここに投入されているので、それをちょっと確認しながら、やはりどこかで改善をしていこうと思うけれども、時間がかかっているというがあるので、その点確認をさせていただきました。以上です。

○**山城康弘 委員長** ほかに質疑ございませんか。伊佐委員。

○**伊佐文貴 委員** 14ページ、すみません。さっきちょっと僕聞き逃したかもしれません。償還金、ちょっともう一度説明いただけませんか。

○**山城康弘 委員長** 庶務係長。

○**庶務係長** 確認ですけれども、3目、4目、どちらの。

○**伊佐文貴 委員** 3目です。

○**庶務係長** 3目の償還金については、特定健診負担金の返還金ということで計上しておりまして、先ほども申し上げたのですけれども、健康増進課のほうで実施している特定健診事業に関しては、実際かかった費用の3分の1は国負担、3分の1は県負担、残り3分の1は市で負担する仕組みになっております。そのうちの市負担を除いた3分の2の額を、今回計上するものに関して令和3年2月、令和2年度の負担金として受け入れたものについて、令和3年5月に精算を行いまして、もらい過ぎということで、今回499万3,000円を返還するというので、今回計上してございます。

○**山城康弘 委員長** 伊佐委員。

○**伊佐文貴 委員** ありがとうございます。もらい過ぎというのは、これぐらい想定している、特定健診は、このぐらい想定しているのだけれども、実際は受けなかった、特定健診が伸びなくて、その余った分、そういう意味合いでもありますか。

○**山城康弘 委員長** 健康増進課長。

○**健康増進課長** 今、伊佐文貴委員がおっしゃるように、もちろん当初予算を立てるときは、これだけの特定健診の受診者数を見込んで、その方たちに対する、かかる費用、事業費に対しての3分の1の補助が出ますので、それをまた請求して年度途中で頂くと。実際年度として、実際精算をしたときに、実際見込んでいた特定健診受診者数よりも実際受ける方が少ないことによって、それだけ国に返すお金も出てくるというような仕組みになっております。

○**山城康弘 委員長** 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 説明ありがとうございます。ちなみに特定健診というのは、1人当たりどのぐらいかかりますか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 特定健診は、基本的に1人7,000円かかる、無料のほうです。無料で実施しているところがございます。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 7,000円かかるところを、一般市民からは、もちろん無償でやっていると。それは受ける各施設に7,000円を払っているということですよ、特定健診を受けている場合には。これは集団健診の場合にはどのようになりますか。集団健診の場合でも、そこにいるお医者さんというのですか、そういうところで、その先生に、そこに入るという形で理解していいですか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 基本的には、保健相談センター職員が実施するものは集団健診、宜野湾市役所や保健相談センター、各地域で公民館、学校等で行っている健診については、集団健診ということで、財団のほうに委託をして実施していますので、基本的には、そこから請求が来て、そちらに委託料をお支払いするという形になります。個別健診については、各医療機関で、医師会のほうがまとめて、一応契約されておりますので、集合契約をして、そちらでまた実績、請求書が上がってきて、それをお支払いするという形で、ざっくりですが、基本的には7,000円、費用がかかっているということです。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 分かりました。確認ができました。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに御質疑ございませんか。伊波委員。

○伊波一男 委員 3番の債務負担行為についてお聞きをします。3ページです。失礼いたしました。第2表、債務負担行為補正、1、追加、特にこちらにありました、特定保健指導もありますけれども、まず最初の国保人間ドック実施委託料がありますが、これは何人分で、この金額になっていますか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 令和4年度の見込みといたしましては2,275名を見込んでおります。1人当たり2,000円の金額になります。その2,000円掛ける2,275名分が債務負担行為の人間ドック実施委託料となっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。2,275人、これは個人負担になっているのでしょうか。これは保険適用ですか。それとも個人負担分があり、保険適用はないですか。まず、個人負担は幾らになるか、お聞きしておきたいと思います。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 人間ドックの負担、個人で受けた場合の料金ですが、70歳以上、あるいは令和2年度市民税非課税世帯、生活保護受給者につきましては人間ドックを受診した場合は約8,300円で、それ以外の方については1万1,300円余りになります。自己負担額です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 補足があれば、よろしく申し上げます。特定保健指導業務委託とありますね。この特定保健指導というのは、この間、私も保健相談センターで特定健診を受けた後、この健診の結果が出たので、保健指導を受けたのです。そういう方々に対する業務委託というのがあるのですか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 基本的に保健指導の、大部分の方々の指導に対しましては、宜野湾市の保健相談センターに在籍している保健師さんや、栄養管理につきましては、管理栄養士の方々が結果説明会という形で健康相談という、また希望があれば保健指導を行っているというふうな内容になっておりますが、そこでカバーできない方というか、実際また地域でも受けられるような体制を確保するため、8か所に委託をして実施しております。それが特定保健指導の業務委託料の契約の、今債務負担行為になっているところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。8か所にそういう業務委託をしているということで、理解をしておきたいと思えます。

あと、また細かく聞いていいですか。この二次検診業務委託料について御説明をお願いします。二次検診について御説明していただき、また業務関係について、どういったところが業務を受けているのか、お願いします。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 二次検診の業務委託についてですが、二次検診の内容につきましては、特定健診を受診していただいた方の中で、特定保健指導の対象者や生活習慣病の予備軍等対象者を抽出して、この方々に、特に生活習慣の改善や、あるいは心疾患、血管疾患、あるいは糖尿病で重症化に至らないような早期介入の手段として検診を詳細検診という形で実施しているところでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。特定指導を受けた方が、再度また病院で検査をするための業務委託料ということで理解していいのでしょうか。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 伊波委員おっしゃるとおり、そのような詳細検診になっておりますので、特定健診をされた方が、さらに詳細な検診が必要な方について御案内を差し上げているところでございます。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第73号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後3時18分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後3時31分)

【議題】

議案第75号 令和3年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第2号)

○山城康弘 委員長 次に、議案第75号 令和3年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件については、提案趣旨説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。伊波委員。

○伊波一男 委員 よろしくお願ひします。今回の場合は、この議案第75号の介護保険特別会計補正予算(第2号)なのですが、1,371万9,000円の減額という形になっています。これは国保と似たような内容があるのかなと思っているのですが、減額については、この点について、全ての項目が減額になっているように見えるので、最後の積立金は増えているのですけれども、ほぼ減額という形で見ますと、この減額になったものの内容的なものを分かりやすく御説明もらえますか。全部ではなくていいですよ。こういうことがあったので、大体の項目が減額ですよとか、この特化したものでもいいですよ。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。議案第75号 令和3年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第2号)の主な内容は何かという御確認かと思ひます。

まず、皆さん御承知のとおり今回コロナ禍の影響で、4月から9月にかけて緊急事態宣言が出されておりましたので、事業の休止と、あと介護長寿課職員の育休者と、あと年度中途に1人、介護長寿課から国民健康保険課への異動等もありまして、人件費の減が、その大きな要因の2つでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。コロナ禍が大きな要因と人事の件があったということで、理解をいたしました。その中でも、ちょっと確認だけしていきたいと思ひます。

まず、事業についてですが、7ページの4-2-5、今回の地域支援事業交付金がありますが、これについて交付金が減りましたけれども、これのまた主立ったものについては、どういった事業ができなかったのか、利用者がいなかったのか、その点減額されていますけれども、それもお願いします。これがまず1つ。

それと15ページ、関連するのではないかなと思ひますけれども、これの同じく3-1-1、補正額がマイナス289万8,000円、説明を見ると、介護委託料が減額、また同じく3目も減になっています。この点についてお聞きしたいと思ひます。

最後に1つ聞きたいと思ひます。16ページの3款2項7目、これは認知症施策推進事業費というのが、大きく減額されているのがあるのですが、これは職員の人事異動の関係だと思ひます。その下に委託料って出てきますね、18番、どういったものなのかなと、どこに委託しているのかなと、その点、委託先のほうで事業を進められなかったのかどうか、その点。ちょっと多くなりましたけれども、御説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 最初の質疑なのですが、回答としては1つ目の質疑と重複するかと思うのですが、3-1-1-1の介護予防・生活支援サービス事業費と一般介護予防事業費と16ページの認知症施策推進事業、こちらの事業費の減に伴って、ルール分の割合で減されるという形になりますので、1つ目、2つ目の回答に関しては連動という形で御理解いただければと思います。

また、3つ目の質疑に関しましては、認知症施策推進事業のところなのですが、会計年度任用職員の報酬の減、こちらが未配置の分の未執行分というところで減額になっております。

また、委託料に関しましては、こちらは各地域包括支援センター、4か所の地域包括支援センターに認知症カフェを委託しているのですが、こちらにもコロナ禍の影響がございまして、9月まで認知症カフェは対応できなかったものですから、その分の執行残という形で計上してございます。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 では、17歳ページの基金積立金についてお聞きをします。今回、基金積立金が補正で176万8,000円、トータル4,967万円となっております。基金について御説明をお願いします。それで、この時点の基金のトータル残高は幾らなのかを御説明ください。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。6款1項1目の01介護給付費準備基金積立金事業におきましては、今回第三者求償事務のほうで保険給付に伴う収入がございましたので、それに伴いまして、その保険料部分が減額になります。その保険料減額部分を、今回余剰という形になりましたので、基金積立金のほうに計上してございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今回のこの介護給付費準備基金積立金というのは、今回は4,967万円、補正でトータル、これだけにありますよとありますが、累積というのでしょうか、トータル的には今基金は幾らを見込んでいるのでしょうか。約6億円なのか、5億円なのか、4億円なのか、ないのか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。今回12月補正後の基金残高のほうの確認ということでございますが、申し訳ありませんが、現時点の資料を持っていないので、令和2年度末で6億5,000万円、今基金の残高はございますので、今回令和3年度時点では、この金額にほぼ近い形で残高のほうはあるかと思いますが、正確には、また再度報告を差し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。積立金に関しては、令和2年度末で6億5,000万円ということで、今御説明をいただきました。ということは、今回もその程度は残るのではないかと、積立て、出たり入ったりしているのです。分かりました。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑はないでしょうか。呉屋委員。

○呉屋等 委員 1点だけ確認させてください。15ページの1目の介護予防・生活支援サービス事業の01の委託料のほうで、新型コロナによる事業の中止ということで減額していると思うのですが、確認の意味で、この事業の内容というのは、どんなものだったのでしょうか。

○山城康弘 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 ただいまの呉屋委員の御質疑ですが、介護予防・生活支援サービス事業の委託料という形になりますけれども、具体的な教室としましては、通所型のサービスC、教室のほうです。医療機関だったり、事業者さんをお願いして委託しているサービスCと、あとサービスA、基準緩和型の通所型のサービス、こちらのほうの、両方のサービスを合わせまして委託料ということで、こちらのほうが減という形になってございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 コロナ禍なので、通所型のサービスはできないというのは分かるのですが、逆に9月までという、半年間ですよ。通所はできないのだけれども、こちらから、事業所から通所する方に、例えば電話なり、来てもらうことはできないけれども、電話してどうかとか、そういったことをやってはいないのですか。

○山城康弘 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 サービスCに関しましては、複数の事業者さんに委託しているのですが、事業者さんによっては、電話のほうで安否確認というか、お元気ですかというような確認を取っているところもございます。

今回中止だったところに関しましては、開催場所が病院の中だったり、施設の中ということもございましたので、ちょっと実施ができないのと、電話しても人員的に少し難しいところもあったものですから、その範囲のできる事業所さんに関しましては、安否確認をしてもらって教室をという形の、集まる形ではないのですけれども、お電話するような形とか、安否確認をしながら実施した次第でございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 やはり大事だと思うのですよ。来れないから、そのままではなくて、安否確認でお電話したり、また一人で籠もっていて困っていた方もいるかもしれないので、電話するというのは大事かと思うのです。

これを教訓といたら変ですけども、今コロナは落ち着いているのですけれども、また次、第6波が起きるかもしれませんよね。ですから、コロナが発生したら通所はできないのだけれども、これに代わるものというのを、コロナで来れないから中止なのかというのも、どうなのかとちょっと思うのですよ。だから、それについての委託先との、次また第6波が襲来して、事業所に来れなくなったときはどうしようかという、そういった会議とかはやっていますか。

○山城康弘 委員長 介護長寿担当主幹。

○介護長寿担当主幹 事業者さんと、そういう場を設けているかということなのですが、コロナが拡大したときに、昨年話ではあるのですが、委員さんと同じように集合型ができないので、何かおうちで、通信教育みたいなイメージでできないかというところで、教材の配布をしたりとか、電話もしたり、動画、DVDを配布してできないかということ、実際試したところもあります。ただ、高齢者の方は、DVDのプレーヤーが少し難しかったりとか、いろいろな課題も見えてきた部分もありまして、その辺りは本年度もお話をしているところではございます。ただ、一番分かりやすいというか、対応しやすいのが電話という形であったので、まず電話という形で進めています。

利用者さんに関しましては、やはりコロナがはやっているときに、なかなか教材をお渡しするのも遠慮したいという方もいましたので、その辺は利用者の方々の声も聞きながら、事業者さんと管理者が話をする機会を設けているところです。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 せっかくの予算を、そのまま執行しないで返すよりは、来てもらえない中で、こういったタブレット端末機を貸したりとか、来なくてもできるような方法というの、また今後いろいろ検討していただきたいなど。目的は、サービスを何か違う形で提供できないかというところ、また考えていただければなと思います。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第75号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後3時50分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後3時52分)

○山城康弘 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、月曜日は午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午後3時52分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和3年12月13日（月）2日目

午前10時00分 開議

午後 3時37分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（6名）

委員長	山城 康弘	副委員長	屋良 千枝美
委員	伊佐 文貴	委員	栄田 直樹
委員	呉屋 等	委員	伊波 一男

○欠席委員（1名）

委員	宮城 力
----	------

○参考人（2名）

参考人	島袋 春美	参考人	後藤 雅彦
-----	-------	-----	-------

○説明員（11名）

健康推進部長	松本 勝利	国民健康保険課長	米須 之則
国民健康保険課庶務係長	大道 優	国民健康保険課給付係長	名 幸 仁
国民健康保険課保険税係長	西浜 稔	国民健康保険課保険税担当主査	川満 勤子
健康増進課長	玉城 悟	福祉推進部長	宮城 葉子
児童家庭課長	浜里 郁子	企画部長	泉川 幹夫
財政課長	小橋川 陽介		

○議会事務局職員出席者

主任主事	棚原 裕貴
------	-------

○審査順序

議案第84号 宜野湾市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- 議案第 85 号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 83 号 宜野湾市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 陳情第 59 号 宜野湾市西普天間住宅地区発見の歴史の道の保存と活用について

令和3年12月13日（月）第2日目

○山城康弘 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会の2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第84号 宜野湾市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○山城康弘 委員長 議案第84号 宜野湾市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第84号についての説明をお願いいたします。健康推進部次長。

（執行部説明省略）

○山城康弘 委員長 本件に対する質疑を許します。伊波委員。

○伊波一男 委員 おはようございます。関連するかもしれませんが、基本的には、出産育児一時金は、出産された、その医院に直接支払いをしているのかどうか。これは一旦当該世帯主にお金が行くということは、普通はないというふうに理解してよろしいですか。今までのお金の動きは、今回は条例で40万8,000円を支給するに足りるのですが、今までのお金の部分では、今後もおのとおりのかどうか、この点説明をもらっていいですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。今回の改正におきましては、金額の改正のみで
手続方法に関する改正はございません。ただ、こちらの国民健康保険課作成の資料で御説明しているとおり、
出産育児一時金に関する金額は増額になりますが、この産科医療補償制度の分は1万6,000円から逆に1
万2,000円に減額となりますので、総支給額のほうは変わりませんが、中身の部分において、その部分
の金額が変更されるということで、御理解いただきたいと思っております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 金額は同じにして、保険料が変わるので、下がったので、これを金額全体を下げるのではなくて、
中の部分の一時金を増額して、今までどおりトータルは一緒ですよということの今回の説明でという形で理解していいですか。

（「委員長、ちょっとだけ休憩をお願いします」という者あり）

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午前10時7分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午前10時7分）

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 伊波委員の御質疑にお答えいたします。先ほども御説明したとおり、この出産育児一時金に関しては、少子化対策等を踏まえまして、金額の全体の総額に関しては、そのまま維持されてございます。

ただ、先ほども御答弁申し上げたとおり産科医療補償制度の部分が4,000円減額になりますので、総額として、この条例の改正において4,000円増額になりますので、総額の変更はございません。

ただ、この40万8,000円の部分に関しましては、世帯主に対して出産育児一時金の対象になった者に関して支給されるものでございますので、その分は増額になると理解してございます。

○**伊波一男 委員** 以上です。

○**山城康弘 委員長** ほかに質疑ございますか。呉屋委員。

○**呉屋等 委員** よろしくお願ひします。この条例は令和4年1月1日から施行するというので、あと1か月もないのですが、告知とか、案内というのは、どのようにお知らせをするのか、ちょっとそこだけ質疑させてください。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。今回金額の変更の見直しにおいて、被保険者に対する周知はどのように行われるのかというところの御確認かと思ひます。今現時点では条例改正の審議を上げてございますので、その部分のほうで可決された後には、速やかに周知をしていきたいと思ひます。

また、この産科医療補償制度の部分に関しましては、もう既に1月1日から1万2,000円の減額になることは周知されてございますので、その部分も改めまして、また出産育児一時金の窓口相談であったり、該当者に関しては丁寧に説明していきたいと思ひますし、また条例可決後にホームページとか、あるいはSNS等を通じて対象者に周知していきたいというふうに考えてございます。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** 特に今妊娠されている方、この12月、1月はすぐなので、産婦人科とか、そこら辺に案内書を置くとか、そういうことも考えているのですか。

○**山城康弘 委員長** 国民健康保険課長。

○**国民健康保険課長** 呉屋委員が懸念されているのは、恐らく利用される市民の方が困る内容ですよということの御質疑だと思ひますが、先ほど伊波委員から質疑があったとおり、総額として変更はございませんので、これまでどおり出産一時金をもらう方については、この制度改正によって特段変わることはございませんので、先ほど次長からあったとおり、条例改正等が済み次第、市のほうとしては周知を図っていきたくて考えております。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** ですから、その周知方法を聞いているのです。ホームページしか言っていないので、その後にもまた1月の市報に出すとか、周知の方法をちょっとお尋ねしていますので。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。条例が可決されないと、我々のほうもちょっと周知が難しいという部分と、先ほど国保課長から申し上げたとおり、今回額の変更であって、支給対象者が拡大するとか、減るとかというところではございませんので、その部分に関しましては、出産の事例が12月

31日までは、先ほど附則で申し上げたとおり、なお従前のとおりです。1月1日以降の可決後にその金額が変わることになりますので、その辺も含めて該当者に関しては丁寧に説明していきたいと思います。その説明の方法に関しましては、12月末と1月1日で異なるものですから、その部分に関しましてはホームページとか、あるいは窓口等で該当者が来庁される際に丁寧に説明していきたいと思います。

○**呉屋等 委員** 以上です。

○**山城康弘 委員長** ほかに質疑ございませんか。屋良委員。

○**屋良千枝美 委員** この出産育児一時金に関しては、そういう変動はありますが、本市の配慮で、こういう40万8,000円になったということだと思うのですが、産科医療補償制度の分が1万6,000円から1万2,000円、4,000円の引下げがありますが、その理由というのは、どういうことでしょうか。

それと、こういう形で、本市は、そういう出産する方が困らないような形で42万円の補助をしっかりとするような形で40万8,000円が支給されますが、他市のほうは、本市はそういう配慮があって、42万円という金額を崩さないでいるということで、本当にいい取組であると思いますが、他市のほうの状況はどういう感じになるのでしょうか。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 屋良千枝美委員の御質疑にお答えいたします。まず、この出産育児一時金に関しましては、先ほどから御答弁しているとおり、2つありますよということを示しているところです。今回国のほうの通知において、この内訳の部分に関しましては見直しがあるのですが、この部分に関しまして総額は42万円を維持すべきとされたということで、国の部会のほうから回答をいただいているところでございますので、他市町村も、そういった通知を踏まえまして、一律になるかと思えます。

ただ、その部分の、各市町村の金額を定めるものにおいては国民健康保険条例のほうを改正しないとイケませんので、その部分は、宜野湾市は今回提案しているということで、他市町村の部分に関しましても国の通知を踏まえまして、42万円の一律の金額になるというふうに理解してございます。

あと、産科医療補償制度の金額の減の部分に関しましては、産科医療補償制度そのものに関しましては分娩に関連して発症した重度脳性麻痺のお子様と御家族の経済的負担を速やかに保障する仕組みとして、国の関連機関のほうで、今これを運営しているところでございます。恐らくですけれども、この保険料等その事象が生じた場合に給付される金額等を踏まえまして1万6,000円ではなく1万2,000円、サービス自体の金額に関しましては変更がないものと理解してございます。なので、給付費と納める保険料の金額を総計して今回見直しがなされたものと理解してございます。

○**屋良千枝美 委員** ありがとうございます。

○**山城康弘 委員長** 国民健康保険課長。

○**国民健康保険課長** すみません。補足ですが、この資料の下のアスタリスクのところにありますとおり、この42万円については、産科医療補償制度に加入する医療機関を利用した場合の加算額となっていますということで、これは産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合については、今まで40万4,000円だったところが40万8,000円ということになりますということで、この42万円というのは、あくまで産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合の額で、そうでないところで出産した場合は40万2,000円が上限額となっております。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。屋良委員。

○屋良千枝美 委員 産科医療補償制度加入機関は、産婦人科のほかにあるわけですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 屋良千枝美委員の御質疑にお答えいたします。議案に添付した資料、こちらのページの裏側に産科医療補償制度の仕組みのほうを記載してございます。その部分に関しましては、その運営自体は、この表の、こちらが分娩したときに支払うところで、その隣のほうが、公益財団法人日本医療機能評価機構というところが運営してございまして、その部分のところは、ほぼほぼ加入はしてございます。なので、先ほど国保課長から御説明したとおり、この金額、今現時点で1万6,000円は、ほぼほぼお支払いをしているのですが、この医療機関がそのところに加入していないと、先ほど国保課長が説明した、この40万4,000円のみのお支払いになりますよということになります。ただ、この分娩機関に関しては、ほとんどの機関が、こちらの保険に加入してございますので、その部分に関しましては、基本的には支給をしてございます。

○屋良千枝美 委員 ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 ほかにございませんか。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 すみません。よろしくお願ひします。今の説明で、ちょっともう少し説明をもらいたい。この保険、大体どこの病院も入っていますよという説明があったのですけれども、これは例えばですけれども、那覇市とか、浦添市、他市に通う方は結構いらっしゃると思うのですけれども、その辺の何か情報というか、どこの病院が加入していますよとか、そういうのはどんなふうに要は、例えば被保険者に分かりやすく説明するものというのが、何かあるのであれば、ちょっと教えてもらいたいです。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの御質疑ですが、ほとんどの産科、婦人科については、この医療制度を利用されているところだと。申請があった中で該当しないのは海軍病院で出産した方については、この制度の対象外となっていますので、民間の医療機関については、ほぼ加入されている状況かと思われまます。

○伊佐文貴 委員 分かりました。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございますか。
(「進行」という者あり)

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。
(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第84号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時20分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時28分)

【議題】

議案第85号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○山城康弘 委員長 次に、議案第85号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑に入る前に担当課より議案第85号についての説明をお願いいたします。健康推進部次長。

(執行部説明省略)

○山城康弘 委員長 本件に対する質疑を許します。屋良委員。

○屋良千枝美 委員 資料も作っていただきまして、ありがとうございます。この新しい資料を見ますと、やはり特典企画案ということで、今後当局が、どういうことをしたいかというのが一目でわかるような気がいたしますが、やはり国保の加入者というのは、やはり高齢者であったり、商売をしている方などが加入している、障害のある方も加入しております。多くの方々が加入しておりますが、やはり社会的な弱者であるということが大変懸念される部分でもありますが、今回このようなコロナ禍の状況で商売をなさっている方は、かなり苦勞されていると思うのです。

その中での国保税の値上げということは、本当に大打撃ではないかなと思うのです。ですが、皆さんの、そういう提案の中に歩み寄ってみたいということもありますが、やはり大きな目標を掲げながらやろうということで、この中で受診率の50%、本当はかなり大きな目標だと思います。大変残念ではありますが、宜野湾市はワーストワンということなのですけれども、受診率のほうも。それをナンバーワンに持ってくるという、その大きな取組というのは、かなり当局のほうも覚悟が必要だというふうに感じますが、そういう面ではいかがでしょうか。それとまた、そういう皆さんの特典企画案の中身の目標にするものは分かりました。市民に、いかにこの周知をしていくか、納得していただけるかということも、ちょっとお聞きしたいのですが、お願いいたします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 屋良千枝美委員の御質疑にお答えいたします。国保財政状況の中、今回は2020年からのコロナ感染症の影響等を踏まえて、自営業者であったり、市民の方々への影響等がある今、国保税率の改正をするかという点と、今回説明した資料の中での取組状況の2点の御質疑かというふうに理解してございます。国民健康保険の財政状況といたしましては非常に厳しい状況ということで、お話等をさせていただいているところです。先ほども申し上げたとおり、令和2年度末に財政赤字のほうに11.4億円という形で累積赤字を抱えている状況の中、国保被保険者の適正な税率の設定において、令和3年3月に第2期の財政健全化計画を策定してございます。

その中において赤字の部分に関しましては2種類ございまして、累積赤字と単年度赤字というところで、2種類の赤字がございまして。その中で、まずは国民健康保険課の取組としては、単年度赤字を解消していきたいということで、基本的には、その財政健全化計画の中で令和4年度と令和6年度に向けて取組を今している状況です。

それで、今回、先ほども資料のほうで説明いたしましたとおり、1人当たり9,000円の増額改定を踏まえて、その単年度赤字の縮小を今取り組んでいるところです。今回、国保会計の中では非常に難しい部分がございますので、一般会計側のほうからも赤字の繰入れのほうをしていただきまして、その部分に関し、令和4年

度からその他繰り出しをして赤字の解消に取り組むところで、単年度赤字の解消を翌年度までには実施していきたいというふうに考えてございます。

また、この単年度赤字が継続していくということは、先ほど申し上げました11.4億円が増えてくるというところでございますので、その部分に関しましては、先ほどの単年度赤字を解消して、この累積赤字を増やしていかない。それで、この税率改正をして、この累積赤字の部分に関しましては、赤字解消計画案を策定して、案が取れた段階で、企画のほうともしっかり連携していきながら、累積赤字の解消も図ってきたいというふうに考えているところでございます。

もう一点の部分に関しましては、特定健診受診率向上の取組に関しましては、皆様からも御指摘あるとおり、医療費の抑制が必要ということで、まずは特定健診受診率を向上させて、その対象者を把握し、適切な時期、早期に病院のほうに引っ張っていただき、医療費が高額にならないように、あるいは健診することによって病気を発見し、重症化しないような形の取組を、今後この健診率の向上を図った段階で、さらにまた取組をしていきたいということで、今回令和4年度に取っ掛かりの事業として、今協議をしている最中でございます。以上です。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 分かりました。赤字が11億4,000万円あるということで、赤字の解消を図りたいということは十分理解できました。2020年度も改正されまして、1人当たり年額6,000円の値上げをしておりますよね。それから2年たって、また今回の保険料の値上げということですので、本当に市民が納得するかなというふうに思います。段階的に値上げが行われていくとは思うのですが、やはり当局の今後、これは赤字解消のために特典企画を、案をもって一生懸命やっていくという気持ちは分かりますが、市民に対して、その皆さんのお考えをどのように周知を図っていくのか、その点もちょっとお聞きいたします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 先ほど次長から説明がありましてとおり、国保の厳しい財政状況というのが要因としてありますので、こちらのほうについては、令和3年度においては国保ガイド、こちら令和3年度の当初の納税通知書発送の際に、この国保ガイドを全ての被保険者に送付しているところですが、そちらのほうに初めて国保の厳しい体制状況ということで、記載して周知を図っているところでございます。

また、今後についても条例改正については、引き続きイベントにおいても、そういった形で周知、あとホームページ、市報等でも周知を図ってきたいと考えているところでございます。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 今、国保課長のほうからもガイド等に掲載し、周知ということでございましたが、どうして国民健康保険加入者の特典なのかというところにつきましては、恐らく議員の皆様が、これまでの議論の中で市民に対しての周知が足りないのではないか。この国保財政の状況についての、特定企画を打ち出すだけではなくて、セットで、今、国保財政の、この社会保障制度を、国保財政を維持するための施策として、今後取り組んでいかないと、一般会計の繰入れとか、そういった状況につきましても、少し市民のほうへの説明も合わせてしていきながら、市民全体の理解を図っていく必要があるのではないかというふうに考えておりますので、ただ健康的な施策の打ち出しだけではなくて、社会保障制度の維持、国保財政の維持につい

でも市民へ丁寧な説明、情報発信という形で必要でしょうし、また議会を通しての説明等も今後丁寧に対応していきたいというふうに考えております。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 分かりました。国保財政を維持するということでの丁寧な周知を行っていくということですので、やはりこの新しい企画を見ましても2,000万円程度の予算を持ってくるということは本当に大きな冒険というか、部長も花火を打ち上げるといった形で表現をしておりましたが、大変大きな取組だと思えますので、国保税の値上げに関しては、またちょっと考えないといけない部分はあると思えますけれども、皆さんの国保財政を維持していくという、その熱意は、市民の皆さんに理解していただくには大変な努力が必要だと思えますので、その分またよろしくお願いをいたします。いろいろな部分で、国保のあり方をしっかり見つけていきたいと思えますので、またどうぞよろしくお願いをいたします。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑はございませんか。伊波委員。

○伊波一男 委員 おはようございます。よろしくお願いします。大変新聞紙上でも、この時期に税の改定が行われるということで、新聞にも取り上げられて、多くの市民も見ていると思えますが、意味が分かっていないというのがあるのかなと思って、大変電話も来たりしています。

ちょっと確認だけなのですが、今回の議案第85号を提案するに当たり、答申書が市長に出て、それを受けて一つ一つ今前に進めているものだというふうには思います。それについて答申書の、ちょっと御説明をもらえますか。これを受けてから皆さんは動いているものだと理解しているので、またそれを受けて企画部も財源措置をしなくてはいけないというのも出てくるのだろうということでもありますので、今、資料1の後ろ側に市長宛てに宜野湾市国民健康保険運営協議会の会長の崎間敦さんより答申書が出ております。それについて御説明してください。

そして、記の部分を読み上げていただいて、あと附帯意見があります。これは大変重要な点が添付されているな、記載されているなと思えます。これについて取り組み方、先ほどもありました、健康増進課長より、今回思い切り予算を組んで取り組みたいという、特定健診の特典企画案がありました。屋良千枝美委員からも御指摘がありました。本当に受診率が低いというのも指摘されておりますので、またこの記の部分に関して御説明をお願いします。また、答申書について御説明してください。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。9日提出資料の国保運営協議会からの答申書についての経緯等の説明ということで理解しております。そちらのほうを説明いたします。

まず、こちらの部分に関しましては、先ほど申し上げたとおり、今年3月に第2期の宜野湾市国民健康保険財政健全化計画を定めておまして、そこから適切な保険税率の設定というところの計画でございます。それを踏まえまして、市長のほうから7月28日に附属機関に対しまして、こちら国保運営協議会になりますが、諮問をし、2回の審議を経て、こちらの答申書のほうが出ている状況でございます。

審議に関しましては、先ほど申し上げたとおり、まずは国民健康保険課においては、単年度収支の赤字の解消を図りたいということで、その単年度赤字の見込額を算定して、その部分に関しまして1人当たりの解消額が幾らなのかというところを運営協議会のほうに示して審議をいただいているところでございます。

それを踏まえまして、9月29日に国保運営協議会の会長から答申をいただいているところです。伊波委員からは、その答申書の内容のほうを確認したいということで、読み上げて報告してよろしいでしょうか。その部分に関しましては、答申書として令和3年7月28日付宜健国第238号により、本協議会に諮問されたことについて、慎重に審議した結果、コロナ禍における市民生活への影響が懸念されるが、宜野湾市国民健康保険特別会計における累積赤字額が年々増加傾向にあることから、沖縄県が令和6年度からの国民健康保険料率水準の統一化を目指していること等に鑑み、下記のとおり答申いたします。

記。1、諮問、令和4年度国民健康保険税率の見直しについて、令和4年度国民健康保険税率の見直しは必要と認め、提示された3案のうち修正B案(1人当たり平均で9,092円増額)を基に見直しに取り組むこと。

2、付帯意見、1号、沖縄県が目指す令和6年度からの県内国民健康保険料率水準の統一化を見据え、税率の見直しを適宜検討し、国民健康保険特別会計における単年度赤字の解消を図ること。

2号、国民健康保険制度は、構造的な課題もあり、国民健康保険税率の改定のみによる財政収支の改善は大変厳しい状況であるため、当面は一般会計からの財政的補填も適宜検討すること。

3号、被保険者の健康寿命の延伸に向けて、特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上、生活習慣病の発症予防、重症化予防事業の取組など、保健事業のさらなる充実を図り、医療費の抑制に努めること。

4号、安定した国民健康保健事業を運営するため、収納対策、レセプト点検の充実強化や後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進など、引き続き国保財政の健全化に努めることとして答申がされております。以上です。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** 再度確認をさせていただきます。今回付帯意見が4項目ついておりますが、付帯意見の一つ一つについて、皆さんはどのように取り組んでいるかということで理解していいかを御説明もらっていますか。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 伊波委員の御質疑にお答えいたします。答申書の付帯意見、4号に関する各取組についてということで、まず第1号に関しましては、単年度赤字の解消を図ることということで、提言がなされているところです。健康推進部の取組におきましては、今、企画部のほうとも連携しながら、財政健全化計画の取組の中で、税率の改正で、単年度赤字の解消を図るということを今進めているところで、企画部においても一般会計側からの繰り出し等も必要ですので、その辺も今調整をしているところです。

2号の部分に関しては、当面は一般会計からの財政的な補填も適宜検討することということで、今現時点では、国民健康保険特別会計の赤字解消計画案を今現在調整してございまして、その部分に関しましては先ほど申し上げたとおり、国保制度においては非常に難しいところもございまして、一般会計側のほうとも適宜協議を今しているところでございます。

3つ目、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上と医療費の抑制の取組に関しましては、先ほど健康増進課長からも令和4年度の取組等を御報告させていただいているところですが、既存の事業といたしましても、先ほどの資料の右端のほうに参考として記載しているとおり、今現時点でも取組は進めているところでございます。

4号の部分に関しては、各種取組を実施して財政健全化の取組に努めることということでございますので、こちらのほうも国民健康保険課においては、保険税の適正な賦課で収納対策の取組、保険税給付適正化の取組、医療適正化の取組等を記載して、これまでも取り組んでございますし、次年度以降も、この部分に関しましては、適宜取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 大変ありがとうございます。しっかり企画とも財源の約束を取り付けているというふうに理解をして、毎年一般会計から投入するということは、とても企画は悩みながら、市民の要望はたくさんあるわけですから、その中から財源を回さないと、本当に厳しい状態にあるということで、調整されたと思います。

今回のメインは、赤字解消もあるのだけれども、特に沖縄県の令和6年から国民健康保険料の水準統一をやるよと決まっているということで理解しています。これについて、この金額というのは、もう明示されましたか。明示されているのであれば、情報を提供してください。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの伊波委員の御質疑ですが、令和6年度からの県内保険税率水準の統一化については、県が今、目標として定めているところでして、今後各市町村との調整を経て進めていくことになります。

今現段階で県が考えているのは、離島においての統一化については、まだ継続審議をしていただきたいという声もございまして、まず前提条件を整理していきたいということで、令和4年度取り組んでいくところでございます。具体的な税率については、その調整の後ですので、現段階で決まっているところではございません。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 調整の中で、おおむねこの程度だろうということを予測されながら、赤字解消もしながら、逆に言えば、国民健康保険に加入している方々に、その都度税を保険税という形で上乗せしていくのだけれども、令和6年度にも、もう一度保険税の値上げというのが後ろに出てきていますよね、明確に。それはどのように市民に知らせるつもりなのですか。今回上げます。次も上げますということ、これが相当に大変なのですよ。

また、その代わり市も一般会計を投入しますよといっても、7万5,000名は国保以外の方々だと思われております。その方々にも理解をしていただかないといけないということもあるので、今から本当に議員も大変。国保の方からも、国保に加入していない方からも、いろいろな声が出てくるだろうなと思っています。それについて、なぜこうなったか、いきさつをまず。そして、市民に対して、今後このように、皆保険制度の維持は大事ですよということは分かってはいます。しかし、今言う中では、どうやって知らせるか。

今回令和4年度にやっても、また令和6年度に上げますということが後ろに控えています。これが大変今回説明をするに相当な努力をしていただきたいし、先ほどもありましたけれども、今回は特定健診の受診率を上げますということで、答申書の中にも(3)で上がっておりますが、これもまた取組も多く議員が昔から、たくさん投入してやるべきだよということをずっと聞かれてはいたのだけれども、どうにかようやく

大きな予算もかけることができそうな形にはなっていますが、まずこの中に健康に関する商品等を検討と、またしょうもないことを書いてしまっているという。これで本当に上がるのかという。

今、上がっているところがありますよね。先ほど南城市と言っていましたか。だから、40%を超えているところは、どんな税があるかということ、その税に基づいて追いかけるのかとか、今、特にびっくりしたのは、健康に関する商品などがあるから、健康に関する商品って何なのだろうなって誰も分からない。3,000円相当の体重計を配るのか、何を配るかも分からない。

本当に受診する方々に興味を持ってもらう、足を運んでもらう。行ってよかったよと、毎年行くよという形にさせないといけない。そこも含めてもっと事業内容をしっかり、健康食品をあげますとか、そういうことになっても継続できないわけだから、毎月3,000円分の健康食品をあげるわけにもいかないでしょう。いろいろな意味で書き方も工夫されたほうがいいなというのは当たり前前に思いました。

本当にようやく本気で特定健診の受診率を上げるために、大きな予算を投入する。その代わり健康を守っていきますから、赤字ですから、税をしっかりと、赤字を解消したいという、一つ一つをクリアしていかないと大変ではないかなと思って、今上げて、2年度後にまた上がりますというのが控えているということみんな知っているわけだから、議員は。

今後それに対して、こちらも説明責任をしないといけないし、賛成、反対もせんといかんし、これも赤字のまま持っていったら、また市が大変になるというのも分かるし、国保財政がもっとおかしくなるというのも分かりますので、今回、先ほど屋良委員からも言われていましたけれども、説明責任、本当に市民に理解してもらおう。呉屋等委員からも言われましたけれども、どうやって説明していくのかなというのもあるので、今確認だけさせていただきました。

今の健康増進課のほうの課長の、令和4年度の新規企画事業、大変いいことだと思いますよ。もっと部内で、本当に足を運んでもらうような、予算をかけるのであれば、せっかくここまで、予算を発表できるまで企画と調整されたと思いますから、結果を出していただきたいというのがありますので、どんな内容になるか分かりませんが、本当に数字的なものが上がるようにやっていただきたい。

ここで一瞬びっくりしたのは、健康に関する商品などと、何なのだろうと。この人に本当に当たっている、行った人が合っているかどうか分からない。望んでいたものかどうか分からない。すみません。そういうのも、また注文もつけておきたいと思います。今のところ、私の方からは以上です。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。まず、今回の税率改正の状況等のいきさつとか、そういったところの状況がどうなっているかというところで、まず御質疑にお答えしたいと思います。

過去5年間の法定外繰入金金の推移を申し上げますと、平成28年度に6億5,100万円、平成29年度に7億7,400万円、平成30年度が4億7,600万円で、令和元年度がその他繰り出しはなし、令和2年度が1億円という形で、その他繰り出しのほうは推移している状況です。

それを踏まえて金額のほうで、その他繰り出しが減ってきている状況もございまして、平成28年度、累積赤字が4億7,800万円あったのが、先ほども御答弁しているとおり、令和2年度末には11億3,900万円という形で増加している状況でございます。

そういったところを踏まえまして、まずは単年度赤字の解消に取り組みたいとして、今、税率改正等、あるいはそれだけではないのですけれども、そういった取組をしながら図っていききたいというふうに考えてございます。

それで、この金額に対しましては、今現時点で9,092円の増額に関しましても、なお単年度赤字のほうで解消することは非常に厳しくて、今現時点ではその他繰り出しのほうは、令和4年度も2億9,300万円を今見込んでいます。

そういったところではございますが、単純に保険税率の改正だけではなくて、先ほどから申し上げているとおり、医療費適正化の取組、収納策の取組等も当然実施しながら解消を図っていききたい。

プラス今回は、令和4年度からは、新規に企画事業のほうも提案しているところでございます。この令和4年度の新規企画事業に関しましては、まだ本当にしっかりと健康増進課の中でも議論しているところではなくて、企画部のほうとも概要的な形で、今現時点で議員の皆様にも示しているところです。

それで、今後この委員会のほうで、もし御意見等いただけるならば御意見等もいただきながら、また当局のほうにおいても健康推進部内でしっかりと議論をして、企画側ともその事業の採択の件等に関して、しっかりと議論して、受診率の向上が図れるような形の事業として精査していききたいというふうに今現時点では考えているところでございます。以上です。

○山城康弘 委員長 企画部次長。

○企画部次長 すみません。先ほど伊波委員からありました、附帯意見の2号のほうで、一般会計のほうから財政補填という部分もありました。

まず、赤字解消、当然単年度の赤字、累積赤字の、特に累積赤字のほうは一般会計会からの繰入れがあるので、その説明を先に財政課長のほうから行ってもらいたいと思います。お願いします。

○山城康弘 委員長 財政課長。

○財政課長 それでは、私のほうから説明させていただきます。答申書の2番、附帯意見、2号でございます。こちら国保運営協議会の方々から国保税率の改定のみによる財政収支の改善は大変厳しい状況でありますので、当面は一般会計からの財政的補填も適宜検討することと記載されております。

企画部としても、この答申を受けまして、先ほど健康推進部から御答弁がありましたとおり、単年度赤字につきましても、税率改正で対応させていただきたいと。市民の方に急激な御負担にならないよう、令和4年度と令和6年度、段階的に改正を行っていくという御説明がなされたかと存じます。

一般会計からの支援につきましても、まず今年度から単年度赤字を発生させてはならないという考え方に基きまして、さきの9月定例会で一般会計補正予算1億5,000万円の法定外繰り出しを行わせていただいたところでございます。そして、11億4,000万円の累積赤字の解消につきましても、一般会計から計画的に5年間、令和3年度から令和7年度までの5年間をかけて段階的に解消を図ってまいりたいと考えております。

まず、今年度につきましても、本定例会にも提案してございます一般会計補正予算（第8号）におきまして、法定外繰り出しとして4億円を計上しております。また、今後も国保財政の状況、また一般会計の財政状況等も見ながら、国保特会には累積赤字解消のため、計画的な支援を図っていききたいと考えております。以上でございます。

○山城康弘 委員長 企画部次長。

○**企画部次長** 今、財政課長のほうからも御説明ありましたが、単年度赤字を解消するために当初予算で2億円、9月補正で1.5億円の3.5億円、累積赤字の解消で4億円で、11.4億円から4億円減らして7.4億円までということで、先ほど伊波委員からもございましたけれども、当然この赤字解消だけではなくて、先ほど言った健康施策についての取組については、健康推進部だけではなくて、企画も一緒になって、市民がぜひ健康、健康都市宣言をやっていますので、そこに向けて、改正もやるのだけれども、みんな健康になって、まちを元気にしていこうというところは健康推進部と一緒に企画も行っていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いたします。以上です。

○**山城康弘 委員長** ほかに質疑ございませんか。呉屋委員。

○**呉屋等 委員** よろしくお願いたします。いろいろ質疑もあり、以前の勉強会等でも資料の提供をいただきました。ありがとうございます。

確かに国保の赤字を解消するという事は、よく理解しているつもりなのですが、いろいろな手を尽くして、その上でというところが、どうなのかなというところが、やはり我々も市民に説明する際に、できることは全てやって、あとは税を改定するだけというところまでの議論になるのかなと思うのです。

ちょっと令和2年度の決算を参考に、もしかしたら決算のときの審査で答弁いただいたかもしれないのですが、繰り返しでもいいので、例えば令和2年度の決算では、保険税の歳入の調定額が22億1,127万9,367円の、令和2年の調定額があり、収入未済額が2億5,908万3,722円ということで、調定額の約12%弱が収入未済額なのです。これは大体毎年こういうふうにして収入未済額というのが11%から12%、調定額の12%は収入未済額になっているのです。

だから、どのように税を上げて、この収入未済額が同じように増えていったら、この赤字解消というのは、また難しくなってくるのではないかなと。だから、この国保運営協議会の中の指摘にもなかったように思うのですけれども、この収入未済額をどうやって、もう少し圧縮していくかというところをちょっと聞いてみたいと思って、決算の中で、そういう議論もあったかもしれないのですけれども、改めて再度、だっただれだけ取っても、12%も収入未済額が毎年出ていったのでは、これは赤字解消というのは、どうなのかなということになりますよね。

だから、その対策もしっかり取らないといけないと思うのです。そこはどのように考えていらっしゃるのか。ちょっとそこら辺のところを御答弁お願いたします。

○**山城康弘 委員長** 国民健康保険課長。

○**国民健康保険課長** ただいまの呉屋委員の御質疑ですが、繰越し分、ちょっと決算の資料、今持ち合わせていないのですが、元年分の収納率でいうと95.57%が、ここ3年の平均なので、県内11市の中でも上位に位置しているということで、現年度分については、収納が大方できている状況でございます。

先ほどの12%については、これまでの滞納繰越しも含めた額になっておりますので、その辺は国保の低所得者が多いという実情からすると、その部分を全て収納するというのは、なかなか難しいところがございます。ただ、今後の収納率については、引き続きスマホ納付とか、納付の方法も広がってきていますので、あと口座振替の推進等、引き続き収納対策については、強化、推進を図っていきたくて考えているところです。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○呉屋等 委員 やはりそこをしっかりとやらないといけないと思うのです。今、課長がおっしゃるとおり低所得者の方が多いという話が出て、そこもまた税率の改定、上がるわけですよね。そうすると、ちょっと心配しているのは、収入未済額がまた逆に増えてこないのかなというところの危惧がして、それがまた不納欠損になってしまうということであれば、だんだん不公平感が広がっていくのではないかという心配があるのです。それに対して、またしっかりとやってほしいということ。

あと、資料のほうの1の④の中で、今回の税率改定前は、9市の中でも8位ですよと、宜野湾市のほうは税率が低いのですよ。改定しても石垣市の次の5番目というふうな数字で出ているのですけれども、確かに税率改定、所得割は改定したとしても12.63%で、石垣市の12.75%よりは低いのですけれども、例えばその隣の均等割で宜野湾市は3万5,000円で、石垣市は3万3,500円、平等割で宜野湾市は3万7,400円で、石垣市は3万1,500円ということで、数字のマジックが、ここら辺にないかなと思って、具体的に所得が300万円の世帯で、4人家族で、宜野湾市のほうは、その数字は出ているのですけれども、他市のほう、では幾ら払うのですかというところが、ちょっとこれでは、他市の状況が、申し訳ないですけれども、見えないのですよ。

だから、確かに税率は上から見たら5番目、真ん中ぐらいで、そんなに税率は上げていないのだけれども、所得割、均等割、平等割の中の均等割、平等割の金額を見ると、豊見城市は3万2,300円、本市は3万7,400円、均等割も豊見城市に比べて5,000円高いという金額を見たときに、具体的に、では300万円ぐらいの所得で、4人家族でどれだけの国保を払っていらっしゃるかなというのを、ちょっとこれは、そういった資料も、確かに税率改定で、税についてのものが出てはいるのですけれども、やはり市民というか、被保険者からすると、幾ら払うのですかというところなのですよ。

税率も大事ですけれども、では年額、同じ条件の同じ家族が幾ら払っているのというところを比較しないと、単純に税率が真ん中ぐらいですよでは、やはり市民には説明できないので、具体的に本市のは出ていますから、他市のほうの同じ条件で大体300万円ぐらいの世帯で4人家族とか、モデルケースを幾つか出させていただくと、逆に私どものほうは、それでもまだ他市に比べて払う保険は低いのだよという話ができるかもしれないし、逆に違う結果が出るかもしれない。そこら辺は、はっきりしたほうがいいのかなということで、こちらはまた資料請求をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 県内他市との比較の資料については、作成して提出してまいりたいと思います。

ただ1点、補足ですが、所得割、均等割、平均割、3方式を採用しておりますが、また応能割、応益割というのがございまして、この3方式でいうと、応能割については所得割のほう該当します。あと、応益割というのは均等割、平等割ということで、ひとしくみんなが受けているというところで、この両方がございしますが、低所得者向けの軽減制度については、この基盤安定で入ってくるものが、この均等割、平等割に対してのものになります。所得の軽減についても、この両方について軽減対象となっておりますので、そちらについては、実際所得が低い方々については、その分の軽減措置もございまして、以上、補足です。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 ですから、モデル世帯で大体300万円の所得とか、あるいは500万円とか、600万円で、全部だと、ちょっと大変だと思うので、サンプル的に300万円で4人家族とか、そういう感じでやると、具体的にもっと見えてくるのかなというので、それをお願いします。

あと、この国保の運営協議会での議事録も資料を拝見しました。むしろ、市長の諮問の中の答申なのですが、皆さん、国保税改定ありきで議論が進んでいるのだなというのが、この議事録を読んだ限り感じて、実際3案、A案、B案、C案、どれにするかという議論も、A案は1万391円だから、令和4年度で高く上げれば、令和6年度は安く済む。逆に令和4年度を低くすれば令和6年度は高くなる、こういう議論なのです。それで、B案はちょうど真ん中だから、真ん中の9,092円だと、大体令和6年度も真ん中ぐらいの8,660円で済むという、こういう議論で決めてしまって、本当にいいのかなという。それから、令和元年にやったときも一番安い6,000円だったではないですか。

だから、無難な線といえば無難な線で、今回高く上げれば、令和6年は安く済む。今回安くすれば令和6年度は高くなる。だから、真ん中を取ったみたいな議論で決まってしまうみたいなので、この国保運営協議会の在り方も、本当にこれでいいのかなと。大事なのは、お医者さんとか、そういう方ではないのですよ。一般の被保険者の意見がどうなのかって、反映されているのかなというのが見えてこないものですから、その辺も真ん中という根拠、これでいいのかというものも、どのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午前11時28分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午前11時29分）

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋等委員の御質疑にお答えいたします。運協の審議の内容の中で3案検討されているが、増額ありきというところは、いかがなものかというような御指摘かなと思います。先ほどお答え申し上げたとおり、財政健全化を図るために単年度収支の赤字をどのように改善していくかという計画をお示しながら、伊波一男委員からも先ほどあったとおり、県の統一化の部分に関しましては、令和6年度を目指すということもございまして、その部分において単年度収支の赤字をどのように改善したほうがいいのかということところで、3案を事務局のほうから提案し、その中で御審議をいただいたところでございます。なので、国保運営協議会に関しましては、宜野湾市の国保財政状況をどのように改善していくかというところの視点で、特に審議をしていただいていると理解いたします。

また、国民健康保険の運営協議会に関しましては、被保険者を代表する委員、こちら3人になるのですが、保険医、薬剤師を代表する委員3人、公益を代表する委員として、よく言われる識者という形で3人、合計9人で構成してございます。被保険者を代表する委員としては、自治会長会の会長であったりとか、そういった方を指定して、より直接影響を受ける方も指定して、御意見等をいただいているところではございます。申し訳ございません。被保険者代表としては、自治会長会の会長、婦人連合会の会長、シルバー人材センターの代表というところで構成して審議をしている状況でございます。以上です。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 念のためにお伺いしますが、この審議というのは全会一致が原則ということで理解してよろしいでしょうか。要するに参加された、この代表の方の全会一致で決まったということによろしいですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。この答申に関して委員の全会一致が必要かという御理解かなど確認いたしますが、この部分に関しては明確に全会一致というような記載はございません。

ただ、今回の改正案に関しましては、この審議のやり取りの中で、各委員ともやり取りをし、委員長のほうから各委員に、出席委員の御理解をいただき、これに関して反対をする意見はなかったというふうに理解しております。なので、出席委員の了解をいただいて、この案を国保運営協議会で確認し、その確認されたものを市長のほうに答申しているものと理解してございます。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** 再度確認ですが、参加された委員の方は、全会一致をしたということで、要するに皆さんが同じ意見だったということで、意見というか、その方向でよかったということで、ここは大事だと思うのです。全体的に決めたことなのかということが確認したいのです。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。いろいろな御意見を各委員からいただいております。その中で、最後に委員長の挙手を求める確認をして、全会一致の確認はしてございます。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** ありがとうございます。その全会一致というのは重たいものだと思います。それには皆さん異論なく、全員が一致をしたということが確認できました。ありがとうございます。

11月の新聞報道でも謝花副知事をはじめ町村会の会長が、国に対して前期高齢者の、沖縄県内は戦争によって多くの方が亡くなられ、特に前期高齢者が全国平均に比べて少ない。その支給額も4割程度しかないということで要請に行かれています。その部分も大事かなと思うのです。被保険者も税率を上げるだけでなく、その部分に対してどのように市は取り組んでいらっしゃいますか。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。今回この福祉教育常任委員会等でも、各委員からも御指摘されているとおり、国保が抱える構造的課題といたしまして、年齢構成が高く、医療費水準が高い。所得水準が低い、保険料負担が重い等の、そういった大きな課題を国保制度発足から抱えているというふうに理解してございます。先ほど呉屋委員のほうからあったように、県の取組として市町村の代表者のほうも一緒に、国保連合会の代表者を含めて要請等を今行っているところでございます。

また、こちらの国保制度においては、決して県内だけの課題ではなくて、全国的な形の課題も今あるということで、全国市長会からも、ずっと同様な形で要請等はされているところです。主な内容といたしましては、医療保険制度の改革として、将来にわたって安定的で持続可能な制度とするため、全ての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本的な実施をすることであつたりとか、国保の財政制度に関しまして、やはり非常に脆弱な国保財政の中で、国庫負担金等の充実を図っていただきたい等、毎年提言等をし、国会議員、もしくは政府の関連所管庁のほうに要望等は従前どおりずっとしているところでございます。

宜野湾市においても、やはり宜野湾市だけでは、ちょっと難しい部分がありますので、県市長会であつたりとか、九州市長会、あるいは全国市長会にも同様な提言等がされてございますので、そういったところとも協議しながら、国、政府に要望等は常に実施してまいりたいというふうに考えてございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 今の要請している文書を資料として提出をお願いしたいと思います。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋委員の御質疑にあります、資料に関しては、後ほど提出したいと思います。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 最後に、先ほど資料を頂きました、特定健診受診率向上の施策について、おっしゃるとおり特定健診を受けている方と受けていない方では、その医療費のあれが8倍、もしくは9倍ぐらい違うという数字もほうも伺いまして、やはり特定健診というのは大事だなというのを感じています。

今、伊波一男委員からも指摘があった、ちょっと同じ内容なのですが、他市の状況も自分で調べましたら、ほかの市町村によっては、受診した方を抽選で1万円の商品券、5人に1人というのあれば、あとはポイント制にして、健診を受けて、保健指導でポイント、これも健康に関する、そこの地元で作ったお茶を提供しているということで、ちょっと成果はどうですかと聞いたのですよ。その健康に関して。そしたらあまり成果はという話をされていたので、伊波一男委員の意見に僕もとても賛成なのです。あまり健康だけにこだわると、せつかく予算を組んでも、やはり受ける側が、やはりそれを理解していくためには、もちろん目的は健康なのですけれども、受けるのを目的にしているほうが、だからそこは必ずしも健康だけにとらわれず、商品という形でやっていったほうが、受診率にやはり影響してくるか。あまりこちらの思っているとおりにはいかないと思いますから、そこは他市町村の事例もちょっと聞いてきたので、伊波一男委員から御指摘がありましたから、健康にというのは、もちろん健康は大事ですけれども、これは最初のインパクトが大事なのですよ。

だから、あまりそこにとらわれずに、ただ全員というのは、すごいと思います。全員にというのは、私が調べたところ、あまりなかったです。抽選とか、ポイントとかというのはあったのですけれども、全員やるというのはインパクトが大きいので、それをあまり狭く、健康的だけにとらわれないほうが、もっと反響が大きいのかなと思いましたので、提言させていただきます。以上です。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 細かい特定の内容については、これから課内、部内、今、企画との調整も含めて、また調整していくことになるかと思いますが、全員という対象者の中で、その内容については、全部統一化するか、あるいはこちらは、これまでずっとリピーターの方々も、その全員の中には、かなりの数が含まれていますので、そういった健康に関心のある方も多いということもあります。今まで全く受診されていない方については、委員のおっしゃるように、健康に関連する特典を見せても、受診向上につながるかどうかという、やはり疑問もあるかと思いますが、この辺については、部内のほうでもう少し内容を、あるいは商品の種類とか、そういったところにつきましても検討させていただいて、より受診向上につながるような特典を考えていきたいと思っています。

また、議員の皆様からも、今後意見等がございましたら頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 よろしく申し上げます。今回の国保税率改正の中で、たくさんの資料を頂きました。委員からもいろいろな意見があり、担当課から説明も受けて、国保の制度自体も、ちょっとまずい状況もあり

ながら、今回値上げをするという条例の案なのですけれども、今、累積赤字が11億円で、平成23年には、さっきの説明で6億円ということだったのですが、この累積赤字が出始めたというか、国保の医療費が上がってきて、まずいなと思ったのは何年前ぐらいから、当局は、こういった将来的に、これがずっと続いていくのが、何年前ぐらいから、そういうことの懸念を感じたのか、まずそういうところから、分かる範囲で教えてもらえますか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの伊佐委員の御質疑ですが、何年前からというのは、ちょっと正確にはお答えしかねますが、やはり以前は、所得が低いこともあって、法定外のほうで対応していた部分が多いです。平成24年だと8億1,900万円余り、平成25年も8億3,700万円、平成26年度は10億円と、かなり高額な法定外を繰り入れていたところなのですが、やはり昨今、一般会計自体も厳しい財政状況がございまして、先ほど次長からありましたとおり、年々この法定外も満額支出するというのが一般会計のほうでも厳しくなってきました。

特に令和元年度については、法定外が、ここ数字では初めてゼロだったということで、国保特会だけではなくて、一般会計の状況も踏まえると、法定外だけでは厳しいという状況は、ここ数年、平成30年度、この国保制度が改正された時点でも、その話が出ておりますので、ただ一気に、またこれを税率で補うということも、低所得者が多い状況を踏まえて難しい部分がありますので、当面は税率の見直しと合わせて法定外も繰り入れながら対応が必要ということで、現在は考えているところでございます。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。法定外の金額が、年々増加して今の状況に至っていると。恐らくですけれども、そのときに、税率をいつ頃上げるかというのは、多分担当課でもいろいろ協議したと思うのですが、そのときからの、いわゆる一番医療費が上がったとされる取組は、そのときから特定健診の受診率向上ですか。法定外は上がってきて、医療費は上がってきていると。これが何年も何年も続いてきているから、今回税率を上げますと。

僕が聞きたいのは、そのときから懸念されている、医療費抑制のための取組が、今現在続いている特定健診の向上が主な施策ですか。ずっと1つの施策で、ずっと同じような感じでやってきたのかをちょっと知りたいのです。

○山城康弘 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 特定健診の受診率が低い状況、国保財政についても以前から懸念されているような状況等もありますので、特定健診率の向上の取組につきましても、今現在は若い世代、40代、50代の子育て世代に特化した、先ほどの説明にございましたように、そういったところに今現在シフトしているところでありますが、それ以前につきましても、何年度からやっていたかということまで、今承知はしていませんが、かなり以前から、20年代ぐらいですか、それぐらいから自治会に対しての、受診率向上に取り組んだ自治会に対しての報償金ということで、その以前までは、2年前までは実施しているところでございました。

この辺の実施の状況や効果も見ながら、徐々に対象者の状況を見ながら、また事業についても少し見直しているような状況でございますし、あと今、特定健診も1つの大きな取組ではございますが、全市民に対しての健康増進事業としましては、ちょっとPR型にはなるのですが、ウォーキング大会とか、あるいは美ら

がんじゅう体操の普及等、各自治会のほう、デイサービスや巡回の活動の中に健康法話等も実施しながら、こういった体操の取組普及も行った、継続的に1日ではありますが、行っているような状況でありますので、そういったところで、以前から取り組んでいる状況がございます。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 担当のほうから説明ありました、様々な取組も担当課のほうではされているということで、理解します。だけれども、医療費は上がっていくと、今回の税制改正につながっていくと。この先、今日もせっかく企画の次長もいますので、これは宜野湾市全体で、この取組をしていかないといけないのかなって私も感じております。

その上で税を上げて、市民の方に説明責任を果たさないといけないというの、また私たちの使命でもありますし、これは令和6年に一応またもう一回上がるという予測をされていますけども、これは令和6年にもう上げないといけない、令和6年度で上げることは、もう決定なのですか。あくまでも案なのですか。その辺をお願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊佐文貴委員の御質疑にお答えいたします。今、令和6年に上げるのは決定事項かというところでの御確認かと思えます。今現時点で、国保運営協議会のほうに諮問して審議を回っていったところでございますが、先ほども御答弁申し上げましたとおり、今現時点でも2億9,300万円の、令和4年度においても、赤字の繰り出しを出さざるを得ない状況です。

です、決定ではないのですが、当然収納対策であったり、医療費適正化のレセプト点検であったり、重複頻回受診の指導であったり、あるいは先ほど健康増進課長からあった、令和4年度の取組のような形で重症化させない、あるいは早期の治療において医療費を抑制させるような形で、そういった取組をしながら令和6年度に向けては、その赤字解消額がどの程度になるのかということも踏まえまして、その状況をして改正のほうの内容を検討していきたいというふうに考えてございます。なので、額自体の決定ではなくてこのような取組もしながら、今現時点で申し上げるような赤字の解消は、まだなされていないものですから、単年度のほうで。そういった取組もしながら、できるだけ抑制していくような形で各種取組を進めていきたいというふうに考えてございます。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 説明ありがとうございます。仮に令和6年に上げるとしましょう。それで、私が一番懸念しているのは、税を上げていっても、もちろん特定健診の受診率も少しずつ上がっていくのを期待しますが、医療費が、どれぐらいスピードで上がるのかというのは、その辺は、例えばですけれども、担当課でどのくらい、令和6年だったら、このぐらいの医療費だろうと。もしかしたら医療費の単価自体も上がるかもしれない。そういった懸念はないのか。ただ、税を上げて医療費が落ちていくのか、上がるのか、そういうところが、ちょっと懸念されるのですけれども、その辺の予測はされていますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊佐文貴委員の御質疑にお答えいたします。医療費の見込額を想定しているかというような御質疑かと思えます。今、その医療費の部分に関しましては、宜野湾市独自で全て積算できるかという、ちょっと難しい問題があります。

皆様も御承知のとおり、今回保育士であったりとか、看護職、あるいはそういったところの給付水準の向上を図りたいというところで、報道等がされてございますが、例えば看護職の報酬改定に当たりましては、この部分を診療報酬改定の中に盛り込むのか、盛り込まないのか。あるいはまた、今回例えば1件のレセプトで臓器移植等が上がった場合、1月に700万円かかったりとか、平均的な形の医療費を見込むことが非常に難しい状況でございます。なので、その年度、年度で、県のほうから標準報酬の月額等も示されていく形でございますので、そういったところも勘案しながら、適切な保険税率の設定を検討していきたいというふうに考えております。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 次長、説明ありがとうございます。コロナ禍の中で、令和2年度とか、多分皆さん自粛して、なかなか病院に行けなかった時期があると思うのですよ。そのときの医療費の水準というのはどのようになっていたのか。要は落ちたのか、上がったのか、その辺をちょっと分かる範囲でいいので教えてもらえますか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの伊佐委員の御質疑ですが、福祉概要の9—5のほうに(2)、1人当たり調整額と医療費の水準というのがございまして、この中で1人当たり医療費が、令和元年度が31万4,441円だったものが、令和2年度は30万7,209円ということで、約7,000円余り下がっております。その前ですと、資料としては平成28年度からあるのですが、それでも右肩上がりが増えていたものが、令和2年度については、やはりコロナの影響で減っているといった状況となっております。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。自粛をして、なかなか病院に行きたくても病院のほうからも今は駄目ですよと、いろいろな多分経緯があると思うのですよ。その中で必要な治療、もしくは必要な手術、そういうものも多々あったと思うのです。

今回のコロナの影響で、本来必要性が本当にあるのかないのかというのが示されたと思っているのです。本当だったら、コロナでなければ受けているものもあれば、コロナ禍で受けられない手術とか、たくさんこれは病院とか、その人の病状によって優先順位が違ってきて、本来ならば全部受けないといけないですけども、下がってきているということは、要は、これは病院の判断もあると思います。ということは、ある程度医療費が下がるデータが示されているわけなので、その辺の、当局としても、ではどういった治療が下がったのかとか、そこに医療費抑制のためのポイントがないのかなと私はちょっと感じているのですよ、実際下がっているのです。

それをまた逆に言えば、次年度上がるかもしれないのですけれども、やはり下がってきているデータがあるのであれば、どういった病気のほうが、こういった治療のほうが抑制されていますよとか、必要性というのですか、その辺がちょっと気になるのです。どんどん、どんどん右肩上がりではなくて、コロナ禍の一定の病院で診察も受けなくて落ちたと。それは、もう本当に全世帯で多いと思うのです、国保以外の方でも。その辺のデータというか、分析も必要なのではないのかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○**国民健康保険課長** 伊佐委員のただいまの御質疑ですが、おっしゃるように病院とすれば必要以上に医療費はかかっているケースもあるかと思いますが、中には、やはり受けるべきですけれども、コロナ禍の中で受けられなかったという方もいらっしゃる、それぞれいらっしゃると思います。

ただ、今結果としては、令和3年度、伊佐委員もおっしゃっていたとおり、今回12月の補正で医療給付費のほうが、補正増の要求をさせていただいているところなのですが、やはり反動として令和2年度受けられなかったのが、令和3年度にはね返ってきている部分もございます。

ただ、おっしゃったように必要以上にかかっている方については、今でも重複受診だったり、頻回については、レセプトをチェックしながら対応している部分はございます。この点についても引き続き対応を検討していきたいと考えております。

○**山城康弘 委員長** 伊佐委員。

○**伊佐文貴 委員** 説明ありがとうございます。そういったことも懸念されて、あとはやはりポイントは、今後の税率改正の後、担当課が示してくださった、先ほどいろいろな委員からありましたように特定健診の向上に向けての取組、それは私のほうもいろいろな考えはありますけれども、今回もたくさんの委員から指摘がありましたので、ぜひ担当課の課長には、どういった施策があるのかというのは、今日、次長もいらっしゃいますので、ぜひここには予算を投じていただきたいです。ここで費用対効果が出れば医療費が抑制されるというデータも出ているとお聞きしましたので、ぜひそういった取組をよろしく願いいたします。以上です。

○**山城康弘 委員長** ほかに質疑ございませんか。呉屋委員。

○**呉屋等 委員** すみませんが、頂いている資料から少しお聞きしたいこと、1点だけ追加でお願いします。資料1—08、赤字解消計画（案）というのがありますが、よろしいですか。

赤字解消計画（案）の2番の赤字解消計画、令和3年度から令和7年度の中で、改定しない場合というのが赤字で書かれていまして、令和3年度改定しない場合は3.5億円の赤字、令和4年度は5.1億円の赤字、令和5年度以降は4.2億円ということで、なぜ令和4年度だけが突出して5.1億円の赤字になっているのかというのが少し分からないので、改定に合わせて赤字がちょっと大きくなっているのか、なぜ令和4年度だけが5.1億円という金額になっているのか。

○**山城康弘 委員長** 庶務係長。

○**庶務係長** 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。今回税率改定をするに当たって、令和6年度までの財政収支見通しを作成したところです。それを参考にするに当たって、県のほうで示される、市町村が県に納める事業費納付金の見込みを一応参考にさせていただきました。その推計表によると、ちょっと県のほうも国のほうから交付金、負担金をもらって、それでも足りない分を市町村に納付金として納めてくださいという流れになっております。

令和4年度に関しては、ちょっと細かな推定値までは持ち合わせていないのですけれども、国から県に下りてくる普通調整交付金の額が例年より少し値引きするだろうという推測がありまして、その分、市町村に負担してもらった事業費納付金が例年よりもちょっと多めに示されておりました。この数字を使ったことにより、令和4年度に関しては、令和3年度よりもちょっと多めに伸びがありまして、逆に令和5年度以降は、

国から県に下りてくる調整交付金が、令和4年度よりは少し増えてくるだろうという見込みがあったので、このような数字になっております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 そうすると、歳入歳出の関係ではなくて、国から下りてくる普通調整交付金の額が、令和4年度は少し減るだろうと。だから、赤字が増えるだろうという、外的要因ということによろしいですね。

○山城康弘 委員長 庶務係長。

○庶務係長 そのとおりです。

○呉屋等 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第85号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時58分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時59分)

○山城康弘 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時59分)

◆午後の会議◆

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第83号 宜野湾市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

○山城康弘 委員長 次に、議案第83号 宜野湾市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、提案趣旨説明を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。栄田委員。

○**栄田直樹 委員** お願いします。確認させてもらいます。この現物給付に対しては、お子様をお持ちの多くの家庭は、とても助かる制度だなと感じるのですが、現在の償還払いから現物給付に移行するに当たって、ペナルティーが発生するのか、その辺を確認させてもらってよろしいでしょうか。

○**山城康弘 委員長** 児童家庭課長。

○**児童家庭課長** 現物給付を導入するに当たりまして、今はまだ未就学児童までしか国保のペナルティーはかからないというふうに言われております。今回の現物給付は、小学生から中学生まで導入されますので、その分に関してはペナルティーが科されていくことになっております。

○**山城康弘 委員長** 栄田委員。

○**栄田直樹 委員** そのペナルティーでどれぐらいの負担額が発生するか、試算は出ていますか。

○**山城康弘 委員長** 国民健康保険課長。

○**国民健康保険課長** ただいまの栄田委員の御質疑ですが、令和元年度の実績を基に試算したものがございます。その令和3年度の実績をベースにすると、ペナルティー額としては、約750万円見込んでおります。

○**山城康弘 委員長** 栄田委員。

○**栄田直樹 委員** ありがとうございます。750万円の試算が見込まれるということで理解しました。

あとは、補助率についてお伺いしたいのですが、その現物給付金の場合は、全て窓口で無料化になるという認識でよろしいですね。県が全て補助するのか、その辺確認させてもらっていいですか。

○**山城康弘 委員長** 児童家庭課長。

○**児童家庭課長** 栄田委員の御質疑にお答えいたします。現物給付になるに従って小中学生の医療費が実際かかります。この医療費の2分の1の補助を県からいただくような形になっております。以上でございます。

○**山城康弘 委員長** 栄田委員。

○**栄田直樹 委員** 県が2分の1で、市が2分の1ということで理解しました。ありがとうございます。以上です。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** よろしく申し上げます。先ほど栄田委員から、本当に子育て世代の大変応援になるなどというのは、よかったなど。県のほうが中学卒業まで拡大ということで、本当に今はばらばらなので、各市町村が。特にまた高校まで無料化というところもあるし、本当にできるだけここで子育てをしてもらいたいという市町村、特に町村は過疎化にブレーキをかける一つのものにもなっているのだらうなどは思うのですが、中学生になる前と、宜野湾市の小学校6年生までのものと、宜野湾市の持ち出しの違いは、大きさはありますか。

改正前の小学校、通院に関しては小学校6年生まで、入院に関しては自動償還方式なのだけれども、中学3年生まではいいですよと、応援していただいていますけれども、今後この改正によって通院、入院も中学卒業までとなりますから、それに応じて宜野湾市の持ち出しがどのぐらい変わるのかなというのがあって、逆に言えば、中学校の通院分だけが増えるので、宜野湾市としては、前回のものより幾らぐらい持ち出しが、2分の1補助なので、増えますよというのはわかりますか、概算で計算はされていると思うので。

○**山城康弘 委員長** 児童家庭課長。

○**児童家庭課長** 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。現在市の単独事業で行われております、小学校1年生から6年生までの医療費なのですが、令和元年度ベースでの実績なのですが、これは6,023万5,000円かかっております。こちらが現物給付、通院対象年齢拡大に伴って4,600万円程度まで、差額、減になります、2分の1補助が入ってきますので。ですが、中学校1年生から3年生という新たな負担が生じてきますので、その分に関しては2,800万円程度の増を見込んでおります。小学生では減るのですが、中学生では増えるという形になりますので、今のところ約500万円の増を見込んでおります。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** 今の説明では、まず沖縄県から改正前のものを、今回沖縄県が中学生までやるというのがありますね、未就学から中学生まで。本市としては、単独で未就学までは県と合わせていまして、小学校から中学校までに関しては、今資料を見ているんですけども、一部負担も併せて、自動償還も。ということは、もっと減るのかなと、持ち出しが。そう思ったものだから、今単独でやっている、小学校の7歳から12歳の通院、さらには同じく入院で自動償還、一部自己負担は設けないと書いてあるのですけれども、これのほう7歳から15歳まで入院費は無償化されているのが、沖縄県が全て無償化にするのかなというふうに思ったものだから、その2分の1を本市が負担するということだったので、宜野湾市の持ち出しは6,000万円から4,500万円に落ちるのかなと本当に思ったものだから、聞きたいのですけれども、中学生の子たちって結構病院通いが多いということですか。この2,800万円も増があると見ているということは。

(「1,800万円です」という者あり)

○**山城康弘 委員長** 福祉推進部次長。

○**福祉推進部次長** 中学校1年から3年までの分を、これは試算なのです。現在の小学校6年をベースに3学年分を計算していますけれども、1,815万3,000円と試算しております。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** ありがとうございます。結構増えるというのがあって、トータル的には500万円程度増えるというふうに見ているということですか。ということは、単独でやるよりはまだいいけれども、ということは、単独でやったら1,000万円かかるということなのですか、別に。中学生までの通院費、今、宜野湾市が小学生まで通院費、今12歳までやっているのを、この資料を見ているのだけれども、この実施なしのところを宜野湾市が単独でやると1,000万円ぐらい増えるということですか。なぜ減らないのかがあんまり分からない。減るのではないかというのがあったものだから、現状として減らない、逆に増えますよとなってくるので。

○**山城康弘 委員長** 児童家庭課長。

○**児童家庭課長** 今、小学1年生か6年生までは自己負担額をお願いしております。1人1か月1医療機関につき1,000円、これも市の負担に変わってきます。その分に関して若干増という形になりますので、その分が大幅な、ちょっと減になっていない形になっていると思います。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** ということは、今まで一部自己負担金をお願いしていたのが、全て助成するから、この分がちょっと大きいということになるのか。理解しました。

では、もう少し確認します。中学3年生から15歳、中学を卒業するまでというのは、この3年間の病院の平均医療費というのがありますよね。あれは福祉の概要にあるのですか。

○**児童家庭課長** 中学生の場合に関しては入院費に記載されているかと思えます。

○**伊波一男 委員** 番号を言ってもらえるとありがたいです。

○**児童家庭課長** 概要の4—12です。

○**伊波一男 委員** 年齢別のものですね。

○**児童家庭課長** はい。

○**伊波一男 委員** ということは、13歳からということになりますか、お願いします。

○**児童家庭課長** そうです。13歳入院というところから、3学年に関しては中学生まで。

○**伊波一男 委員** 13、14、15の入院がありますよね。

○**児童家庭課長** はい。

○**伊波一男 委員** この中で、これは入院なので、通院のものはありますか、助成事業でないやつで。

○**児童家庭課長** 今の場合は、通院までは範疇ではないので、この概要には表示されておきませんが、今回令和4年度の4月からの導入に当たっては、その1学年前の小学校6年生の通院の部分の部分を参考に算出させていただいております。3学年分です。

○**伊波一男 委員** 掛ける3ということですか。

○**児童家庭課長** そうです。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** そういう計算上、多くなるということで、市からの持ち出しが多くなりますということが計算になっているということで理解をしたいと思います。以上です。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** よろしく申し上げます。提案理由の中で沖縄県子ども医療費助成制度に係る対象年齢15歳までに対することという、15歳という数字が出ていますが、この新旧対照表を見ると、現行に関しては具体的に何歳というのが全部出ているのですけれども、改正後の中には、具体的な何歳という明記がなくて、ただ対象子供というのが字句の改めが出てきていますが、要は15歳というのは対象子供ということで、理解していいのかというところはどうなのでしょう。

○**山城康弘 委員長** 児童家庭課長。

○**児童家庭課長** 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。宜野湾市子ども医療費助成に関する条例の第2条の1項のほうに子供が定義されております。こちらのほうで15歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者とございますので、ちょっとこちらの新旧対照表には記載されておきませんが、子供という定義は15歳までとなっております。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** この条例は3条からしかないけれども、ちょっと聞きそびれた、何条になりますか。

○**山城康弘 委員長** 児童家庭課長。

○**児童家庭課長** 第2条の第1項になります。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** では、従前の現行からも、子供というのは15歳ということで、第2条に明記しているということですね。

○**児童家庭課長** はい。

○**呉屋等 委員** よく分かりました。以上です。

○**山城康弘 委員長** 屋良委員。

○**屋良千枝美 委員** では、少しお聞きします。この通院費、入院費、こども医療費が中学卒業まで無料になるということですので、こういう子育て世代の方々は大変喜んでおりました。私の子育ての最中には、そういう補助的なものがあまりなかったもので、ちょっとお聞きしたいのですが、今回そういう通院費、入院費が現物給付になりますけれども、用語説明欄の資料を頂いた中に現物給付の受給者資格者証というのがあるのですが、それは今回未就学児から中学卒業まで現物給付になりますので、そういう資格証というのは、また新たに発行という手順を踏むのでしょうか。資格証自体も私見たことがないので、どういう形の手順を踏んで、そういう資格証が出来上がるのでしょうか、お聞きいたします。

○**山城康弘 委員長** 児童家庭課長。

○**児童家庭課長** 屋良千枝美委員の御質疑にお答えいたします。この受給者資格者証になりますが、これは児童家庭課の窓口において、こども医療費を申請した際にお渡しする受給者資格者証になりますが、こちらは現物給付で、今現在の未就学児まで入院、通院の記載はされております。これは対象年齢拡大になりまして、中学生まで期間が伸びますので、今回の12月補正の予算のほうで計上はしてありますが、3月に受給者資格者証を発送する形を予定しております。

○**山城康弘 委員長** 屋良委員。

○**屋良千枝美 委員** 保護者の方々が手続にいらしてということになるのでしょうか。それとも担当課からも資料を見ながら対象者へ受給者証を送るという形を取るということですか。

○**山城康弘 委員長** 児童家庭課長。

○**児童家庭課長** 今のところ、未就学児、小学生までは申請なしで受給者資格者証を送付する予定でございます。中学生、新たに対象になる方、中1、中2、中3生なのですけれども、この方たちに関しては申請が必要になってくる場合がございます。これは今ちょっと事務の精査をしておりますので、遅くても2月、3月までには事務の方針を固めて、本当に申請が必要な方には通知をお送りするような形を取ります。必要でない方も広報とかでお示ししていく予定でございます。

○**山城康弘 委員長** 屋良委員。

○**屋良千枝美 委員** 分かりました。これからまた申請の手続などで忙しくなるということですが、子供を育てやすいというのが、一番理想的なまちづくり、社会だと思いますので、皆さんのお力は大変大切ですので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。以上です。

○**山城康弘 委員長** ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という者あり)

○**山城康弘 委員長** では、私もやらせてください。

〈委員長交代〉

○**屋良千枝美 副委員長** 山城委員。

○山城康弘 委員 先ほど伊波委員とのやり取りがありまして、今現在の7歳から12歳までの単費分を含めた、今回の条例改正後の影響額について少し確認させてください。

まず、改正になった場合に宜野湾市における小学校分のやつの半額の負担分というのは4,600万円ということをおっしゃっていましたが、4,600万円を見込んでいます。そして、中学生の分が1,800万円見込んでいます、これでよろしいですか。ということは、合計6,400万円になりますよね。ここまで当たっていますね。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員 ということは、小学校の場合は、この4,600万円の倍、9,200万円が7歳から12歳までの全体の数字ということで把握してよろしいですか。県が半分やるということなので、9,200万円かかるということで、我々は理解してよろしいですね。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員 中学生は、その倍ですから3,600万円かかると、当たっていますね。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員 それで、今現在に戻りますと、先ほど課長の答えでは、単費で事業をやっている、7歳から12歳まで子供たち。そのとき6,000万円の、6,000万円あればと言っていましたよね。

それで、少し聞きたいのは、先ほど全体で9,200万円かかる見積りですよね。ということは、3,200万円は1件当たり1,000円の負担で補っているという把握でよろしいですか。

○屋良千枝美 副委員長 児童家庭課長。

○児童家庭課長 そのとおりでございます。

○山城康弘 委員 ということは、おさらいしますと、全体で6,400万円の今回負担、条例改正の場合、全体です。6,400万円負担になりますよね、中学3年生までの半額助成で。それで、単費分で補っていた分6,000万円と3,200万円、合わせた9,200万円あるではないですか。ですから、9,200万円から6,400万円を引いた額が新たに影響してくる額という認識でよろしいですか。要するに1件分もなくなりますよね。1件当たりの1,000円分の予算もなくなりますよね。それをプールして負担していますから、要するに9,200万円から6,400万円を引いた数字が実質市の、要するに影響額に出ているということではよろしいですか、把握。要するに今計算しているのは6,000万円と6,400万円の比較をしていますよね。400万円の出だしとおっしゃっていますけれども、この1件当たりの1,000円の3,200万円もそれにプールされていますから、影響額として、そうか、その半分だから、1,600万円だから、2,000万円ぐらい市が持ち出しているということではいいのかな。その辺が少しちょっとこんがらがりますよね。この3,200万円も半分に割ったらいいではないですか。プールされているから、9,200万円。これも3,200万円の1,600万円は県が負担するということで把握していいですね。

(「そうです、医療費全体としては」という者あり)

○山城康弘 委員 ですから、1,600万円と6,000万円と6,400万円の差額の400万円、プラスしたら全体で市が影響を受けている額というのは2,000万円ということではよろしいですか。

(何事かという者あり)

○山城康弘 委員 1件当たりの分まで市が負担していましたよね。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員 3,200万円は、そうか、これは市民が負担しているということか。市が負担しているのではないですね。市民が負担しているということで、僕は勘違いしていた。失礼しました。市の影響額は400万円でもいいですね。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員 そして、市民の負担がなくなったということで、理解してよろしいですね。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員 勘違いしていた。以上であります。

○屋良千枝美 副委員長 進行を委員長と交代いたします。

〈委員長交代〉

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第83号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後2時27分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時50分)

○山城康弘 委員長 参考人の出席要請についてお諮りいたします。

陳情第59号 宜野湾市西普天間住宅地区発見の歴史の道の保存と活用については、関係者から意見聴取を行うため、本日の委員会に出席要請したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後2時50分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時53分)

【議題】

陳情第59号 宜野湾市西普天間住宅地区発見の歴史の道の保存と活用について

○山城康弘 委員長 陳情第59号 宜野湾市西普天間住宅地区発見の歴史の道の保存と活用についてを議題といたします。

本件の参考人として島袋春美氏に出席いただいております。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただきまして、ありがとうございます。本委員会を代表して厚く御礼申し上げます。

早速、本件に対する説明を聴取して審査を進めていきたいと思っております。では、参考人の意見を簡潔に述べた後に委員からの質疑に答えていただくようお願いいたします。

それでは、御発言をお願いいたします。島袋参考人。

○島袋参考人 陳情第59号 宜野湾市西普天間住宅地区発見の歴史の道の保存と活用について陳情いたします。

本日は、私たち沖縄考古学会の陳情について、参考人としてお招きいただき、ありがとうございます。私は、沖縄考古学会の副会長の島袋春美と申します。こちらは沖縄考古学会理事で、琉球大学の後藤雅彦です。

本会は1969年9月29日、沖縄を中心とする考古学研究と会員相互の親和を図るために設立されました。

会の活動としては、会誌「南島考古」の発行、それから月に1度の定例研究発表会などを開催しております。54年にわたる活動の中で調査された遺跡の学術的な価値について研究する中、郷土の歴史遺産を守るため、重要な遺跡、これはといった遺跡については、これまでも保存要請をさせていただいております。

最近では、首里高校の地下から見つかった中城御殿の保存要請、それから龍潭のほとりで見つかった琉球王府時代の遺構の保存要請などを行い、様々な関係者の御努力で現地保存をする方向となった事例もあります。

以下、西普天間の要請については、後藤から詳しく説明させていただきたいと思っております。

○山城康弘 委員長 後藤参考人。

○後藤参考人 では、概要の説明は後藤が行います。お手元の資料1を御覧ください。平成27年3月末にキャンプ瑞慶覧から返還された宜野湾市西普天間住宅地区における跡地利用計画等の開発工事に伴う発掘調査のうち、道路予定地に関わる喜友名・新城の宿道の緊急発掘調査で、令和2年度に状態が極めて良好で、また現位置を保った印部土手石が発見されたと報じられております。

資料4のほうに紹介が一部ございます。印部土手石は1737年から1750年に琉球王府による検地の際に設置された土地測量のための図根点であり、琉球独自の測量の技術を示すものです。

当時約1万基設置されたとされますが、現存するものは、そのうちごく一部で、かつ現位置で現存する例は希少であり、学術的に極めて重要です。

資料5のほうに数量的なもののデータを載せてあります。御覧ください。加えて、歴史の道の周辺は、かつて水田が広がり、湧水群も現存するなど、琉球王府時代に整備された中頭方西海道と結びついた重要な遺構であり、琉球の歴史を解明するかけがえのない、歴史の道に関わる文化遺産です。

歴史の道は、歴史的、文化的に重要な由緒を有する古道交通関係遺跡であり、文化庁は平成8年より歴史の道百選を認定しています。そのうちの 하나가那覇市、浦添市、恩納村の国頭・中頭方西海道になります。また、浦添市に所在する中頭方西海道及び普天満参詣道、恩納村に所在する国頭方西海道は、周辺の文化財と一体化した保存と活用が進められています。

つきましては、宜野湾市西普天間住宅地区で発見された歴史の道について、発掘調査の成果を市民に広く公開し、周辺の文化財と一体化した保存と活用について十分な検討が行われますよう、下記のように強く要請いたします。

1、今回の調査で発見された歴史の道は、琉球王府時代に整備された中頭方西海道の「喜友名・新城の宿道」と結びついた重要な遺構であり、これに付随して発見された印部土手石は琉球の政治、経済、土木等の

歴史を解明する、かけがえのない文化遺産として史跡指定を視野に入れた遺構の保存と活用について十分に検討、協議を行うこと。

基地関連区域は、未調査の遺跡も多く、今後万全な調査体制を構築すると同時に、発掘調査の成果を市民、県民に広く公開し、遺跡の保存活用についての検討を進め、文化的価値と歴史的景観に配慮したまちづくりに向けて、関係諸機関との連携を図っていくこと。

以上が陳情の内容になるのですけれども、なおこちらと同じ内容の文書については、既に宜野湾市長及び宜野湾市教育委員会にも提出させていただいております。

市長及び教育長からの回答は、橋梁化による保存の検討も行ってきたが、技術的、資金的、工期等の理由から、現地保存は厳しいという回答をいただいております。

資料の2番、3番を御覧ください。キャンプ瑞慶覧跡地利用計画には、沖縄健康医療拠点を核とした都市機能と水・緑・文化の調和した住環境がつながるまちを跡地利用のコンセプトとしております。

しかし、実際には多くの文化財が記録保存のもとに現地から撤去されたり、分断されたりしながら、時間的、あるいは予算、金銭的理由から撤去されているのが現状です。

キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の総合整備計画では、西普天間住宅地区の景観づくりの基本的な考え方に、緑を多く取り込んだ、潤いと安らぎのある住宅地景観の創出や良好な町並みの創出、喜友名グスク、チュンナーガー等の自然、伝統的景観の保全が盛り込まれており、今回発見された一連の遺構も当初作成された利用計画のコンセプトにおいて重要な構成要素であるように思料されます。

約300年の間、土中に残り、保存されてきた歴史の道が、既に国指定になっている浦添市や恩納村の道などと連携し、将来の宜野湾市民の健康づくりのトレッキングコースとして活用されるなど、御検討いただきたく、本日の陳情の概要説明とさせていただきます。

なお、本件を含め、宜野湾市では日頃より市民とともに文化財の保全、整備に御尽力いただいておりますので、その御努力に敬意を表します。

本文化財についても、引き続き丁寧な説明と住民の要望を含めた利害調整をいただきますようお願い申し上げます。以上です。

○山城康弘 委員長 本件に対して質疑を許します。呉屋委員。

○呉屋等 委員 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。市長、そして教育長宛てに同じ趣旨の陳情をされた、そしてまたその回答も資料としていただいておりますが、結論としては、残すのは厳しいというふうな結論ということで、皆様のほうには来たのでしょうか。そちらをちょっとお伺いしたいと思います。

○山城康弘 委員長 島袋参考人。

○島袋参考人 結論としては、市長と教育長から、保存は厳しいというふうなことをいただいたのですけれども、いろいろな情報を聞くと、可能性はあると。行政からは、そういう意見をいただきました。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 市長、教育長からは、厳しいということではあるのですが、議会のほうにも同じ趣旨の陳情を出された理由というのは、どういう理由でしょうか。

○山城康弘 委員長 後藤参考人。

○**後藤参考人** これにつきましては、文化財の保存と活用につきましては、市民、県民、みんなで協議して、様々な可能性というものを、ぜひ検討していただきたい。工期的な問題、先ほども御紹介ありましたけれども、工期的な問題とか、技術的、資金的な問題、みんなで、いろいろな形で知恵を絞って、これは一度文化財でなくなってしまうと、それ以上活用はできなくなりますので、その辺を十分みんなで共有してという機会を、ぜひ議会の皆さんにつくっていただきたいということで、私たち学会としては陳情させていただいております。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** 文化財というくくりの中で、市長、教育長の回答の中にも公園内にて文化財を保全できるよう再検討しますというふうなことが書かれてあるのですけれども、そもそも文化財というのは、今、市がやろうとしている、印部土手石を切り取りしてしまっ、博物館に一時期保管して、また元に戻すと、これは文化財としての指定ができるのか、できないのかということについて、御意見をお伺いしたいと思います。

○**山城康弘 委員長** 島袋参考人。

○**島袋参考人** 現地に、現位置の保存ではないので、指定ということは難しいと思います。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** やはりそこが一番大事だと思うのです。文化財として、これは文化庁に申請をなさるのだと思いますが、その要件としては、その現地にあったものを一旦動かすと、もう文化財としての指定はできないということで間違いないですね。

○**島袋参考人** はい。

○**呉屋等 委員** それで、ではどうすればいいかという話だと思うのですけれども、11月3日に、市民を対象に現地見学会、説明会、そしてまた新聞のほうでも報道がありまして、少しずつ関心が出てきてはいると思うのです。

ですから、そういった意味で、この沖縄考古学会さんからも、例えば印部土手石なり、中頭方西海道についての、何か重要だよということをもスコミだとか、そういったものに対してのアピールというのはなされたのか、あるいは検討されているのかということをお聞きしていいですか。

○**山城康弘 委員長** 後藤参考人。

○**後藤参考人** 学会としても、やはり先ほども申し上げたように、市民の皆さん、あるいは県民の皆さんにこの遺跡の重要性をいかに伝えることができるか、この辺については宜野湾市の教育委員会の皆さんとともにいろいろ検討していきたいというふうな考えは持っております。ただ、具体的に要望書を出しているということはあるのですけれども、具体的なことについては、今、私たちも、例えば今日お手元にある資料5番のような形で、これまで調べているものをもう一度整理してみると、やはり現地に現存している数、特に宜野湾市においては資料が少ないというようなことも踏まえて、改めて今現在見つかった印部土手石の重要性というものは、私たちも意識しておりますので、今後そういうことについても積極的に考えていきたいというふうには考えております。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** 印部土手石は、測量の基点になるもので、それから何をやったかということですよ。その成果物が、どういうふうな今評価を得ているか。印部土手石を、要は測量の基点として、その頃の1700年

代というのは、まだ伊能忠敬が江戸に行って、日本地図をとというのは1800年代ですよ。だから、それよりもまださきに、70年前に、そういう測量の技法があったというのは、もっとアピールしたほうがいいと思うのです。

それから、成果品として、どのようなものができたかというの、やはりそれをちょっと御説明していただいてよろしいですか。

○**島袋参考人** 成果品というのは。

○**呉屋等 委員** 間切図ができたとか、専門的なところから。要は印部土手石の評価というものを、もっと言ってほしいのですよ。この印部土手石があったから、これができたのですよということ。

○**山城康弘 委員長** 島袋参考人。

○**島袋参考人** 印部土手石の、どういう成果があったのか、さっき言った、伊能忠敬は後から来てやったというのもあるのですけれども、この測量、1万基の石があって、そしてそれから測量、沖縄の石高の税制のあれをやったりとかしているのですが、資料5にもありますように、例えば宜野湾市は沖縄のほうで2番目に多いのです。

ところが、現位置にあるのは、つまり畑とか、地元には1個しかないのです。これはほかの市町村もそうですが、現位置にあるのですけれども、公開できない、もう山になって見えないとか、そういう中で印部土手石を、生の現位置のままで見てほしいということと、それから例えば先ほど11月3日には、文化財をやったというのですけれども、浦添市とか、仲泊などは11月3日には市民総出で、そういう場所を見て、首里王府からの道として、印部土手石は、だから測量の成果も大事なのですけれども、特に宜野湾市の場合は、さっきおっしゃっていた歴史の道百選の中で、首里城から浦添市に来て、それから仲泊に行く、点になっているところを、この印部土手石の指定によって線につなげていって、この当時の人たちの偉大さなり、そういうものも見る事ができる。

また、昨今、首里城が焼失したときに、私たちもびっくりしたのですが、若い高校生たちが、首里城を復元して保存しようとか、年寄りの人たちの首里城かと思っていたら、若い人たちにも、ちゃんとこの首里城が根差していたということが、今回の首里城の火災で分かったと思うのですが、そういうふうなギノワンチュとか、あるいはウラシーンチュとか、そういうふうな地元の形を根差す一つの資料にも、つまり首里城だけではなくて、浦添市からずっと山原までつながっていたという、一つのこの道を宜野湾市のほうでも残しておいて、そういう沖縄の人のアイデンティティーみたいなやつを示す布石になってほしいという。もちろん測量として三角測量とか、そういうふうな成果というものがあって、近世のものもあるのですが、やはり昔から伝わっている、この心というものの一つの指針になってくれればいいかなと思います。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** 浦添からの中頭方西海道だったり、当山にあります普天満参詣道も国指定の文化財、史跡になって、私も見に行ったりしているのですけれども、本当に当山の普天満参詣道なんかはきれいに残されていますよね。

ああいう意味で、喜友名の西普天間にある、この中頭方西海道の動線と印部土手石をセットで文化財として残せるといふふうにお考えでしょうか。逆にそのセットで残さないと意味がないというか、そういうことでよろしいのでしょうか。

○**島袋参考人** はい。それで現位置であることが、削られてしまったら、もうその文化財的な価値が、もちろん大事ではあるのですけれども、やはり現場に残す。そして、その周辺を見て全体を知るといふようなことが大事ではないでしょうか。

○**呉屋等 委員** 以上です。

○**山城康弘 委員長** ほかに質疑ございませんか。伊波委員。

○**伊波一男 委員** 先ほどもありましたけれども、私、うちの文化課とか、一旦切取りをして持ち出しして、そして後々、また元に戻すというか、元の位置に置くとかという形を取りたいという説明を皆さんが来る前の委員会で、現場はどうなのということをお話しさせていただいた。今、呉屋委員からも確認しましたがけれども、位置を動かすと文化財と認められないということは間違いないのかどうか、もう一度確認させてください。

なぜかという、文化財の価値をなくす行為を議会が了承したり、皆さんの意見を無視したりするのは、やはりそれなりのもがないとできないものですから、もう一度だけ、なぜ認められないか分かるのであれば、こういうことがあって認められないという前提とかあれば教えてください。分からないものですから、皆さんみたいな、プロフェッショナル軍団の皆さんが、こちらに素人と同じという形で捉えて結構ですので、何も見栄もないので、皆さんから見た現状の形を教えてください。そのための参考人なので、どうぞ教えてください。お願いします。

○**山城康弘 委員長** 島袋参考人。

○**島袋参考人** 切り取ってやるということは、もうその段階で破壊、壊されているということに基本なると思います。そして、国指定ということになると、やはりこの印部土手石とその周りの大事な環境、そこまで含めた形で答申していくというのが必要になると思います。ちょっとほかのところで切り取った例はあるのですけれども、それはもうそのまま、これだけ残して周りとの景観、そういうものは失われていくというか、地元の皆さんに、ちょっとそれだけ、私たちが行政員というところではあれなのですけれども、文化庁とか、あるいは文化財審議委員として答申というのはやっていないのですけれども、西普天間の、こっちの工事のほうを見ますと、先ほどおっしゃったように、やはり緑との調和というふうなことを訴えているのであれば、ぜひそのシンボルにしてもらって、やっていけたらいいのではないかと思います。

特に5の資料でいきますと、沖縄県に222基もある印部石がほとんど現地にはないと。それが逆に言えば売りになると思うのです。222基あるものの中の、現地にあるものが赤いラインの部分なので、それを近くで目にするというのも、恐らく宜野湾市辺りのものではないかと思います。これは今から20年ぐらい前の資料なので、さらにどんどん増えていっていると思います。以上です。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** ありがとうございます。切り取った場合、後、戻したとしても、10年、20年後に後悔しますよということを、とにかく伝えに来たのかなと、そういう面もあるのかなと思ってね。分からないものだから、私、考古学の先生から見たものと、普通の道を歩いている人が見たもの、あ、そうなのだぐらいでしか、やはり差がすごいのですよね。歴史的な背景、その周りの歴史、先ほど呉屋委員が言っていましたけれども、本当に日本地図ができる前から、これは沖縄というのは歴史があるのだよというのは呉屋委員から

お話がありましたけれども、そういうのは本当に沖縄の先人たちのことを伝えていく中には、後悔しないように、ぜひ残したほうがいいというのか基本であるということで、理解していいですか。

○**島袋参考人** はい。

○**伊波一男 委員** また、そのまま現存で保存されることにより、また教育現場の子たちにも、この沖縄の歴史を伝える、大きな教材になるということで理解していいですか。

○**島袋参考人** はい。

○**伊波一男 委員** 私、まだ理解していないので、ごめんなさい。これを訴えに来ていただくのだろうなということで、今日は楽しみに待ち構えていました。構えることはないのだけれども、お待ちしていました。以上です。ありがとうございました。

○**山城康弘 委員長** ほかに御質疑ございませんか。屋良委員。

○**屋良千枝美 委員** 今日は、どうもありがとうございます。私も、こういう資料を見て、こういう形で歴史の道がここにあるのだというのが初めて分かりました。本当に私の自宅近くにも野嵩の石畳があるのですが、その石畳を延長して野嵩の集落に続いたということなのですが、この土地の開発で、やはり残されたところが荒れ果ててしまったと言ったらおかしいのですが、それを整地してほしい、復元してほしいということで、市のほうにお願いをしましたが、やはり10年以上かかりました。

本当にほんの距離の石畳なのですが、その延長線をきれいに整備してほしいということでやったのですが、これは私の地域のお年寄りの方が、昔はここに石畳があったのだから、ちゃんと保存してほしい、残してほしいという依頼がありましたので、そういうことをやったのですが、やはりこの文化財、昔からあるものを残すということは本当に重要なことだと私は思います。

子供たちに、この歴史を伝えていくという義務が私たちにあるのではないかなと思いますので、それに皮肉なことに、ここに軍用地があったということで、手つかずの状態が残ったのではないかなとも思いますが、やはり私も保存するには大変賛成ではあります。やはりこういう開発ありきの考え方では絶対駄目だと思いますし、昔の方々が残した文化的価値のあるものは残すべきであるということの考えではあります。そういう形で、やはり先生方もいろいろな意味で、こういう沖縄の歴史や、そういう遺跡などをしっかり見てきたと思います。

この宜野湾市にも、この地図を見ますと、湧き水などが点々と残っているのですよ。私は喜友名というのはチュンナーガーしか知らなかったものですから、そういう形で、こんなに湧き水がたくさんあるのだということで大変驚きました。そして、歴史の道というのがあるのだということも、これを見て分かりましたので、私は議員として、これもちゃんと残しておくべきだという気持ちでいっぱいあります。

ですから、ぜひまた新聞などにも訴えながら、本当に皆さんに知らしめていくことの作業をぜひしていただきたいと思います。私もできる限り、この保存のために力を貸していきたいと言ったらおかしいのですが、一緒になってやっていきたいという気持ちでありますので、ぜひ皆さん、子や孫のためにも頑張ってくださいと思います。私は以上です。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** すみません、追加で。この印部土手石を見たときには、石が倒れていたのです。イロハニホヘトのアという字が書いてあったのですが、倒れていたという言い方はいいか分からないのですけ

れども、この状態はどうしてこういう状態だったかというのと、アという文字で、イロハニホヘトの続きだ
と思いますけども、これはどういう意味なのかなというのが、もしお分かりでしたら。

○山城康弘 委員長 島袋参考人。

○島袋参考人 倒れていたというのは、これは円になっているのですけれども、恐らく長年の経過で、その
まま倒れた可能性が高いと思います。発掘された段階でも300年もたっていますから、そういうことだと思
います。

アとか、ロというのは、マークがありまして、この本の読み方によって、原名の、小字名の山川原と書い
てであると推測されていることから、小字名の印として、アの下に山という字が見えるようなのです。それで、
こっちの、これがあるところの山川原のところ、区別をするために大きいロの下にまた古文みたいに、2
番目の違いということで、つまりロの大きいものの中に、またさらにア、小字の区分としてアはあるのでは
ないかと思います。ちゃんと調べないといけないと思うのですけれども、すみません。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 そうすると、単純にイロハニホヘトの番号ではなくて、字、小字を意味するためのもの
ということですか。

○島袋参考人 そういうものも書かれているようです。山という字がアの下に。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 文化財というのは、文化庁の所管になりますけれども、例えば行政的にも、教育委員会的
にも厳しい返事ではないですか。文化庁との、今の時点で宜野湾市は、ちょっと切り取りしますみたいな感
じなのだけれども、皆さんのほうで、文化庁との意見交換とか、そういうものも、要は、市が、これは申請
するものだと思うのですけれども、市が、それをやらない動きをしているので、だから要は文化庁から市に
対して、これは大変価値の高いものだから、文化庁のほうから市に残しなさいとやることはできないのです
か。

○山城康弘 委員長 島袋参考人。

○島袋参考人 文化財というのは地域の遺産ですよ。さらに、地元の人が声を上げて、保存しようとかと
いう形に基本的にはなっているので、上から命令という形はできないと思います。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 ということは、文化庁との意見交換とか、そういったことはしていないということですね。

○山城康弘 委員長 島袋参考人。

○島袋参考人 そう思います。私たちは研究者ですので、文化庁というのは行政の立場なので、宜野湾市と
か、県とか、そういうところの道筋があって、直接はちょっと考古学会としてはできないと思います。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 大変残したいけれども、残す、行政との、なかなか厳しいところで、歯がゆい思いをして
いらっしゃるのだなというのは、よく感じ取れました。

ただ、やはりこれは300年も残っていた遺産ですし、また未来にも、そしてまた文化財と開発との、これか
ら将来の道しるべにもなっていくものだと思いますので、また普天間飛行場が返還された後に同じように出

てきたときに、この西普天間のがいい事例になるように、あのときに、こうやって文化財と開発が一緒にできてという先例になる、事例になるように本当に願っています。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 参考資料のほうを見せていただいています。今日初めて見るので、あまり分からないものですから、御説明をできたらお願いします。

今のこの中に宜野湾市文化財保護審議会から、また同じ内容で宜野湾市長、宜野湾市教育委員会、教育長の知念春美教育長宛てに出ているのがあります。要請ですね、西普天間住宅地区の重要文化財、歴史の道ほかの保存についての要請が出ておりますが、この宜野湾市の文化財保護審議会の皆さんとも結構必要性の協議をしたということで理解していいのでしょうか。概要は、ほぼ一緒だと思うけれども、要請内容が。その点お聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 島袋参考人。

○島袋参考人 文化財審議委員ともやり取りはしております。補足を。

○山城康弘 委員長 後藤参考人。

○後藤参考人 すみません。資料の説明をさせていただきたいのですけれども、その参考資料は、教育委員会のほうから学会宛ての回答の中に参考資料として、これは載せられているものになります。それ以前に、今お話があったように文化財保護委員会のほうでも審議している、要請はしているという話については、先ほどかも話がありましたように、私たちも話は聞いております。

その中で学会、先ほどもお話がありましたけれども、学術的な価値の高さというのを学会として強く陳情、要請していこうという形で、今回様々な形で要請活動を行っているということになるかと思えます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 大変重要なお話が聞けたかなど。特に本当に宜野湾市の重要文化財、こちらのほうにも西普天間地区の重要文化財という言葉が宜野湾市文化保存協会が見出しに使っているので、これは大変重要な歴史の道ということをも文化財保護審議会の皆さんも会長名で教育長に要望されているということは、大変重要なことかなというふうには思っています。また、しっかり連携も取られていることの確認も取れているということで理解をしたいと思います。私からは以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。屋良委員。

○屋良千枝美 委員 さっき聞き忘れたことがあります。私、先ほど石畳のことを話したのですが、この中頭方西海道ですが、こちらのほうの整備などは琉球王府がやったということなのですが、この石畳と歴史の道である中頭方西海道のほうは岩を砕いて造られた道という、この石畳と岩を砕いて造った道というのは、どう違うのでしょうか。岩を砕いて敷き詰めたということになっているのですが、それとどう違うのかなというふうに。私は、この街道は石畳という形の感覚であったものですから。

○山城康弘 委員長 島袋参考人。

○島袋参考人 例えば安波茶橋とか、それから当山、そういうのは石灰岩、石を敷き詰めているのですけれども、その石自体は石灰岩を砕いて造った道なのです。それが恩納村辺りに行きますと、山になったりするので、それで岩を砕いて道を開けたというふうな表現だと思います。要するに首里城から浦添市を通過、宜野湾市を通過、北谷町を通過、恩納村に行く。恩納村から、また山原に行くには、かなり険しい道と

かあるので、場所によって異なるのだと思います。恩納村では、かなり歴史の道は残していますね、市街地でもない部分もあるのですけれども。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 分かりました。では、石畳は琉球石灰岩で、かなり大きさのあるものが残っているということでしたが、岩を砕くというのは、ちょっと細やかな感じで敷き詰めていったということになるわけですね。

○山城康弘 委員長 島袋参考人。

○島袋参考人 先ほどお話ししたように、恩納村辺りは、そういうふうには砕いてやるのですけれども、実は石畳も調査していくと、縁のほうは大きくとか、いろいろな形があったりするのです。法則が。溝を造ったり、それぞれ細かい事情が出てくると思います。これは、それぞれの道の、また違う点だと思います。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 やはりこの歴史の道という、方西海道のほうは湧き水もあり集落との接点があるのですよね。生活する場所であったということを考えてもよろしいのですよね。集落があったということなのですね。道だけではなく、そこには湧き水もあり、そして生活用水で使われた集落がありということで、そして農作業にも使われたということで考えてよろしいでしょうか。

○山城康弘 委員長 島袋参考人。

○島袋参考人 特に宜野湾市のほうは目立つのですけれども、石灰岩が第1、第2段丘とかがありまして、クチャと石灰岩の間は地質的になっているのです。そこから湧き水が出るのです。ちょうど図面にある湧き水というのは、クチャとそれから石灰岩の切れ目になっているところで、そこに集落があったり、それから水田があったりします。ほかの市町村ですけれども、北谷町の伊礼原という、今から6,000年前の貝塚は、今もこんこんと湧き水が出ているのですが、その石灰岩とクチャの間から水が出ていて、6,000年前から現在まで北谷ターブックって言われるぐらいまで水を使った生活をしているので、その湧き水は、そのように利用されていたと思います。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございますか。栄田委員。

○栄田直樹 委員 よろしくお願ひします。本日は、本当にありがとうございます。私もこの印部土手石なんか見たことがないものですから、やはりこのような300年前からの文化が、やはり残っているということは、今後の、先ほどもあったように子供たちに、ずっとこの沖縄の歴史を残していくために、しっかりと今回の、今後もまた造成工事などで出てくる可能性もあるのではないかなという懸念もありますので、今回の件についても、しっかりと協議していかないといけない。

この前、先日、当局からも大変難しいお答えがあったのです。難しいということで、あったのですけれども、やはり切り取ってという部分もお話があって、先ほどもあったように。やはり価値がなくなる、そういった価値がなくなった場合には、やはり今後の文化財に対して意味がないよねと。宜野湾市にも200から250基があるというのも新聞報道なんかで聞いているのですが、今、文化財になっているのが1基ということで、大変ちょっと寂しい部分なのかなというふうに感じております。

今回、今日いらしてもらって、思いが本当に伝わりました。やはり今後も残していかないといけない。私たちがしっかりと今後も議論していきますが、しっかりと考えさせていただきたいと思いますので、ぜひ今後もまた頑張ってくださいなと思います。よろしくお願いします。

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の陳情第59号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後3時36分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後3時37分)

○山城康弘 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、明日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午後3時37分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和3年12月14日（火）3日目

午前10時00分 開議

午前10時52分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（6名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	伊波 一男

○欠席委員（1名）

委員	宮城 力
----	------

○説明員（2名）

健康推進部次長	松本 勝利
---------	-------

新型コロナワクチン接種プロジェクト・チーム主幹	池原 史真子
-------------------------	--------

○議会事務局職員出席者

主任主事	棚原 裕貴
------	-------

○審査順序

陳情第77号 5歳から12歳の新型コロナワクチン接種告知の方法と接種券に関する陳情

議案第73号 令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第75号 令和3年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第76号 令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第83号 宜野湾市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第84号 宜野湾市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第85号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

陳情第59号 宜野湾市西普天間住宅地区発見の歴史の道の保存と活用について

陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情

陳情第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情

陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情

陳情第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情

- 陳情第14号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情
- 陳情第16号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情
- 陳情第21号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情
- 陳情第27号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請
- 陳情第42号 日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情
- 陳情第43号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情
- 陳情第45号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情
- 陳情第46号 国民健康保険税(料)の特例減免等の継続を求める陳情
- 陳情第48号 地域型保育事業所の三歳児以降受け入れについての陳情
- 陳情第49号 国保運営にあたって、コロナ禍などの困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める陳情
- 陳情第51号 コロナ禍の中だからこそ、こどもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳までこども医療費無料制度を実現し、こども医療費無料制度の改善を求める陳情
- 陳情第58号 令和4年度福祉施策及び予算の充実について
- 陳情第62号 真志喜中学校の不足している部室について
- 陳情第63号 宜野湾市内の小中学生の英語力向上への取組について
- 陳情第65号 宜野湾市内の公園とコンベンションセンター付近のホームレス保護について

令和3年12月14日（火）第3日目

○山城康弘 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会の3日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

陳情第77号 5歳から12歳の新型コロナワクチン接種告知の方法と接種券に関する陳情

○山城康弘 委員長 陳情第77号 5歳から12歳の新型コロナワクチン接種告知の方法と接種券に関する陳情を議題といたします。

質疑に入る前に、事務局より陳情書の読み上げを行います。よろしくお願ひします。

○事務局 陳情第77号 5歳から12歳の新型コロナワクチン接種告知の方法と接種券に関する陳情、いつも町民のために御苦勞いただきまして、ありがとうございます。陳情者は子供の未来を考える会、代表名、リートヴェルト奈里さんとなっています。

理由背景を読んでいます。2022年2月より5歳から12歳までの子供たちへ新型コロナワクチン接種予定と発表がありました。本当にこの年齢の子供たちへ接種が必要なのでしょうか。私たちは厚労省発表の数字を見ても子供たちへの新型コロナワクチン接種は必要ないと考えます。

現在の陽性者数、感染者数を見ても分かるとおりで、5歳から12歳の子供たちにとって、メリットよりもデメリットのほうが多いと考えています。

表の中を読んでいます。2020年から2021年、死亡者数、ゼロ歳から19歳です。インフルエンザ感染65人、新型コロナ感染3人、次、下の表です。インフルエンザワクチン接種後の死亡者数、期間、接種回数、それぞれです。死亡者数が6人、期間、過去3年間の平均。接種回数、約5,273万回接種、新型コロナワクチン接種後の死亡者数が1,359人、期間が2021年10月15日まで。接種回数が約1億7,800万回接種。新型コロナワクチンは治験途中であり、厚生労働省ホームページでも感染症予防効果は実証されていませんとあります。中長期の影響は不明なのです。ワクチン接種は任意ですので、接種者も非接種者も尊重されるべきだと考えます。

つきましては、下記事項につき要望いたします。

記

願意・要望。

1、新型コロナワクチン接種券の戸別発送はせず、役所で接種券を受け取る。希望者が指定の場所で接種できるという流れにしてください。また、担当窓口では新型コロナワクチン接種に関するメリットとデメリットを説明できるようにしてください。

以上です。

○山城康弘 委員長 では、本件に対する質疑を許します。呉屋委員。

○**呉屋等 委員** よろしくお願ひします。まず、この陳情書には2020年2月より5歳から12歳までのワクチン接種と出ていますが、本市の予定をちょっとお聞かせ願ひします。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。まず、先月、国のほうから、この5歳から11歳に関する、ワクチン接種に関して説明がなされております。こちらの部分に関しましては、今この薬事承認前ということで、実際に5歳から11歳のワクチン接種が、まだ決定されてはございません。

国のほうからは、最短で2022年、陳情者からあるように2月から最短で接種開始を見込んでいるというように形でしかまだ情報はいただいておりますので、各自自治体においては、非承認のまだワクチンですので、正確な準備のほうは、これからというところがございます。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** 国のほうとしては、正式に決定をしていないということで理解します。そうはいつでも対象人数の把握というのは、これは概算の数字でいいのですが、5歳から12歳まで対象としたら何名ぐらいなのでしょう。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** お答えいたします。宜野湾市、今回対象者の部分に関しましては、今現時点では、モデルナ社製、ファイザー社製を含めまして、12歳以上が今現時点の対象となっております。今回国から示された部分に関しましては5歳から11歳への年齢引下げのほうを予定しているということで、通知のほうをいただいているところです。本市におきましては、その対象年齢の人数を今現在8,000名程度として見込んでいるところがございます。

○**山城康弘 委員長** 呉屋委員。

○**呉屋等 委員** 5歳から12歳までで約8,000名ということで理解いたしました。ワクチンの、まだ承認がされていないということであるので、まだ何とも、この5歳から12歳までの、要はそのメリット、デメリットという点を挙げますと、なかなか5歳と12歳に関してのメリット、デメリットを今次長が答弁するのは難しいかもしれませんが、この新型コロナウイルスワクチンの、要するに子供たちへのメリット、デメリットについて、御存じの範囲で結構ですので、5歳から12歳という、なかなかそれはまだ治験もないし、承認もされていないから難しいと思うので、一般的に子供たちに対して、今打っている子供たちに対してのメリット、デメリットについてどのように把握しているか、御答弁をお願いします。

○**健康推進部次長** 委員長、ちょっと休憩をお願いしてよろしいでしょうか。

○**山城康弘 委員長** 休憩いたします。(午前10時06分)

○**山城康弘 委員長** 再開いたします。(午前10時07分)

○**山城康弘 委員長** プロジェクト・チーム主幹。

○**新型コロナワクチン接種プロジェクト・チーム主幹** 先ほどの接種のメリット、デメリットについてですけども、メリットとしては、やはりワクチン接種をすることで抗体を持ち、感染リスクが低くなる、重症化リスクを低くするというメリットはございますが、5歳から11歳の子供さんが実際に罹患した際にどれだ

けの重症化が起こるのかというあたりの割合ですね、やはり軽症で済んでいる事例のほうが多いということでのお話を伺っております。

デメリットとしては、接種することへの副反応が出てくるであろうということと、あとひいては健康被害に陥る接種のお子さんも出てくるというところのデメリットも、やはりあるのかなというところを思っております。

あと、11月15日に厚生労働省の審議会を傍聴した際にも地域の一般のクリニックの先生の意見と、あと大学病院での重症の患者さんを診ている医療機関の先生方とでも、やはり意見が少し食い違っていたような印象がありましたので、多分その審議を踏まえながら決定していくのかなというふうに思っているところです。以上です。

○**呉屋等 委員** 以上です。

○**山城康弘 委員長** ほかに質疑ございませんか。伊佐委員。

○**伊佐文貴 委員** よろしくお祈いします。この記の部分なのですけれども、新型コロナワクチン接種券の個別発送をせず、役所で接種券を受け取るという陳情者の要望なのですけれども、これは受たい人だけ受け取るという多分趣旨と思うのですけれども、仮に当局としては、これは考え方としては、本当は全部に配布して、それで初めて情報を伝えて、本来ならば、そこで接種を受ける受けないは決めるという考えなのか。要はこっちの考えのほうが、当局の考え方というのは、どちら寄りなのか、ちょっと分かる範囲でお願いします。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 伊佐文貴委員の御質疑にお答えいたします。陳情者の願意・要望の部分に関しまして、受たい希望をされる方のみが窓口で受け取れる形というところではあるかと思ひます、趣旨としては、ただ、先ほど主幹のほうからあつたようにメリット、デメリットというのは両方ございます。

メリットとしては、やはり社会的な集団免疫を獲得することによって、この感染症の拡大をできるだけ抑制する。その視点から言へば、たくさん多くの方に受けていたたきたい。ただ、やはり母親、父親の立場からすれば、子供たちがあえて接種することによって副反応であつたり、健康被害を起こすおそれもあるというところからすると、やはり両方の視点を持つ必要があるかというふうに思っております。

国のほうにおいて、それらの専門家のほうが、薬事承認の前に医療機関現場の状況等を加味して、その辺どのような形で判断するかというところの情報を得て、宜野湾市としても、どのような形がいいのかどうかというのは、そこも見ながら判断していきたいというふうに考えています。

○**山城康弘 委員長** 伊佐委員。

○**伊佐文貴 委員** 説明ありがとうございます。本当は受ける人だけが役所に取りに来るといふのも分かるのですけれども、例えばこれだけの対象者がいるのであれば、分からない人もいるかもしれないですよね。要は、こういうワクチン接種がありますよって、もしかしたら分からない人がいるかもしれないという観点では、本当は全戸配布したほうが理想的なのかなと。もちろん、その辺予算はかかりますけれども、その辺のちょっと考え方、もう一度、どうなのですか、次長。告知のために配ったほうがいいのかという観点での考え方を少しお聞かせ願えますか。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 伊佐文貴委員の御質疑にお答えいたします。宜野湾市としても、例えば中部地区医師会との意見交換等しながら、受け手側の状況もございますので、そういったところからも意見交換等しているところでございます。

ただ、市内の医療機関のほうでは、小児科医のクリニックのほうが、病院としては20床以上だったら病院という位置づけがあるのですが、そういった機能を持っている医療機関のほう为宜野湾市内にはございません。4クリニック診療所で小児科のほうがございますので、受け手側の状況等も加味しないとイケないというふうに理解してございます。

ただ、これまで16歳未満から12歳以上に拡充する際にも、その辺調整等をしながら学校接種の可能性であったりとか、そういったところも探ってきたところでございますので、今回も先ほどから申し上げており、国の治験のほうを生かしながら、そのリスクとデメリットのところの多分判断等も示されていくとございますので、そこを加味しながら宜野湾市としてのやり方を調整していきたいと思っております。

ある意味、接種対象者に全て配るとするのは、先ほど申し上げたとおり、免疫の獲得という状況の中からプラスにも作用しますし、こういった陳情が上がってくる方々のような形で、やはりその個人のほうを見るところでは、やはりリスクのほうがあるというところがございますので、あくまでもうちがこの治験を行っているわけではございませんので、国等の機関等の情報を加味しながら、宜野湾市の考え方を決めていきたいというふうに考えてございます。

○**山城康弘 委員長** 伊佐委員。

○**伊佐文貴 委員** 分かりました。いずれにせよ、まずは国の治験を、それがちゃんと出た後に宜野湾市のほうで判断するというところで理解しました。以上です。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** すみません。お願いします。現時点の12歳と言われている子たちは何名接種をされたのか。関連すると思うので、情報提供をお願いします。現状の報告をお願いします。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 伊波委員の御質疑にお答えいたします。今現時点で12歳以上がワクチン接種の対象でございまして、確認できる最小の12歳の対象者のほうは38%の接種率であります。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** 38%というのは、何名中何名のことなのか、ちょっとあまり分からない。1,200名程度の38%なのか、1,300名ぐらいの38%なのか、分かる範囲で、分からなければ分からないでいいです。

○**山城康弘 委員長** 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 伊波委員の御質疑にお答えいたします。接種者数、分母の部分等、ちょっと手持ちの資料を持ち合わせていなくて、基本的に宜野湾市のほうは1年で、出生児のほうは1,000ちょっとを超えるぐらいだったかと思っておりますので、今回12歳という年齢区分も同様の形で1,000前後の人数かとは思っています。

○**山城康弘 委員長** 伊波委員。

○**伊波一男 委員** 参考までに、この12歳の子たちも対象になりましたというのは郵送しているのか、このように保健相談センターにもらいに行くのか。12歳対象ですよということで、18歳以下の皆様に全戸郵送して、対象ですということの接種券を配ったのかどうかについてお聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。当初は16歳以上がワクチン接種の対象者でございました。皆様も御承知のように医療従事者から始まって高齢者というところで、接種券のほうは一斉送付してございました。その際には、やはり接種対象者でなかったものですから、今現時点では、この12歳以上の部分に関しましては年齢到達月ごとに郵送をしている状況でございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 年齢に到達しない対象ということで、郵送しているということが、今の状況ですよということで理解したいと思います。ありがとうございます。

あと、先ほど伊佐委員からもありましたけれども、受ける受けないというのは、私は本人が考えることだなとは思いますが。先ほどもありましたけれども、情報の共有というのは大事であり、またそれをやらないと、各スーパーとかにポスターを貼ったり、周知するための、いろいろなものの手だてをしないといけなくなるというのは理解します。

逆に言えば、幼稚園、小学校、いろいろな案内を出さないといけなくなるのだろうなとは思いますが、今後宜野湾市としてどちらを選択する予定ですか、もし決まった場合。先ほどありましたけれども、国からの説明では、最短で2022年2月頃を見込んでいますと。でも、最終決定ではありませんということで、冒頭、呉屋委員の質疑に対してありました。本市は、これがもし決定した場合、本市の今の考え方は何か持っていますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。まず、5歳以上11歳以下の部分に関しましては小児科学会等から発表等もあって、丁寧に扱いなさいというような形の声明等が出されている状況です。ですので、その部分、これまで実施しているような集団接種、あるいはクリニックで実施している個別接種等も含めて、医療機関が単純に取り扱えるかというのは、子供の成長に応じて、かなり特性を持ってございますので、そういった受け手の側が準備できないと、やはり接種券の発送というのは非常にちょっと難しい部分がございますので、国のこういった在り方が示された段階で、受け手の医療機関、あるいは集団接種で可能なかどうか。

皆様も御承知のとおり、うちは12歳以上の対象者に接種する場合にも琉大と南部医療センターの小児科医の先生を手配して実施してございますので、そういった医療機関の、受け手側の調整もございますので、その辺も見極めながら、通知のほうはその後になるかなと思ってございます。なので、実際に国の発表で受け手の調整等を含めまして、体制が確認されましたら、その時点で、個別で御案内したほうがいいのか、希望者に対して御案内したほうがいいのかも見極めながら判断していきたいというふうに考えてございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 大変分かりやすい説明、ありがとうございました。特に5歳、11歳だったら小児科の専門の先生になるのだろうなというのがあって、ちゃんと専門の医師が行うということで理解しました。医師の手配等ができた場合、そのときにまた発送の仕方を年代ごとに行うのか、そういうのは今協議をしている最中ですか、まだされていないのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。今現時点において宜野湾市の集団接種においては、中部地区医師会と契約を交わして医師のほうの派遣をしているところでございます。中部地区医師会に5歳から11歳の対応は可能かどうかというところの確認をしてございますが、医師の派遣は、ちょっと難しいというような形のところも意見交換の中で出てきている状況でございます。

ですので、先ほど申し上げたとおり、ちょっと医師の確保というのが、市内に小児科クリニックが4医療機関しかないというところの状況もありますので、その辺は体制等もしっかり確認しながら対応はしていきたいというふうに考えてございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 国から、もしくは沖縄県全体が、おおむね5歳から11歳を始めますというのは、沖縄県のほうから、また皆様に説明会とかあって、その取組をするのですか。それとも国から指針が出た時点で動くのか。県を通してまた皆様方に、5歳から11歳が対象になりましたので、そういう説明会みたいなものをやるのですか、このワクチン接種に関して。今まではどんなだったのですか。県は、あまり関与しないのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波委員の御質疑にお答えいたします。この5歳から11歳は、難しい部分がまださらにありまして、ワクチンも、これまでとは全く異なる取扱いをしないといけないというところがございます。沖縄県においても、今やはり宜野湾市と同様な状況というのは当然理解してございますので、その辺小児科医との調整等もして、情報共有等はしてはございますが、何分まだ国の方向性が決まらないものですから、この辺県のほうからも意見交換等、こちらからメールのやり取りの中でQ&A等しながら、意見交換も執り行っているところでございますので、その辺は今回のワクチン接種においては、国の指示の下、都道府県の協力に基づいて市町村が実施するというところがございますので、その辺は上手に連携しながら、今回この5歳から11歳も同様に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 ちょっと資料をお願いしたいので、次長、少し時間はかかってもいいので、資料をお願いしたいのは、この新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応で、正式に認められた副反応の事例、こういうのがあったということと、それに対して国がどういう対応をしたかというものについての資料と、やはり親からすると、発達段階の子供たちは、そういったワクチンを使うとどうなのだと心配だと思うのです。今、B型肝炎の副反応とか、いろいろありますので、過去に子供たちを対象にしたワクチン接種後の副反応の事象というのですか、そういうものについて少し資料を頂きたいなと思います。まず、新型コロナについての副反応は、どういうものがあったというのを、事例ですね、それに対して国はどういう対応をしたか。

もう一つは、過去に子供たちを対象にしたワクチン接種後の副反応で、こういったことが起きたという、恐らく過去の、そういうワクチン接種の事例も陳情者からすれば参考に、いろいろなものが気になって、こういうのを出していると思うので、そういう意味で、時間は少しかかるかもしれませんが、過去に遡るので。資料の御提供をお願いします。

○健康推進部次長 委員長、ちょっと休憩をお願いしていいですか。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午前10時24分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午前10時25分）

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 過去5年で任意接種について。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 今現時点でコロナのワクチン接種においては、副反応というのは、皆様も御承知のとおり赤くなったりとか、かゆみであったりとか、ちょっと熱が出たりとかの数の把握はしてございません。ただ、うちのワクチンPTのところ、そういった入院等したとか、そういったところの報告は7件、今あって、そのうち国のほうに進達した申請というのが1件ございます。今現時点では申請中で、その取扱いについては、国のほうで判断する形になってございますので、この部分が、今コロナについての取扱いです。

先ほどから申し上げており、12歳以上のワクチン接種は実施しているので、その中に未成年の副反応とかで手続をしたことはございません。それが1点、コロナに関する副反応の状況です。

もう一点、過去の5年間部分の、先ほど呉屋委員からございました、任意のワクチン接種での副反応事例の件に関して5年分の、そういった副反応とか、そういった健康被害等の状況があるかどうかは担当課のほうに確認してまいりたいと思います。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 次長、ちょっと勘違いしてもらっては困るのは、先ほどのコロナの件は宜野湾市だけの話ではないのですよ。分母が大きければ、その分事例というのが多くなると思うので、この陳情者が出てきている、この新型コロナの接種後の死者数1,359名、接種回数1億7,800という、このやはり全体的な分母が大きいので、宜野湾市の事例だけだと、少し参考にならないのもあるかもしれないので、それで時間かけてもいいので、厚労省から何か発表されたものがあれば、それを取って、本市の件に関しては、今の次長の説明でいいのですけれども、やはり分母が大きくないと、統計的なものというのはなかなか分かりにくいので、厚労省のホームページにもしあるのであれば、そういった全国的なベースはどうなっているかというのが知りたいので、ですから今の答弁も確かに市内の状況は分かったので、これは陳情者のほうは全国ベースで話をしていきますから、そういった意味で資料のほうをコロナに対してもお願いします。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 呉屋委員の御質疑にお答えいたします。まず、陳情書の部分に関しましては、5歳から12歳という年齢制限がございますが、この部分に関しては今現時点で実施していないので、5歳から11歳の部分ですね、実施していないので、ただ厚労省のほうから、この副反応等の実績とか、そういった事柄が確認されるのであれば資料として提出してまいりたいと思います。

○呉屋等 委員 よろしく申し上げます。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 同じような陳情が市長宛てに出ていますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○**健康推進部次長** 宜野湾市長宛ての陳情、要請等は、私のところでは確認してございません。健康推進部の中では確認してございません。

○**伊波一男 委員** 以上です。

○**山城康弘 委員長** 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○**山城康弘 委員長** 審査中の陳情第77号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**山城康弘 委員長** 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○**山城康弘 委員長** 休憩いたします。(午前10時30分)

○**山城康弘 委員長** 再開いたします。(午前10時37分)

【議題】

議案第73号 令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第75号 令和3年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第76号 令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○**山城康弘 委員長** 次に、継続審査となっております議案第73号 令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第75号 令和3年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第76号 令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、以上3件を一括して議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**山城康弘 委員長** 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第73号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**山城康弘 委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第75号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**山城康弘 委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第76号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○**山城康弘 委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○**山城康弘 委員長** 休憩いたします。(午前10時38分)

○**山城康弘 委員長** 再開いたします。(午前10時38分)

【議題】

議案第83号 宜野湾市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております議案第83号 宜野湾市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第83号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午前10時39分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午前10時39分）

【議題】

議案第84号 宜野湾市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております議案第84号 宜野湾市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第84号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午前10時40分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午前10時43分）

【議題】

陳情第59号 宜野湾市西普天間住宅地区発見の歴史の道の保存と活用について

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております陳情第59号 宜野湾市西普天間住宅地区発見の歴史の道の保存と活用についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午前10時43分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午前10時43分）

○山城康弘 委員長 これより陳情第59号を採決いたします。本件は採択することに御異議ありませんか。
（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午前10時44分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午前10時45分）

【議題】

議案第85号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております議案第85号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを再び議題といたします。

（「委員長」という者あり）

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 議案第85号につきましては、昨日審査をさせていただいて、新たな資料も請求しているところから、この審査の会期の延長をお願いしたいと思います。

○山城康弘 委員長 審査期限延期についてお諮りいたします。

本件については、12月14日までに審査が終わるよう期限が付されておりますが、本件については、なお慎重に審査する必要から12月21日までに審査期限を延期するよう議長に要求したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

陳情第 1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情

陳情第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情

陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情

陳情第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情

陳情第14号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情

陳情第16号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情

陳情第21号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情

陳情第27号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請

- 陳情第42号** 日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情
- 陳情第43号** 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情
- 陳情第45号** 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情
- 陳情第46号** 国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める陳情
- 陳情第48号** 地域型保育事業所の三歳児以降受け入れについての陳情
- 陳情第49号** 国保運営にあたって、コロナ禍などの困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める陳情
- 陳情第51号** コロナ禍の中だからこそ、こどもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳までこども医療費無料制度を実現し、こども医療費無料制度の改善を求める陳情
- 陳情第58号** 令和4年度福祉施策及び予算の充実について
- 陳情第62号** 真志喜中学校の不足している部室について
- 陳情第63号** 宜野湾市内の小中学生の英語力向上への取組について
- 陳情第65号** 宜野湾市内の公園とコンベンションセンター付近のホームレス保護について
- 陳情第77号** 5歳から12歳の新型コロナワクチン接種告知の方法と接種券に関する陳情

○山城康弘 委員長 次に、陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情、陳情第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情、陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情、陳情第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情、陳情第14号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情、陳情第16号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情、陳情第21号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情、陳情第27号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請、陳情第42号 日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情、陳情第43号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情、陳情第45号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情、陳情第46号 国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める陳情、陳情第48号 地域型保育事業所の三歳児以降受け入れについての陳情、陳情第49号 国保運営にあたって、コロナ禍などの困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める陳情、陳情第51号 コロナ禍の中だからこそ、こどもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳までこども医療費無料制度を実現し、こども医療費無料制度の改善を求める陳情、陳情第58号 令和4年度福祉施策及び予算の充実について、陳情第62号 真志喜中学校の不足している部室について、陳情第63号 宜野湾市内の小中学生の英語力向上への取組について、陳情第65号 宜野湾市内の公園とコンベンションセンター付近のホームレス保護について、陳情第77号 5歳から12歳の新型コロナワクチン接種告知の方法と接種券に関する陳情、以上20件を一括して議題といたします。

本20件については、本定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時49分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時52分)

○山城康弘 委員長 以上をもちまして、本日の委員会を散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午前10時52分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和3年12月20日（月）4日目

午後4時10分 開議

午後5時02分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（6名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	伊波 一男

○欠席委員（1名）

委員	宮城 力
----	------

○説明員（12名）

市長	松川 正則
健康推進部長	崎間 賢
国民健康保険課長	米須 之則
国民健康保険課 保険税係長	西浜 稔
健康増進課長	玉城 悟
企画部次長	泉川 幹夫

副市長	和田 敬吾
健康推進部次長	松本 勝利
国民健康保険課 庶務係長	大道 優
国民健康保険税 担当主査	川満 勤子
企画部長	安藤 陽
財政課長	小橋川 陽介

○議会議務局職員出席者

主任主事	棚原 裕貴
------	-------

○審査順序

議案第85号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

令和3年12月20日（月）第4日目

○山城康弘 委員長 ただいまから福祉教育常任委員会の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午後4時10分）

【議題】

議案第85号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○山城康弘 委員長 継続審査となっております議案第85号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、提案趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。呉屋委員。

○呉屋等 委員 本会議終了のお忙しい中、市長をはじめ副市長、そして部長、職員の皆さん、委員会への出席、ありがとうございます。

委員会審査の中で、次長をはじめ質疑のほうも行いまして、今回の議案第85号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、大体その審査の内容について、ある程度私なりに理解してまいりましたが、いかんせん税率を改定することに苦渋の決断というか、そういうこともある程度理解をさせていただくのですが、昨今の新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響ですとか、あるいは生活習慣病の重症化による医療費の抑制につながる取組ですね、歳入のほうも大切ですが、歳出の抑制というの、あわせて取り組んでいただきたいということで、実はこの後、附帯決議というのを委員会のほうで提出をさせていただく予定もあるのですが、その前に、市長のほうに、今お手元のほうにお送りしております議案第85号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに対する附帯決議（案）、これについて市長の御見解をお聞きしたいと思いますので、この記の部分を読み上げまして、その後、市長の御見解をお伺いさせていただきたいと思います。

記の部分でいきます。記、1、特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上、生活習慣病発症予防、重症化予防事業の取組など、保健事業のさらなる充実を図り、医療費の抑制に努めること。

2、収納対策、レセプト点検の充実強化や後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進など、引き続き国保財政の健全化に努めること。

3、新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置の継続について国へ求めること。

4、国民健康保険制度は、構造的な課題もあり、国民健康保険税率の改定のみによる財政収支の改善は大変厳しい状況であるため、当面は一般会計からの財政的補填も適宜検討すること。

以上4点を市長のほうに附帯決議として、この後、賛成、反対、賛否を取った後に、賛成の場合には附帯決議をつけさせていただきたいと思うのですが、その前に市長のほうに、この4点について、行っていただけるかどうか確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○山城康弘 委員長 市長。

○市長 大変お疲れさまです。今日まで議員の皆さんにもそれぞれ勉強会も重ねていただきました。今回、国民健康保険税条例の改正をすることは、市長としても非常に心が痛む苦しいところであります。やはり制度を見ていますと、現状も大変厳しい、あえて申し上げますが、これでは国民健康保険の制度そのものが、宜野湾市では維持が大変厳しいということ、制度的には、制度の構造的には大きな問題はあるのですが、やはりそこはすぐ宜野湾市で変えられるものでもありませんし、何とかやりくりしながら、これまでやっていたのですが、これだけの赤字が出ますと、運営が厳しいということ、そこは御理解いただきたいと思います。

当然審議の中で、そこは御理解、お願いしてきたところですが、ただいま可決になった場合の附帯決議という形になろうかと思うのですが、4項目ございまして、まず3点目、3番目の、これは減免措置の継続についてですが、今のところ、3月までということで、コロナの減免につきましては、ここだけがもう少し、今日初めて見ましたけれども、これにつきましては、宜野湾市だけでできるものでもございませので、市長会、当然必要と考えますので、市長会等を通して働きかけしていきたいと考えております。市長会としても、県の国保としても、マスコミでもありましたように、既に要請はやってはおるのですが、改めてコロナの減免については、市長会で要請してまいりたいと考えております。

あと、1点目に関しましては、既に皆様のほうにもお示しをしたと思いますが、やはりここで思い切った対策を打たないと、今年度はまだ途中ですが、30%まで低下していると、コロナの影響もございましたけれども、やはり健診をしっかりしないことにはということで、早期発見で重篤化しないようにするためには、これは約2,000万円の予算化をしてみてもいいのではないかとということで、検討を指示してあります。やはり何らかの形で、大きな切替えができる基準点にして、向こう3年間の時限でも、結局その後、この結果といたしますか、結果の検証もしながら、その後は考えたいとは思いますが、ここににつきましては、当然市としても提案もさせていただきましたとおり、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

2点目、これにつきましては、ジェネリック医薬品につきましては、もう既に全国的なレベル、高いものではあるのですが、さらに取り組むように健全化に努めてまいりたいと思います。当然収納対策も国民健康保険課は非常に頑張って、収納率も高く維持をしておりますので、さらに取り組みができる部分は強化をしていきたいと思っております。

4点目でございますけれども、これは制度自体の構造的な課題ということで、これにつきましては、国保の運協のほうからも同様の申入れがありましたので、この税率改定のみではなくて、当然一般会計からの財政的補填も行うと。これにつきましては、今回の税率改定をしても、やはり4年度の2億円ほどの赤字は残されています。ですから、当然補填もしていかなければなりませんし、さらに今回4億円を投入して累積赤字の解消を図っていますけれども、残り7億5,000万円残っていますので、累積赤字の解消も並行して取り組んでいかなければならない、非常に強い気持ちで臨んでおりますので、ぜひそこは御理解もしていただきたいし、当然皆様からの附帯決議は当然のことだということで、市長としても、そこに関してはしっかり取り組んでいくということは、私のほうから発言させていただきたいと思います。以上です。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 市長、ありがとうございます。1番、2番、4番につきましては、しっかり取り組んでいく、実際取り組んでいっちゃると。そして、3番に関しては、宜野湾市だけではなく、市長会などと意見交換、調整して取り組んでいきたいということで、御理解してよろしいでしょうか。

○山城康弘 委員長 市長。

○市長 3番のコロナの影響、減免措置、当然コロナの影響が懸念をされているというのは一緒でございます。ですから、この減免措置、宜野湾市だけでアクションを起こしてもできるものではないと思います。やはり大きな組織、中部市町村の会長でもありますし、そこを通してやるのか、市長会を通してやるのか、そこはまた各首長の皆さんと相談しながら、国に要請していくことは検討してまいります。

○呉屋等 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。伊波委員。

○伊波一男 委員 本当に議会終了後、お疲れのところ御苦労さまでございます。本日はよく市長、副市長、出席していただいて、ありがとうございます。

まず、一番懸念されているのは、多くの市民、特に10万人のうちの2万5,000名が加入している国保税、これを大きく改定すると、増えるということはいいことではないと感じています。今、特に国民健康保険に関連する、後ろに課長の皆さん、また担当の職員とか、たくさんの方がお見えになっていますけれども、人的なものに関しては、このままの状態でも国保税が上がっていかないように、支出を抑えられるように取組が出ているというふうに見えていいのですか。それとも人的な配置方も今後は検討する部分が出てくるのではないかなと思います。

なぜかという、今、本当に職員の皆さんも国保税の収納率を上げるのも精いっぱいしているし、また健康づくりもいっぱいして、当然手が足りないのではないかなと受けるものですから、人的な配置、やはりそれなりの覚悟を持って取り組むことも出てくると思うのです。ただ、こちらから抑制をしなさいとかという要望よりも、また受ける側の皆様方の職員の配置をもっと手厚くして、本当にこの3年間で全てゼロにする、支出の抑制をするための検討づくり、それと特定健診であれば、さっき言った特定健診の受診率をアップするというのだけでも、2,000万円で1人3,000円程度やると言っているのですが、それで受診率何%を見込んでいるのか。もしそれがうまくいかなかったら、どうするのかというのものもあるわけです。

ですから、僕は人的配置の、もっと上乗せして、本当に市長が、この事業を、これだけ保険税を上げるのだから、内部の人の配置、やるべきではないかなと。4月から人事がありますけれども、その人事の話は始まっているわけなので、議会からしても、やはり本当に多くの市民が使えるお金をずっと投入するというのが本当に心苦しいのですよ。これもあわせて逆に人的な体制づくりというのを、本当に取り組んでいただいたほうが、皆さん職員も、もっといろいろなところの根回しとか、知恵も出てくるのではないかなと思います。その点は要望しておきたいと思います。その点、もし御意見、御回答がございましたら、お願いします。

○山城康弘 委員長 市長。

○市長 今、伊波一男委員からもございましたが、やはり強化していくということは、人の強化もせざるを得ないというふうに考えております。ただ、今は例のコロナワクチン接種班、あそこのほうに12名ほど配置しております。ですから、それが目途としては6月、7月と考えていますけれども、その頃にはしっかり体

制づくり、ワクチンPTが解散、あるいは縮小すれば、しっかり対応はできるかと思っています。これも予想ではあるのですけれども、健康増進課のほうは数が減らないように、何とかそこはカバーできていると思います。やはり今回税率改正もありますし、そこはまた総務部サイドとも、しっかり調整をさせていただきたいと思います。御提言をしっかり受け止めたいと思います。

○伊波一男 委員 以上です。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 市長、よろしくお願ひします。今日は副市長も安藤部長も一緒ということなので、私の場合、これまた歳出抑制のためには一般質問でもやっているの、細かい話はしないのですけれども、大きく、この国保の累積赤字、そして単年度赤字を解決するために今担当課のほうは一生懸命頑張っておられます。これは私たち委員会、これまで通して、いろいろな取組も聞いていますけれども、では果たして、今までやってきたことが、特に特定健診の受診率が低い、そこでいろいろ考え方を変えないといけないのではないかなと私は思っているのです。

そこで、やはりここですね、生活習慣病発症予防、これに関しては、恐らく担当課だけではなくて、企画が、もう本当にいろいろな部署にまたがる、本当に健康という意味をもう一度考えてもらいたいと僕は思っているのです。健康というのは、あくまでも体だけの健康だけではありません。財政面にもストレスをためないように、いろいろな考え方の健康というのがありますので、そういった面を改めて考えないといけない時期に来ていると思っております。

ここまで財政赤字になったら、もう後がないわけですね。先ほど市長がおっしゃったみたいに、本当に国保が運営できなくなるよというぐらいまで来ていると思っておりますので、そこも同時にやらないと、税率だけ上げても、恐らく医療費は簡単に落ちませんよ。今からも要は、中期的、長期的な部分も今同時にやらないと、この国保財政赤字は抑えられないと私は思っていますので、その辺の取組は、また自分自身の一般質問のときにやりますけれども、そういった全市の市長が先頭に立って、トップダウンして、健康増進課だけではなく、ほかの課も巻き込んで、これは宜野湾市の担当課だけではなくて全部で取り込むという、要は、そういう考え方を私はちょっと聞かせてほしいです。その辺の御見解をお願いします。

○山城康弘 委員長 市長。

○市長 伊佐委員からありましたように全庁的取組というのは、市長を先頭にということですから、私もただ指をくわえているわけではなくて、やはり各病院の院長先生に、大手の病院の院長先生に、現場の健康増進課と一緒に、直接健診の先生方に、院長先生から声かけをしてほしいと、健診を受けるようにということ、を宜野湾記念病院であり、海邦病院であり、ハートライフ病院であり、そういったところの院長先生にもお会いして、そういった声かけしてほしい、そしてまた先週はワクチンのお礼も兼ねて、特定健診の普及をお願いしたいということで、沖縄病院も海邦病院も行ってまいりましたけれども、単発でやっていくのは幾らでもやれるのですけれども、中長期的にやらないと、まず無理だろうと。今その腹づもりで取り組んでいこうと思っています。

ですから、時限立法で3年は特典措置も考えてみようと。この切替えを、まずやってみようと。そういうことが全市民、全職員挙げての取組につながっていくのではないかなと考えていて、それについての予算も

計上して取り組んでいくと。これは当然これだけの予算もかけますし、人もかけますから、ぜひ積極的にやれるように取り組んでいきたいと思います。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。以上です。

○山城康弘 委員長 副市長。

○副市長 今、市長がおっしゃっていた、市長が直接足を運んでいろいろな活動をされていた、それもそうなのですけども、もうちょっと中長期的な対応ですと、健康増進課に主査を配置しまして、琉球大学との包括協定を今結んでおります。安藤理事にも御協力いただきながら、琉大が健康都市宣言をしている宜野湾市に対して、どのような支援ができるのかというのを琉球大学の先生方も一緒になって今考えてもらっています。そういったものも含めて、今後中長期的な計画が立てられるかなと思っております。この辺御了承ください。

○山城康弘 委員長 ほかに質疑ございませんか。屋良委員。

○屋良千枝美 委員 よろしくお願ひいたします。やはり国保で一番大事なのは、国保の加入者が、市民の25%が加入しているということで、やはり弱者の方々が多いですよ。高齢者であったりとか、このコロナ禍の時期に商売が不振であえいでいる方もいらっしゃるということ、それとまた障害のある方、さらにフリーターなど非正規雇用の方々も国保に加入しているの方々というのが、弱者を守らないといけない立場では、やはり値上げというのは、本当に大変ではないだろうかというふうに懸念されます。

そして、やはりこの時期に、こういう値上げが来たということ自体が、市民の皆さんは理解できるかなと、理解していただけるかなというふうに感じます。

それと、今回値上げと、安藤部長が一生懸命、市長がおっしゃっていましたが、新規の企画事業ですね、これはとても大切だというふうに感じましたが、やはりもっと早く事業をすべきではなかったのかなというふうに思いますが、やはり市長、この事業をもっと早めに、いろいろ手がけていくということをしなけりなならなかったということと、あと弱者に対しての理解をどういうふうに進めていくかというのをお聞かせいただけますか。

○山城康弘 委員長 市長。

○市長 それにつきましては、屋良委員おっしゃるように、冒頭、私もお話したように心が痛い思いです。ただ、スケジュール的に昨日、今日始まったものではなくて、私が就任した当初から、これだけの大きな赤字を、累積赤字を抱えていると。これまでの10年間で70億円の投入してやってはきているのですが、やはり制度的にそうしていくものではないのではないかと。構造的な欠陥があっても、やはりそこは受益者負担も含めて市民に御理解を求めていくしかないのではないかと。

今回3億5,000万円の単年度赤字解消、4億円、累積赤字解消、7億5,000万円を導入しても、まだあと7億円余り累積赤字があると。今回の税率改正をしても、来年度の赤字は単年度で2億円は見ないとはいけません。そうすると、まず制度の維持ができないのではないかと。やはり国保制度、皆保険を維持していくためには、最低こういう形でお願ひせざるを得ない。やはりコロナ禍の影響もあろうかということで、先ほどもございましたけれども、コロナの減免も含めて、それはそれでその対応は、またできる限りはやっていきたい。

また、低所得の方々には、当然相談もそうですけれども、やはり減免制度もありますし、軽減制度もありますし、そこは担当課も大変だとは思いますが、私も含めて市民の御理解を求めていくということは最大限努力していきたいなと思います。

やはり何と云っても、これだけの赤字は、よそには出せないぐらいの赤字ですし、10万人のうちの2万5,000人、4分の1が加入者のために7億5,000万円も投入してしまっている。それでもまだ赤字があるという事は、市長としても理解を求めていきたいなと思います。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 財政的な事情は、よく理解できました。コロナ禍で、やはり受診率の目標を50%に掲げていくということですが、市長は本当に覚悟が必要ではないかと思います。やはり担当者のプロジェクトチームをつくりながら、やはり徹底的にやらないと、現実的ではないのが50%ですよ。それをやっという気持ちですので、市長の覚悟というのは、どういうふうにあるのでしょうか。

○山城康弘 委員長 市長。

○市長 数字的にも30%、何とか上げて34%まで上がったのですが、やはり健康の大切さ、そのことが重度化、重症化を下げ、全ての費用に回っていくのだと、家族を含めて、やはりそこは徹底して取り組んでいこうかと思っています。やはり市長の覚悟というだけではなくて、当然議員の皆様にもお願いしたいし、職員も全庁を挙げて取り組んでいると。お声がけもできるような、やってできない数字ではないと考えております。40%、最終的に50%。中期的に見て計画を、目標値を設定はしてありますけれども、やってできない数字ではないと考えていますので、しっかり取り組んでいきたいなと思います。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 やはりその中では、市民の健康への意識啓発というのが、とても大切だと思うのです。そういう意味では、細やかな新規事業の中で、市民の意識啓発のためにということで、いろいろなものを打ち出していくと思うのですが、そういう中で大きな目標を掲げるような取組というものを市長はお考えでしょうか。市長の、そういう取組です。意識啓発のために取り組んでいく、市民の意識が変革していかないといけない部分があると思います。その部分をお聞かせください。

○山城康弘 委員長 市長。

○市長 屋良委員おっしゃるように、市長がということを重ねてはありますが、私だけでできるものでもありません。インセンティブ、特典企画も今指示をしていますけれども、これはあくまでも約2,000万円ほどかけての一つの案でありまして、これからもっと練っていかねばならない。さらに、予算がそれだけというだけではなくて、ほかに何ができるのか。そこも当然検討していかねばいけないと思います。

財源が、これだけ厳しいのだということも御指摘ありましたけれども、もっと早くからアピールしておかないといけない。市民が、加入者が、そういうことをまだ十分理解していないということも、これはしっかり周知をしていって、そのことが健診につながる、重症化にならないようにつながる、医療費の抑制につながる。一朝一夕ではできないと思うのですが、それこそしっかり取り組むことによって徐々に改善していくのではないかと考えております。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○**屋良千枝美 委員** この改革というものが、本当に市民の健康というものが、市民の幸福度につながっていくと思いますので、ぜひいろいろな取組などもできるようにしていただきたいと思っております。値上げに関しては、またもう一度、会派に戻って確認して相談してみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○**山城康弘 委員長** ほかに質疑はございませんか。栄田委員。

○**栄田直樹 委員** よろしく願いします。先ほど市長からもありましたが、今、屋良委員の質疑の中で、やはり市民に対して周知が、もっと前もって徹底していく必要があったのではないかとということで、やはり値上げ、税率改正に対して市民の方々の御負担が大きくなる、本当に市民の低所得者、自営業が多い中で、やはり苦渋の決断だなという感じがするのですけれども、今後の周知に対して市報とか、ホームページで周知していくと思うのですが、この前資料がありましたね、当局から、こういった11億円赤字がありますよとか、中身が分かる、安藤部長がつくった資料もあるのですが、どうしても分かりやすいのが、この市報の中にA4サイズで挟んでもらって、1か月だけではなくて、2か月、3か月という中で周知をしていく。国保の財政面の中身を市民に分かってもらうために徹底して行ってほしいのですが、その辺もちょっと周知して行ってほしいなと思っておりますが、どうでしょうか。

○**山城康弘 委員長** 市長。

○**市長** 栄田委員からありました、先ほど来国保の財源の厳しさというのが、加入者を含めて市民の皆さんがあまりわかっていないのではないかとというのは、ずっと御指摘も受けて、そこは周知だったり、あるいは説明が十分じゃなかったと思います。

今回、今ございましたように、栄田委員が言われましたように、1回だけではなくて、2度、3度と仕組みも含めて、安藤理事のほうで、ある程度作成しましたけれども、ブラッシュアップして、どういった形で足を踏み込んでいけるか、しっかり取り組んでいきたいと思っております。1回、頭だけではなくて、常に土台から周知を図る努力をもっと重ねていけるように取り組んでいきます。

○**山城康弘 委員長** 栄田委員。

○**栄田直樹 委員** ぜひよろしく願いします。自営業の方は、やはり1日1日の暮らしが、生活がかかっている中の事業で、お仕事なさっている方もたくさんいらっしゃるのです。その中で、やはり税率が上がってしまうと、やはり生活面にとっても影響してくる方が多いものですから、やはり高齢者の方もいらっしゃるのですが、若い年代でも、そういった方がいっぱいいるのですよ。やはり本当に大変な税率値上げだなんて思いますので、ぜひ市民に対して理解していただくことが本当に大切だなという。議員の中でも説明責任がありますので、ぜひそういった周知を徹底してほしいと思っております。よろしく願いします。以上です。

○**山城康弘 委員長** 市長。

○**市長** 今、栄田委員からありましたように、議員の皆様からも市民に分かりやすく説明ができる形、資料とございますか、作成して提示しますので、一緒になって、大変だと思っておりますけれども、取り組んでいただければよいと思っております。

○**山城康弘 委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」という者あり)

○**山城康弘 委員長** 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第85号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後4時46分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後4時50分)

【議題】

議案第85号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております議案第85号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結いたします。

本件に対する討論を許します。

(「進行」「省略」という者あり)

○山城康弘 委員長 討論もないようですので、討論を終わり、表決に移りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第85号を挙手により採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成4：反対1)

○山城康弘 委員長 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後4時51分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後4時52分)

【議題】

議案第85号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに対する附帯決議

○山城康弘 委員長 次に、議案第85号に対し、呉屋等委員ほか3名から附帯決議(案)が提出されました。

呉屋等委員から附帯決議(案)の趣旨説明を求めます。呉屋等委員。

○呉屋等 委員 それでは、皆様のお手元にございます別紙について、附帯決議を読み上げまして提出させていただきたいと思います。

議案第85号 宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに対する附帯決議。

宜野湾市国民健康保険特別会計は、平成8年度以来の税率改定が令和2年度に行われたが、単年度赤字が毎年生じており、累積赤字額も年々増加傾向にあり、一般会計予算から法定外繰入れを行っている状況である。また、沖縄県が令和6年度から国民健康保険料（税）の水準の統一を目指していくことなどを考慮すると、議案第85号、宜野湾市国民健康保険税条例の一部を改正し、税率を改定することは苦渋の決断として理解するが、新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響や生活習慣病の重症化による医療費の抑制につながるさらなる取組も必要である。

よって、宜野湾市国民健康保険税条例の一部改正に合わせて、下記の事項を強く求める。

記

- 1、特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上、生活習慣病発症予防・重症化予防事業の取組など、保健事業のさらなる充実を図り、医療費の抑制に努めること。
- 2、収納対策、レセプト点検の充実強化や後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進など、引き続き国保財政の健全化に努めること。
- 3、新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置の継続について国へ求めること。
- 4、国民健康保険制度は、構造的な課題もあり、国民健康保険税率の改定のみによる財政支出の改善は大変厳しい状況であるため、当面は一般会計からの財政的補填も適宜検討すること。以上。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午後4時55分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午後4時56分）

○山城康弘 委員長 お諮りいたします。

附帯決議（案）については、質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより採決いたします。議案第85号に対し、お手元に配付の附帯決議を付すことに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成4：反対1）

○山城康弘 委員長 賛成多数であります。よって、議案第85号に対し、お手元に配付の附帯決議を付すことに決しました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午後4時57分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午後5時02分）

○山城康弘 委員長 これにて本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

（閉会時刻 午後5時02分）